令和
3
年度

第二次
鬼北町 長期総合計画
後 期 基 本 計 画
（第2期総合戦略）

令和
7
年度

令和3年3月　鬼北町

第二次
鬼北町長期総合計画

後期基本計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

令和3年3月

鬼北町

ご挨拶

平成28年3月に策定した「第二次鬼北町長期総合計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）がこの度、前期基本計画（平成28年度～令和2年度）の最終年度を迎えたため、計画策定時からのニーズの変化や社会構造の変化を踏まえながら、計画を改定いたしました。改定に当たりましては、これまでの取組を振り返り、相談体制の強化や行政による指導強化など、諸課題に対する取組を再構築しています。本町の第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間であり、令和3（2021）年度を初年度とする「第2期鬼北町人口ビジョン・総合戦略」の計画期間と重複しています。第2期総合戦略に掲げた施策や事業は、本計画と相互に関連するものであるため、その内容を適切に反映させるとともに、両計画の関係性を整理いたしました。

本格的な人口減少が到来するにあたり、私たちが歩んでいくこれからの時代は国と地方の活力を維持し高めながら、行財政改革の一層の推進、安定的な社会保障制度の確立など様々な課題に対処していかなければならない大変厳しい時代となることが想定されます。

計画の推進に当たりましては、そのような時代であっても、これまでの取組を活かし、今後の社会情勢の変化を見据え、まちの総合力を一層高め、選ばれ、住みたいまちとして持続していくことを重要視しております。

これからの町政では、長期総合計画が行政だけでなく、町民や地域、事業者などまちづくりに関わるすべての主体の道しるべとなり、互いの立場を尊重しつつ、まちづくりを町民の皆さんとともに推進し、一人ひとりが暮らしの豊かさを実感し、誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくり、未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとづくりなど次の世代へ引き継いでいこうとする意欲あふれたまちを実現していきたいと考えておりますので皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました総合開発計画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関や町民の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

鬼北町長　兵　頭　誠　亀

目　次

第１部　序論

第１章　はじめに 2
１．長期総合計画策定の趣旨 2
（１）計画の構成と期間 2
（２）行政評価との連動 3
（３）後期基本計画の策定に当たって 3
第２章　長期総合計画策定の背景 5
１．鬼北町の概況 5
（１）沿革 5
（２）自然的・地理的特性 5
（３）人口・世帯数の推移 7
（４）産業の現状 10
２．鬼北町を取り巻く環境の変化 13
（１）急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応 13
（２）暮らしの安全・安心に対する意識の高まり 13
（３）地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築 14
（４）地域づくりの担い手不足への対応 14
（５）ICT（情報通信技術）の積極的な活用による行財政運営の推進 14
（６）「持続可能な社会」の実現（SDGs）に向けた取組の世界的な広がり 15
３．まちづくりに関する町民の意識調査 16
（１）調査目的 16
（２）調査対象 16
（３）調査概要 16
（４）アンケート集計結果の概要 17

第２部　基本構想

第１章　鬼北町の将来像 30
第２章　まちづくりのフレーム 31
第３章　地域の魅力づくり 33
第４章　基本目標・推進施策 36

第３部　基本計画

第１章　はじめに 46
１．後期基本計画策定の趣旨 46
（１）後期基本計画策定の趣旨 46
（２）後期基本計画の期間 46
（３）第２期総合戦略との関係性 47
（４）後期基本計画の進行管理 48
第２章　重点プロジェクト 49
第３章　基本計画 58
基本目標１ 58
１－１　農業の振興 58
１－２　林業の振興 64
１－３　商工業の振興 67
１－４　観光・物産の振興 70
１－５　雇用の創出 72
１－６　女性の活躍推進 75
基本目標２ 77
２－１　資源循環型社会の推進 77
２－２　環境保全の推進 79
２－３　グリーン・ツーリズムの推進 82
２－４　エネルギー対策の推進 84
基本目標３ 85
３－１　地域保健・医療体制の充実 85
３－２　子育て支援策の充実 89
３－３　高齢者福祉の充実 94
３－４　障がい者福祉の充実 97
３－５　地域福祉の推進 99
基本目標４ 101
４－１　防災・減災対策 101
４－２　情報基盤の整備・活用 104
４－３　都市計画の推進 106
４－４　交通環境の充実 108
４－５　空き家対策 111
４－６　住宅・公園の整備 114
４－７　上下水道の整備・保守 116
４－８　交通安全・防犯対策 118

基本目標５ 121
５－１　学校教育の充実 121
５－２　生涯学習・生涯スポーツの充実 125
５－３　伝統文化の継承・発展 127
５－４　文化財の保護・活用 129
５－５　人権尊重・男女共同参画 131
基本目標６ 134
６－１　町民による地域活動の活性化 134
６－２　効果的・効率的な行財政運営 136

第４部　人口減少問題への対策

第１章　鬼北町の人口動態と課題 140
１．鬼北町の人口動向 140
（１）年齢３区分別人口の推移 140
（２）人口の自然増減の状況 142
（３）人口の社会増減の状況 145
２．鬼北町の抱える課題 148
３．目指すべき将来の方向性と人口の将来展望 150
（１）将来の人口の目標 150
（２）鬼北町の人口目標に対する取組 150

第５部　参考資料

第1部

序論

第１章　はじめに

１．長期総合計画策定の趣旨

（１）計画の構成と期間

長期総合計画とは、行政運営の長期的指針であり、各地方自治体単位の将来像やまちづくりの理念などを示すとともに、各行政分野の施策などについて、体系化したものです。

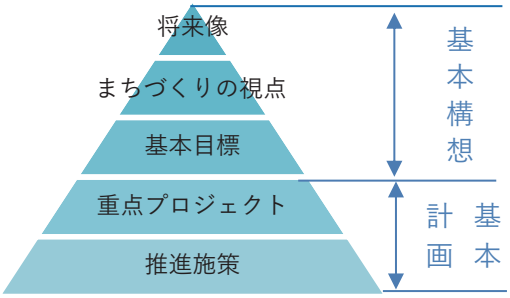

第２次鬼北町長期総合計画の構成

基本構想

基本構想とは、町の将来像とそれを実現するための政策を明らかにするものです。

構想期間は、平成 28（2016）年度から令和７（2025）年度までの 10 年間です。

基本計画

基本計画は、基本構想の実現に向け、重点的に取り組む重点プロジェクトと、分野別の推進施策・施策方針を体系的に定めるものです。基本構想の計画期間を前期と後期に区分し、計画期間をそれぞれ５年間(前期:平成 28(2016)年度から令和２(2020)年度まで、後期：令和３（2021）年度から令和７（2025）年度まで）としています。

長期総合計画の期間

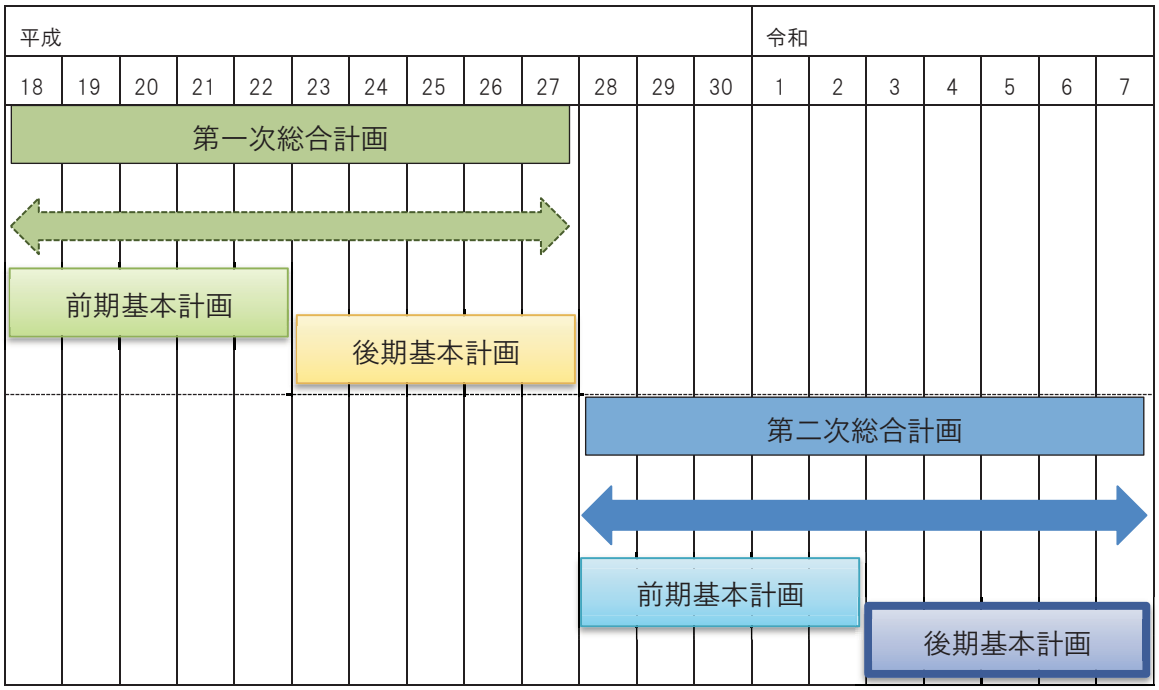

（２）行政評価との連動

長期総合計画では、行政が何をどれだけするのかだけを定めるのではなく、将来像にどのくらい近づいたか、それぞれの施策展開や事業が貢献したかを評価し、その結果を次の企画や実施などに反映していく仕組み（行政評価）を取り入れ、行政評価と連動し、進捗管理を行います。

そのために、成果指標（成果の数値化）を設定し、その数値の推移を評価し、見直しに活用します。また、成果指標の推移について報告し、進捗度について住民への説明責任を果たします。

（３）後期基本計画の策定に当たって

平成 28（2016）年度に策定した第二次鬼北町長期総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）では、当時の町民の価値観やニーズの変化、社会構造の変化や経済情勢の変化などを適切に反映させた計画づくりに努めました。

しかし、前期基本計画の策定から 5 年が経過し、本町を取り巻く状況は、急激に変化しています。

特に、本格的な人口減少時代の到来による、国をあげての「地方創生」への取組は、人口減少が加速している本町において、喫緊の課題となっています。

現在の状況が続けば、令和 42（2060）年には、国の総人口は約 9,300 万人にまで減少するという推計があるなかで、令和元（2019）年に、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び令和 2（2020）年度を初年度とする 5 か年の「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の第 2 期総合戦略」という。）が閣議決定されました。国の第 2 期総合戦略においても、「地方創生施策のさらなる充実・強化に取り組む」ことが明記されています。

本町においては、平成 28（2016）年 3 月に「鬼北町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、地方創生への取組を進めてきましたが、地方創生のさらなる充実・強化に向け、「第 2 期鬼北町人口ビジョン・総合戦略」（以下「第 2 期総合戦略」という。）を策定します。

第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（以下「本計画」という。）は、このような状況を踏まえながら、第 2 期総合戦略の内容を十分に反映させるなど、新たに、次の 3 つの視点を加えて策定しました。

後期基本計画の策定における「新たな視点」

視点 1　「第 2 期人口ビジョン・総合戦略」の反映（一本化）

本町の第 2 期総合戦略の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間であり、令和 3（2021）年度を初年度とする本計画の計画期間と重複しています。

また、第 2 期総合戦略に掲げた施策や事業は、本計画と相互に関連するものであるため、その内容を適切に反映させるとともに、両計画の関係性を整理しました。

視点 2　客観的な進捗状況の確認（施策評価）

前期基本計画では、策定時に施策の成果を測るための客観的な指標（成果指標）を設定しています。

本計画では、前期基本計画における課題を整理するとともに、最新の町民ニーズを的確に把握するため、成果指標の進捗状況の確認（施策評価）を行いました。

視点 3　若い世代も含めた町民の意見を反映させた計画づくり

▶ まちづくりワークショップ（近永駅周辺賑わい創出プロジェクトの様子）

上記以外にも、以下の内容に取り組みながら、町民の意見を反映させた計画づくりを進めました。

- 住民 2,000 人を対象としたまちづくりアンケート調査
- パブリック・コメント

第２章　長期総合計画策定の背景

１．鬼北町の概況

（１）沿革

本町には、縄文期の岩谷遺跡や「続日本紀（しょくにほんぎ）」における朱砂（水銀の硫化鉱物）献上の記述にみられるように古くから人が定住していたことが確認されています。また、国史跡など等妙寺旧境内の発掘調査などから、中世には「黒土郷河原淵領」として文化圏を形成していたと考えられています。

近世には、宇和島藩と吉田藩に分封され、明治４（1871）年の廃藩置県以降、順次、宇和島県及び吉田県、宇和島県、神山県に属し、明治６（1873）年に愛媛県の一部になりました。

明治 22（1889）年の市制町村制の施行に伴い、旧広見町は旭村（昭和 16（1941）年１月１日近永町となる）、好藤村、愛治村、三島村、泉村となり、昭和 28（1953）年に施行された町村合併促進法により、昭和 30（1955）年３月 31 日に５か町村が合併し「広見町」となりました（その後、昭和 33（1958）年８月に是延部落を三間町へ分割）。旧日吉村は明治 23（1890）年に５村が合併し「日吉村」となりました。さらに、平成 17（2005）年１月１日に歴史的にも地理的にも密接な関係にある広見町と日吉村が合併し、「鬼北町」が誕生しました。

（２）自然的・地理的特性

①位置

本町は、愛媛県の西南部に位置し、東西 28.0km、南北 20.8km、総面積 241.87 ㎢の町で、南予の生活圏の中心である宇和島市に隣接しています。

地形は、四方を高月山、御在所山、戸祇御前山、高研山、地蔵山などが連なる四国山地に囲まれた盆地で、日本最後の清流と呼ばれる四万十川の源流※の一つとして町民に親しまれている広見川が町の中央を貫流しています。

周囲は、鬼ヶ城連峰や戸祇御前山など豊かな自然に恵まれ、伊予神楽など固有の歴史文化資源を有し、温暖な気候を利用した多彩な農林業を基幹産業としています。

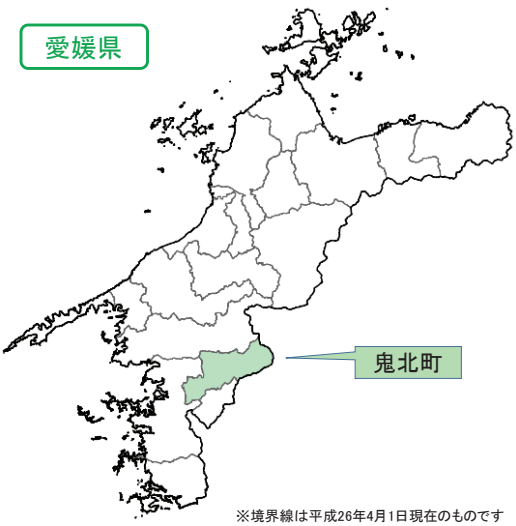

※境界線は平成26年4月1日現在のものです

※　四万十川の“源流”は高知県高岡郡津野町の「不入山」である。しかし、本町に流れる広見川は四万十川に注ぐ最大級の支流であるため、豊かな自然環境のシンボルとして“源流”という表現を用いています。

②気候

本町は年間を通しておおむね温暖ですが、昼夜の寒暖の差が大きく、冬は寒冷、夏は高温多雨という気候です。

鬼北町の気象データ

年次	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	
	平均	最高	最低	年合計	最大	平均
平成 19 年	16.2	36.0	-6.2	1,853.0	7.0	1.3
平成 20 年	15.4	36.0	-4.2	1,881.0	7.0	1.2
平成 21 年	15.7	34.8	-4.7	1,657.0	7.2	1.3
平成 22 年	15.7	36.6	-4.9	1,952.5	6.7	1.3
平成 23 年	15.0	35.0	-4.9	2,562.5	7.2	1.3
平成 24 年	14.7	34.7	-4.8	2,601.0	8.3	1.4
平成 25 年	15.3	37.6	-4.9	1,783.0	6.8	1.3
平成 26 年	14.9	35.7	-6.0	2,633.5	8.0	1.3
平成 27 年	15.4	35.7	-3.3	2,512.5	8.4	1.3
平成 28 年	16.2	35.9	-5.5	2,255.5	7.2	1.3
平成 29 年	15.1	36.4	-5.1	1,967.0	8.3	1.4
平成 30 年	15.4	36.3	-8.6	2,789.5	8.2	1.4
令和元年	15.8	35.6	-4.2	2,161.5	7.2	1.3

資料：気象庁 HP（近永観測所　気象データ）

（３）人口・世帯数の推移

①総人口の推移

本町の人口は 10,357 人（平成 31（2019）年 1 月 1 日現在）です。平成 27（2015）年調査以降は減少を続けており、平成 25（2013）年調査と比較すると男性 89.8%、女性 90.2%となっています。総人口に占める男女の割合は男性 46.6%、女性 53.4%です。

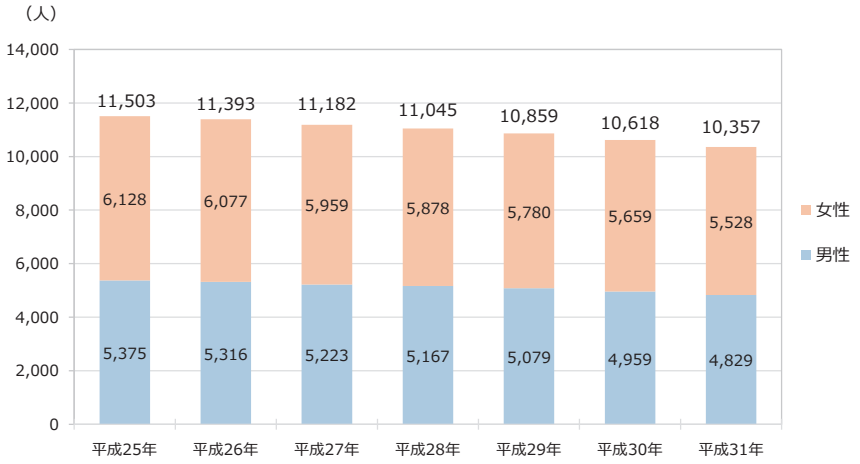

資料：住民基本台帳

②年齢区分別人口割合

本町における年齢 3 区分人口割合の推移をみると、平成 27（2015）年では、年少人口（15 歳未満）が 10.8%、生産年齢人口（15～64 歳）が 47.0%、老年人口（65 歳以上）が 42.2%となっています。前期基本計画策定時よりもさらに、少子高齢化が進んでいることがわかります。

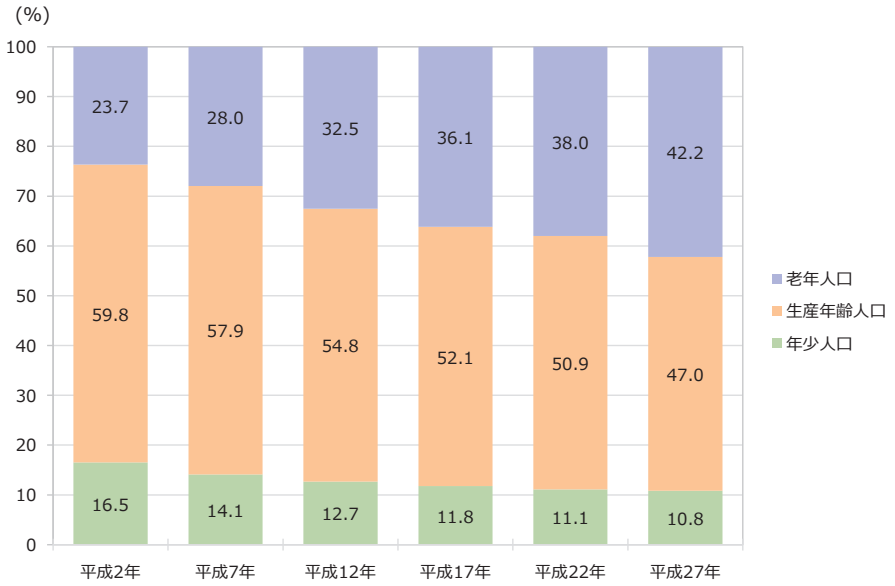

注）平成 12 年以前の人口は、合併前旧町村の総数

資料：国勢調査

本町の平成 27（2015）年から令和 22（2040）年の人口ピラミッドをみると、総人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、年少人口（15 歳未満）を含む若い世代の人口が減少し、「つぼ型」に向かっていくものと考えられます。

【平成 27 年】

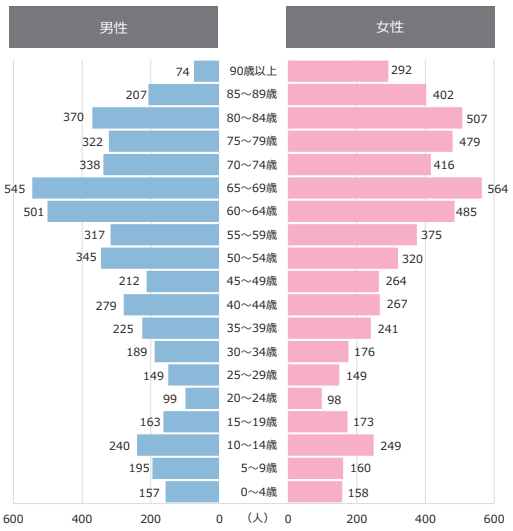

【令和 22 年】

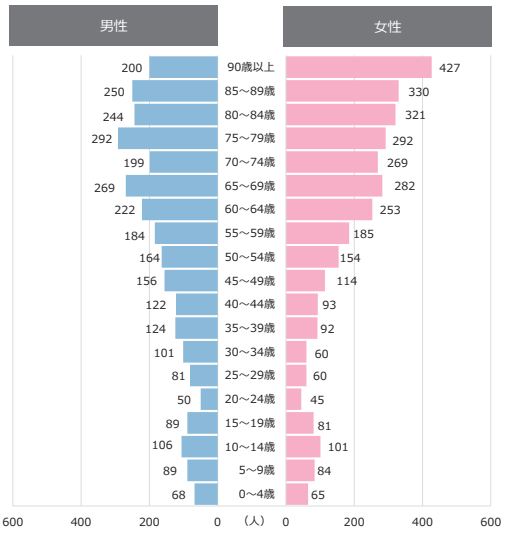

資料：RESAS

③世帯の推移

本町の平成 27（2015）年の世帯数は 4,614 世帯であり、平成 17（2005）年の町村合併をピークとして減少に転じています。1 世帯当たり人員は 2.32 人/世帯で、核家族化や町外への人口流出により減少傾向にあります。

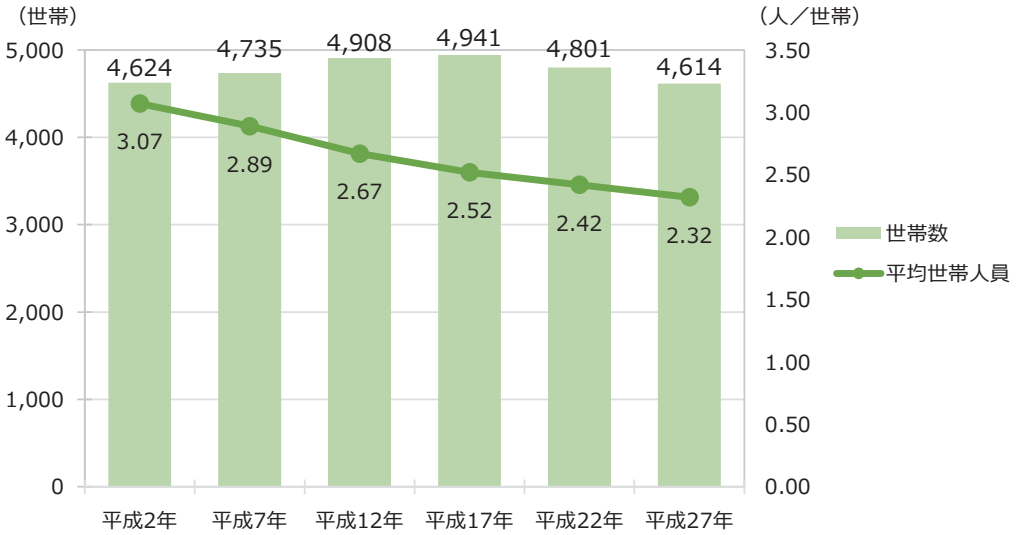

注）平成 12 年以前の人口は、合併前旧町村の総数

資料：国勢調査

本町の一般世帯の状況を世帯構造別にみると、「核家族世帯数」は2,695世帯（58.7%）となっており、全国平均（55.8%）より2.9ポイント高く、核家族化が進んでいます。

一般世帯のうち「65歳以上の高齢者がいる世帯数」は2,823世帯（61.5%）であり、愛媛県平均（45.5%）より16.0ポイント、全国平均（40.7%）より20.8ポイント高くなっています。

また、「65歳以上の単身者世帯数」は944世帯（20.6%）であり、5年前の847世帯（17.7%）より増加しています。「高齢夫婦世帯数」は911世帯（19.8%）であり、愛媛県平均（13.8%）及び全国平均（11.4%）を大きく上回っており、高齢者のみの世帯（「65歳以上の単身者世帯数」及び「高齢夫婦世帯数」）が一般世帯の40.4%を占めています。

世帯の状況

単位：世帯、（%）

	鬼北町	愛媛県	全国
世帯総数	4,614	591,972	53,448,685
一般世帯数	4,590	590,629	53,331,797
核家族世帯数	2,695	338,047	29,754,438
（割合）	（58.7）	（57.2）	（55.8）
65歳以上の高齢者がいる世帯数	2,823	268,765	21,713,308
（割合）	（61.5）	（45.5）	（40.7）
65歳以上の単身者世帯数	944	81,356	5,927,686
（割合）	（20.6）	（13.8）	（11.1）
高齢夫婦世帯数	911	81,216	6,079,126
（割合）	（19.8）	（13.8）	（11.4）
3世代世帯数	36	5,290	710,006
（割合）	（0.8）	（0.9）	（1.3）
施設等の世帯数	24	1,343	116,888

注１）高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦１組のみの一般世帯

注２）「割合」は、一般世帯数を100とした値

資料：国勢調査

（４）産業の現状

①産業別就業者数の推移

平成 27（2015）年の全就業者数は、5 年前から微増して 4,764 人となっています。

産業別就業者の推移をみると、第 1 次産業就業者は、平成 22（2010）年に一度減少傾向がみられましたが、平成 27（2015）年には平成 17（2005）年以前の基準に戻っています。

第 2 次産業就業者は、平成 12（2000）年以降減少し続けており、就業者数は平成 12（2000）年比 46.2%減となっています。

第 3 次産業就業者も、減少傾向となっています。就業者数は、平成 12（2000）年に比べ 11.3%減少していますが、第 1 次産業及び第 2 次産業に比べ減少幅は小さく、平成 27（2015）年就業者割合の 63.0%を占めています。

産業別就業者数及び構成比

単位：人、（%）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第1次産業就業者数 （割合）	1,004 （16.3）	1,017 （17.7）	693 （14.6）	801 （16.8）
第2次産業就業者数 （割合）	1,783 （28.9）	1,417 （24.7）	1,019 （21.5）	959 （20.1）
第3次産業就業者数 （割合）	3,386 （54.9）	3,300 （57.6）	3,034 （63.9）	3,004 （63.0）
合　計	6,173	5,734	4,746	4,764

注）第１次産業：農業・牧畜業・林業・狩猟業
第２次産業：鉱業・工業・建設業
第３次産業：商業・運輸通信業・金融保険業・公務・自由業その他のサービス業の総称
合計には「不詳」を含んでいない。

資料：国勢調査

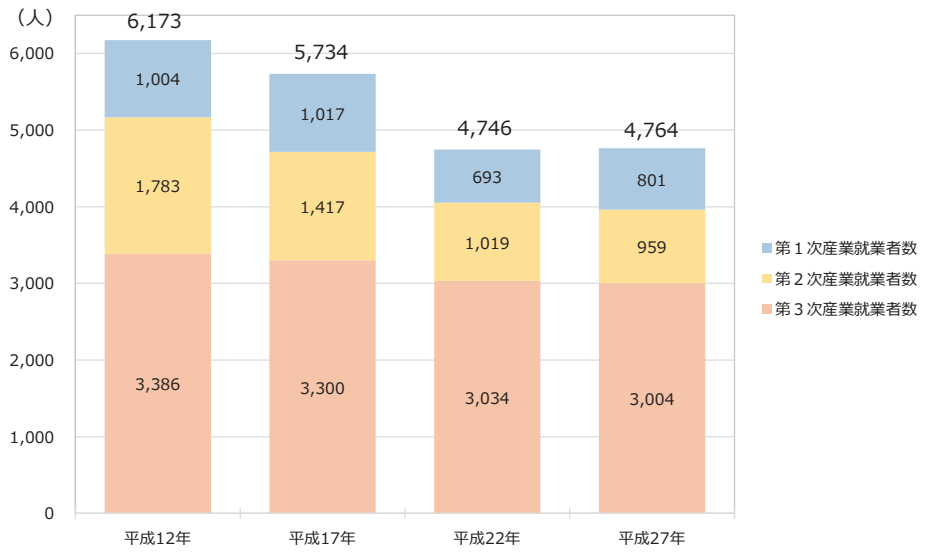

資料：国勢調査

②就業・通学者の流入・流出状況

本町の就業・通学による流入・流出状況は、町内流入 1,231 人、町外流出 1,539 人となっており、町外流出が多くなっています。流入・流出ともに隣接市町との関係が強く、宇和島市及び松野町とのつながりが深いことがうかがえます。

流入状況

単位：人

	総数	15 歳以上就業者	15 歳以上通学者
鬼北町で就業･通学する者	4,905	4,576	329
町内で従業･通学	3,589	3,420	169
他市町から従業･通学	1,231	1,072	159
県内	1,151	1,006	145
宇和島市	726	621	105
松野町	323	286	37
西予市	1	1	—
その他	101	98	3
県外	80	66	14

注）総数は不詳を含むため、合計が合致しないことがある

資料：国勢調査

流出状況

単位：人

	総数	15 歳以上就業者	15 歳以上通学者
鬼北町に常住する就業者･通学者	5,201	4,886	315
町内で従業･通学	3,589	3,420	169
他市町へ従業･通学	1,539	1,394	145
県内	1,478	1,339	139
宇和島市	1,131	1,012	119
松野町	131	131	—
西予市	119	114	5
その他	97	82	15
県外	49	43	6

注）総数は不詳を含むため、合計が合致しないことがある

資料：国勢調査

③ 産業分類別就業者の流入・流出状況

産業分類別の流入・流出状況をみると、町内在住の就業者のうち、町外への流出人口が多い産業は、「医療、福祉（344 人）」、「卸売業、小売業（195 人）」、「製造業（155 人）」、「建設業（111 人）」、「運輸業、郵便業（106 人）」となっており、流出人口が 5 割以上となる産業は、「漁業（92.9%）」、「運輸業、郵便業（65.4%）」、「金融業、保険業（63.8%）」、「情報通信業(60.0%)」となっています。

一方、本町で就業する者のうち、町外からの流入人口が多い産業は、「医療、福祉（287 人）」、「卸売業、小売業（179 人）」、「製造業（141 人）」、「教育、学習支援業（92 人）」、「建設業（80 人）」となっており、流入人口が 4 割以上となる産業は「教育、学習支援業（46.7%）」となっています。また、移動人口の大きい産業は、流入・流出ともに「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」となっています。

産業分類別就業者数

単位:人

	鬼北町在住の就業者		鬼北町で就業する者		
		流出人口		町内在住	流入人口
総数	4, 886	1, 394	4, 576	3, 420	1, 072
農業、林業	787	39	807	748	59
うち農業	719	29	690	690	22
漁業	14	13	1	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業	3	－	3	3	0
建設業	393	111	364	281	80
製造業	563	155	549	407	141
電気･ガス･熱供給･水道業	15	7	9	8	1
情報通信業	10	6	8	4	3
運輸業、郵便業	162	106	91	55	33
卸売業、小売業	619	195	605	421	179
金融業、保険業	69	44	37	24	12
不動産業、物品賃貸業	23	8	17	15	2
学術研究、専門･技術サービス業	59	26	38	33	5
宿泊業、飲食サービス業	164	40	158	123	34
生活関連サービス業、娯楽業	140	35	132	102	27
教育、学習支援業	196	91	197	105	92
医療、福祉	1, 003	344	947	654	287
複合サービス事業	95	25	109	70	39
サービス業（他に分類されないもの）	209	67	181	141	39
公務（他に分類されるものを除く）	240	73	201	167	34
分類不能の産業	122	9	122	58	5

資料：国勢調査

２．鬼北町を取り巻く環境の変化

（１）急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応

わが国では、令和という新たな時代を迎え、出生数の急減や間もなく団塊世代が後期高齢者となる 75 歳を迎えるなど、人口減少、少子・超高齢化がさらに進んでいくことが推測されています。

人生 100 年時代が現実となりつつあるなか、年齢や性別によらず、誰もが生きがいを持ち、ともに支え合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

また、外国籍町民との異文化交流や相互理解を進め、地域における多文化共生を推進していくことも求められています。

本町においても、国が掲げる、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりなどの総合的な施策の展開を図り、的確に時代の変化に対応していく必要があります。

（２）暮らしの安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元（2019）年の台風 19 号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、大規模な自然災害への対応が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などによる被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行するなか、わが国においても緊急事態宣言が発出されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっていることから、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっています。

本町においても、町民の幸せな暮らしの実現に向け、本町独自の安全・安心を基本としたまちづくりへの取組を強化する必要があります。

（３）地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。

国では、各地域がそれぞれの特性に応じて資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農村漁村が相互補完しながら経済活動を行う地域循環共生圏の構築を推進しています。

本町では、環境保全意識の高揚や地球温暖化防止を図るため、ごみの３Ｒ※、環境浄化微生物の活用、住宅用太陽光発電システムの設置推進などに取り組んでいます。今後も自然環境の保全や廃棄物の減量化、資源・エネルギーの循環をはじめ、環境と共生する持続可能な循環型社会の構築に向けて、町民・事業者・行政の協働によって環境負荷を最小限にする取組を推進する必要があります。

※3R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の３つの英語の頭文字を表す。Reduce（リデュース）：ごみとして廃棄されることが少なくなるように製造・加工・販売すること。Reuse（リユース）：ごみとして廃棄しないで再使用すること。Recycle（リサイクル）：再生資源として再生利用すること。

（４）地域づくりの担い手不足への対応

全国的に急速な人口減少が進むなか、地方圏においては、何事においても人員不足が慢性的な課題であり、その地域に根付く産業、伝統芸能、生活文化、景観などの維持が難しくなり、地域の宝が失われている状況が全国各地でみられ、地方部を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本町においても、基幹産業である農林業従事者の減少に対応するため、前期基本計画では新規就農者や担い手の確保に努めました。一方で、商工会の会員数は廃業などにより減少傾向であり、後継者不足による廃業の可能性がある事業所も増加しています。また、地域づくり人材の高齢化などが顕著となっています。今後は、引き続き担い手確保のための体制を確立することが必要です。

（５）ICT（情報通信技術）の積極的な活用による行財政運営の推進

人口減少による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念されることに加え、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は厳しさを増していきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与え、その先行きも不透明な状況となっています。

さらに、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かっていくなか、国では新たな未来社会である Society5.0 の実現を目指しており、その取組の一つとして、AI（人工知能）、IoT（モノ同士がインターネット経由で通

信すること)、ICT を活用したスマート自治体への転換を推進しています。

本町においても、こうした新たな技術の活用を見据えて、まずは地域間の情報格差の是正などの町民サービスの向上をはじめとして、職員の働き方改革や施策立案への活用など、効率的な行財政運営を図っていく必要があります。

（６）「持続可能な社会」の実現（SDGs）に向けた取組の世界的な広がり

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年～令和 12（2030）年の 15 年間で達成するための目標として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択されたものです。SDGs には、一人一人がそれぞれの立場で、世界をよりよくするためにできることを考え、取り組むことができるよう 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが示されています。

わが国においても、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、地方自治体においても SDGs の達成に向けた取組が求められています。

SDGs は、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すもので、長期総合計画で掲げる将来像を実現するための“持続可能なまちづくり”の目標としても捉えることができます。

そのため、本町では、本計画の分野別の基本目標と SDGs の 17 の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGs の達成につなげていきます。

今後は本計画の下、SDGs の達成に向けた世界を視野に入れた本町ならではの取組を進めていきます。

３．まちづくりに関する町民の意識調査

（１）調査目的

本調査は、長期総合計画及び第２期総合戦略の見直しに当たって、本町のまちづくりに関する町民の意識や意見などを把握し、今後の計画づくりのための基礎資料とすることを目的として実施しました。

（２）調査対象

18 歳以上の町民（住民基本台帳による無作為抽出）

（３）調査概要

①調査方法

郵送配布、郵送回収

②調査時期

令和２（2020）年２月

③回収結果

・配布数　　2,000 件
・有効回収数　1,204 件
・有効回収率　60.2%

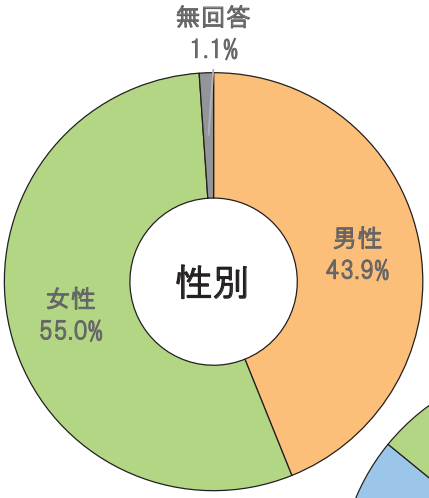

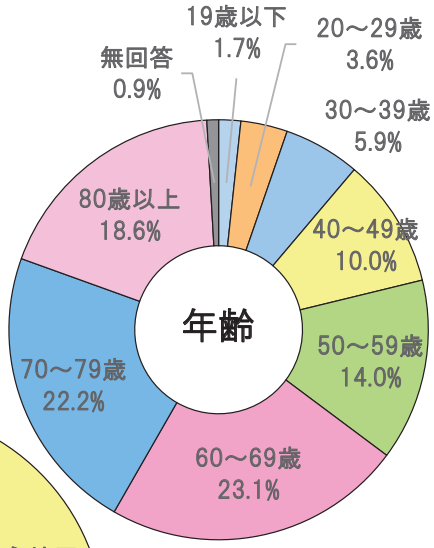

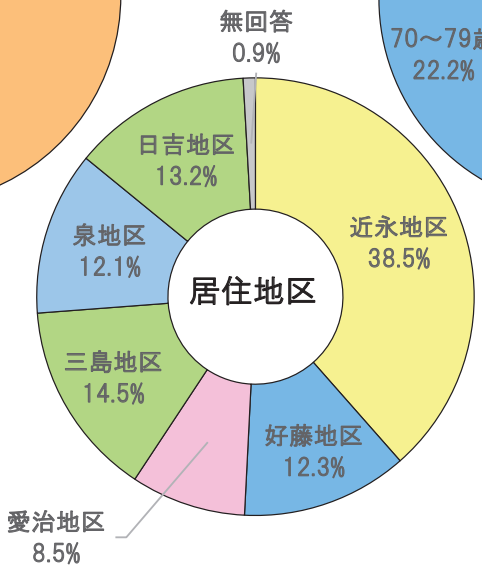

（４）アンケート集計結果の概要

①鬼北町の住みやすさについて

問　あなたは、鬼北町が「住みやすいまち」だと感じますか。（○は1つ）

・「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と思っている方が６割を占めています。尚、前回調査（平成 27 年）では、「住みよい」「まあまあ住みよい」と思っている方は７割となっています。

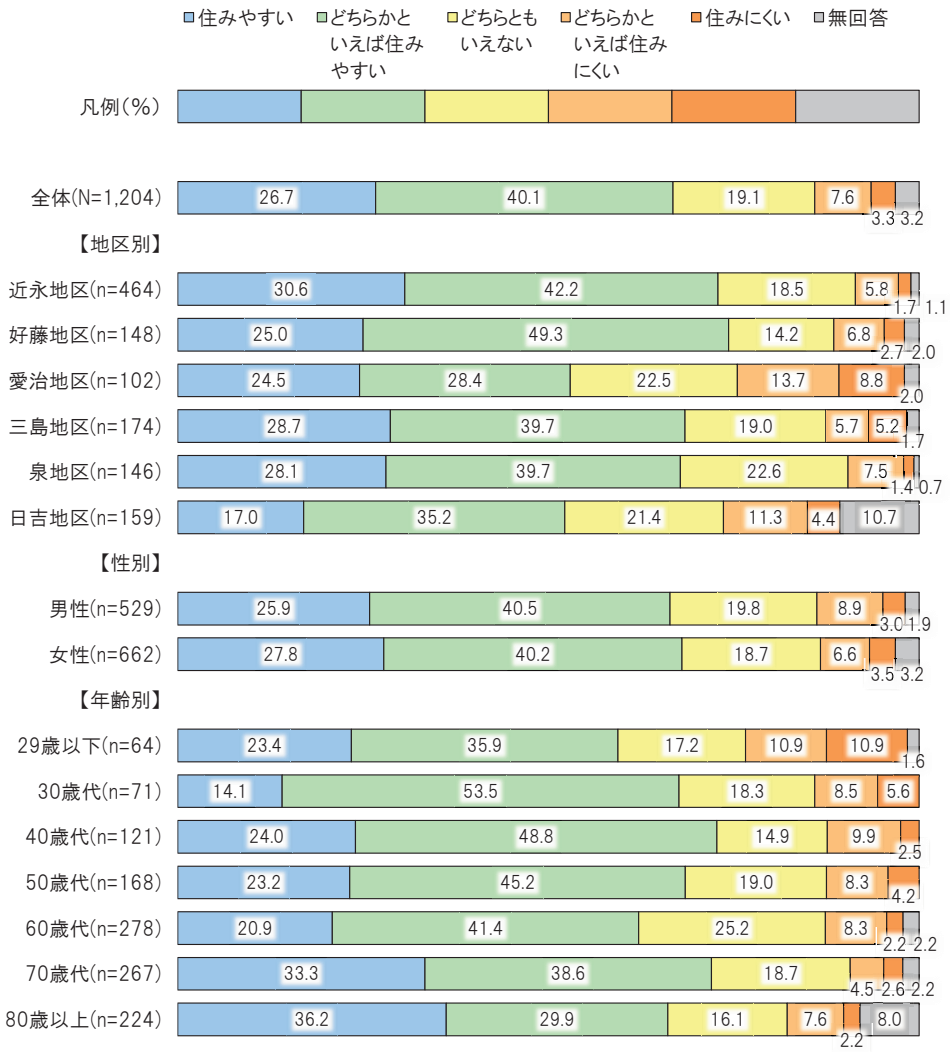

②今後の定住意向について

問　あなたは、これからも鬼北町に住み続けたいと思いますか。（○は1つ）

・住み続けたいと思っている方が８割を超え、年齢が上がるほど、その傾向が強くなっています。尚、前回調査（平成 27 年）では、住み続けたいと思っている方は７割となっています。

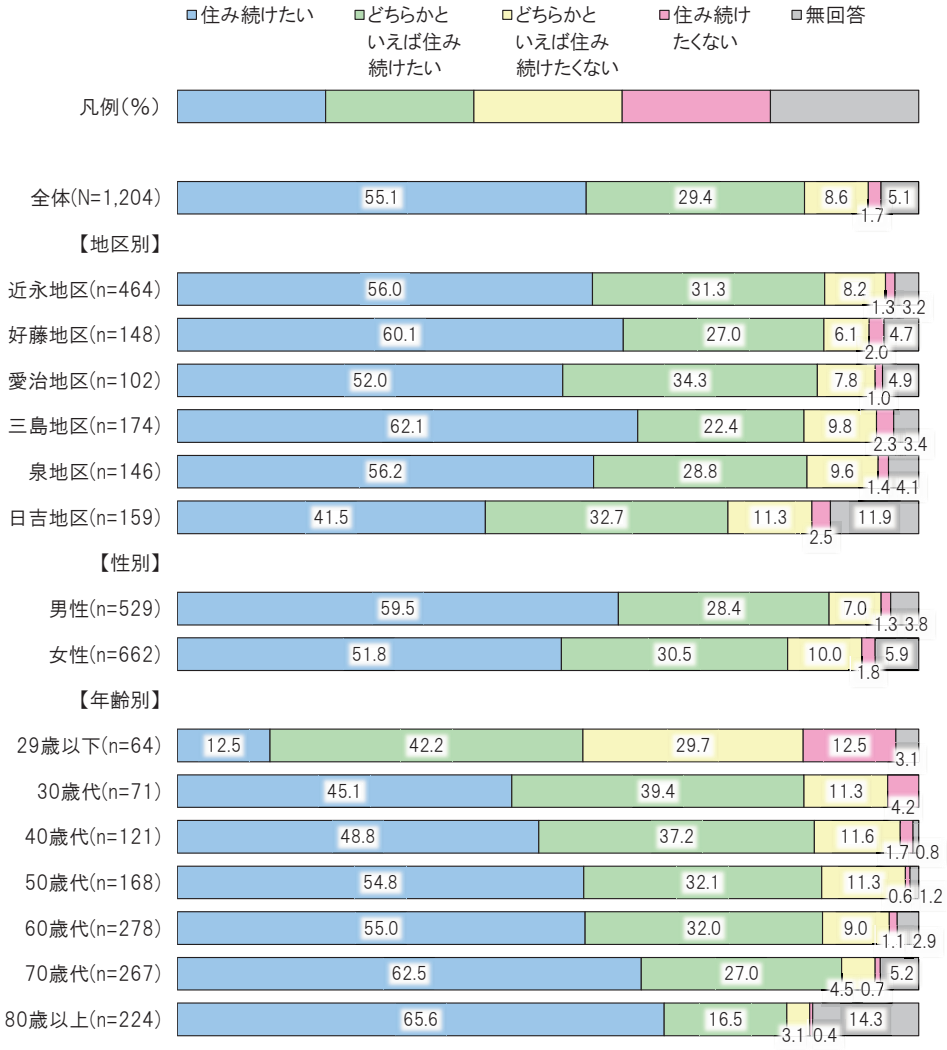

問　今後、「住み続けたい鬼北町」を実現していくために、どのような取組が必要だと思いますか。（○は5つまで）

・定住要件として、医療や福祉の充実を求める傾向が強くなっています。また、交通利便環境の充実を求める方の割合が高くなっています。

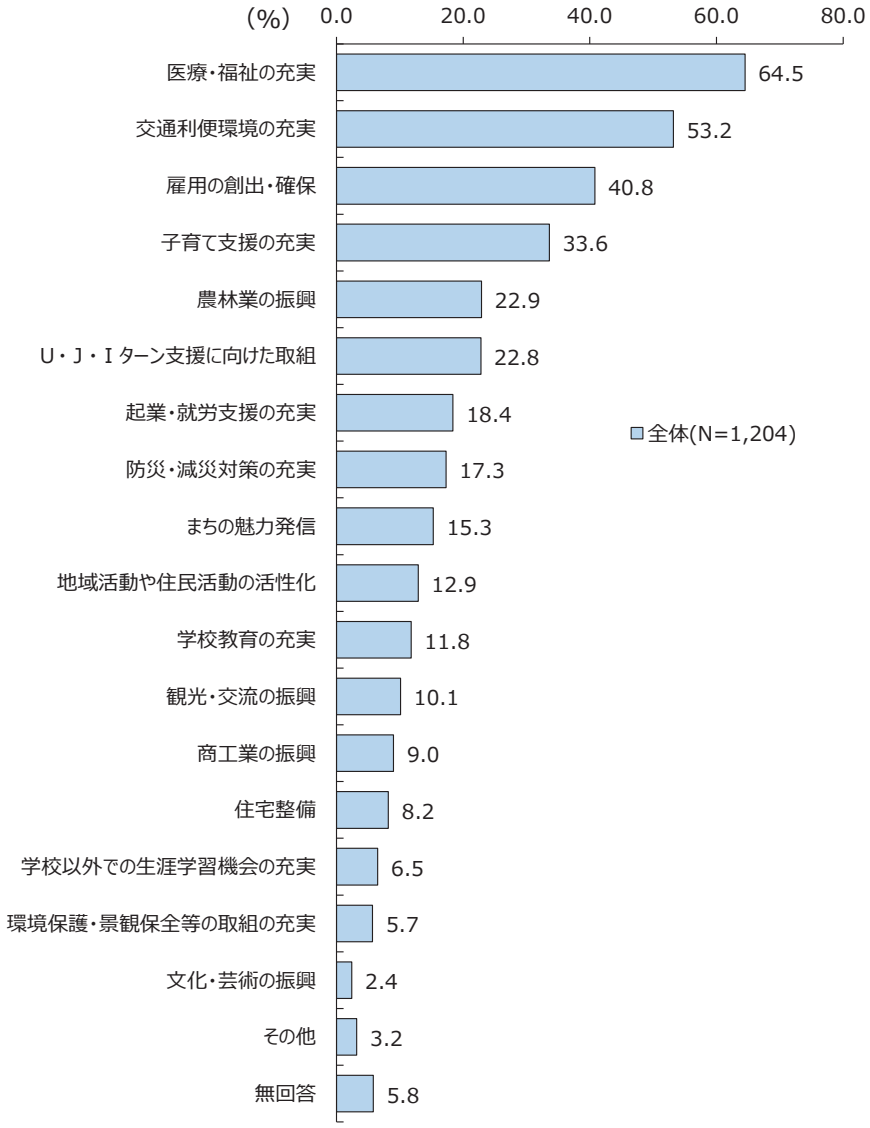

③町づくりの満足度と重要度について

問　次にあげる鬼北町の各施策についておたずねします。あなたは、次の施策それぞれについて、現在、どのくらい満足していますか。また、今後、どの程度重要だと思いますか。（○はそれぞれ1つずつ）

■満足度の傾向

・満足度評価が最も高い施策は「【４】（１）防災・減災対策」(1.80) で、以下「【５】（３）伝統文化の継承・発展」「【５】（４）文化財の保護・活用」(各 1.42)、「【４】（７）上下水道の整備・保守」(1.40)、「【５】（１）学校教育の充実」(1.37) の順となっています。

・相対的に満足度評価が低い施策としては、「【１】（５）雇用の創出」(-2.19)、「【４】（５）空き家対策」(-1.56)、「【１】（３）商工業の振興」(-1.37)、「【４】（４）交通環境の充実」(-1.33)、「【１】（２）林業の振興」(-1.02) などがあげられます。

・30 項目中で平均評定値がプラス評価だったのは 21 項目、マイナス評価だったのは９項目となっています。

■重要度の傾向

・重要度評価が最も高い施策は「【３】（１）地域保健・医療体制の充実」(6.73) で、以下「【４】（１）防災・減災対策」(6.42)、「【３】（３）高齢者福祉の充実」(6.11)、「【１】（５）雇用の創出」「【３】（２）子育て支援策の充実」(各 6.07) の順となっています。

・相対的に重要度評価が低い施策としては、「【５】（４）文化財の保護・活用」(2.98)、「【２】（３）グリーン・ツーリズムの推進」(3.20)、「【５】（３）伝統文化の継承・発展」(3.37)、「【１】（４）観光・物産の振興」(3.43)、「【４】（６）住宅・公園の整備」(3.44) などがあげられます。

満足度
全体(N=1,204)

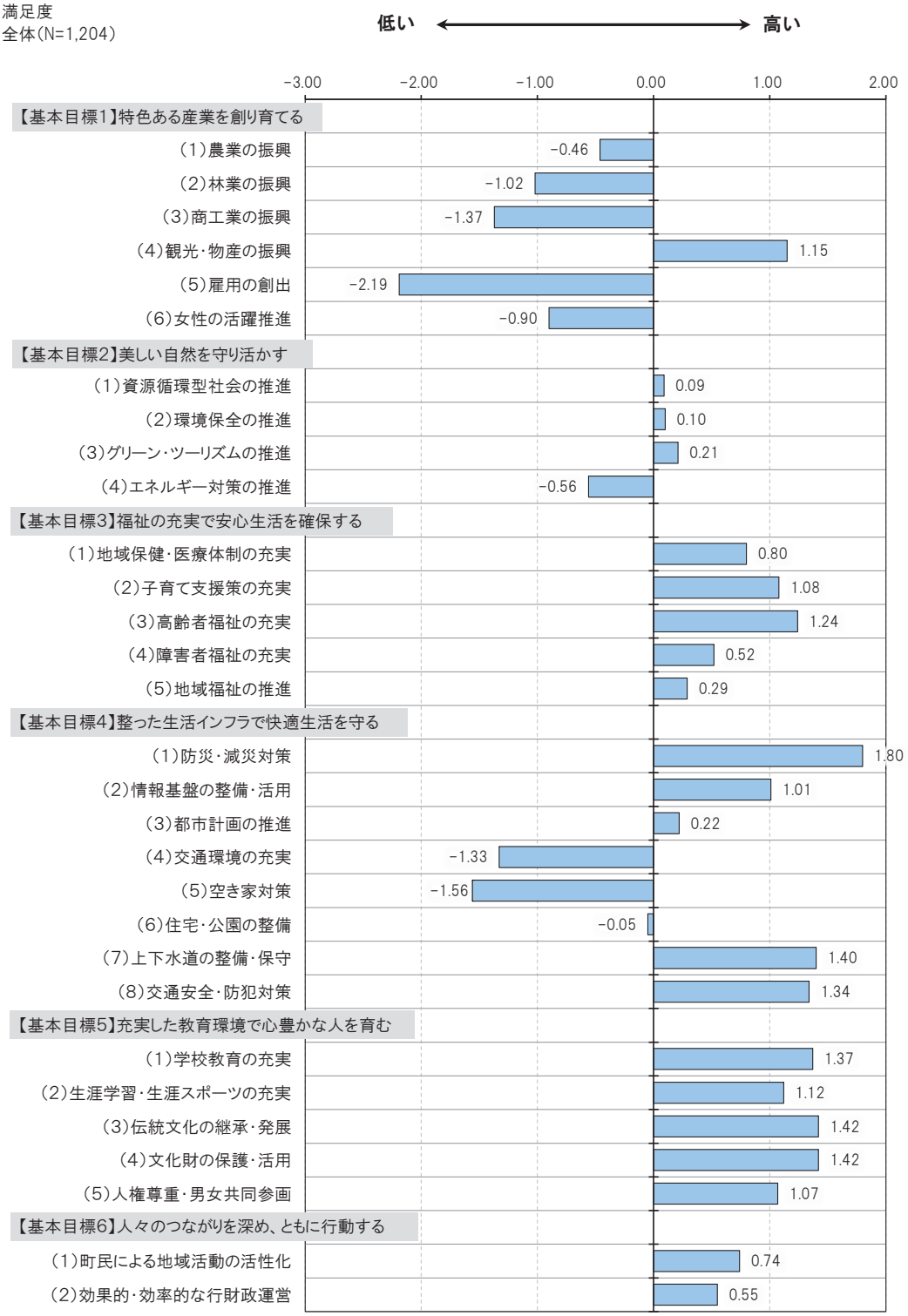
低い
高い
-3.00
-2.00
-1.00
0.00
1.00
2.00
【基本目標1】特色ある産業を創り育てる
(1)農業の振興 -0.46
(2)林業の振興 -1.02
(3)商工業の振興 -1.37
(4)観光・物産の振興 1.15
(5)雇用の創出 -2.19
(6)女性の活躍推進 -0.90
【基本目標2】美しい自然を守り活かす
(1)資源循環型社会の推進 0.09
(2)環境保全の推進 0.10
(3)グリーン・ツーリズムの推進 0.21
(4)エネルギー対策の推進 -0.56
【基本目標3】福祉の充実で安心生活を確保する
(1)地域保健・医療体制の充実 0.80
(2)子育て支援策の充実 1.08
(3)高齢者福祉の充実 1.24
(4)障害者福祉の充実 0.52
(5)地域福祉の推進 0.29
【基本目標4】整った生活インフラで快適生活を守る
(1)防災・減災対策 1.80
(2)情報基盤の整備・活用 1.01
(3)都市計画の推進 0.22
(4)交通環境の充実 -1.33
(5)空き家対策 -1.56
(6)住宅・公園の整備 -0.05
(7)上下水道の整備・保守 1.40
(8)交通安全・防犯対策 1.34
【基本目標5】充実した教育環境で心豊かな人を育む
(1)学校教育の充実 1.37
(2)生涯学習・生涯スポーツの充実 1.12
(3)伝統文化の継承・発展 1.42
(4)文化財の保護・活用 1.42
(5)人権尊重・男女共同参画 1.07
【基本目標6】人々のつながりを深め、ともに行動する
(1)町民による地域活動の活性化 0.74
(2)効果的・効率的な行財政運営 0.55

重要度
全体(N=1,204)

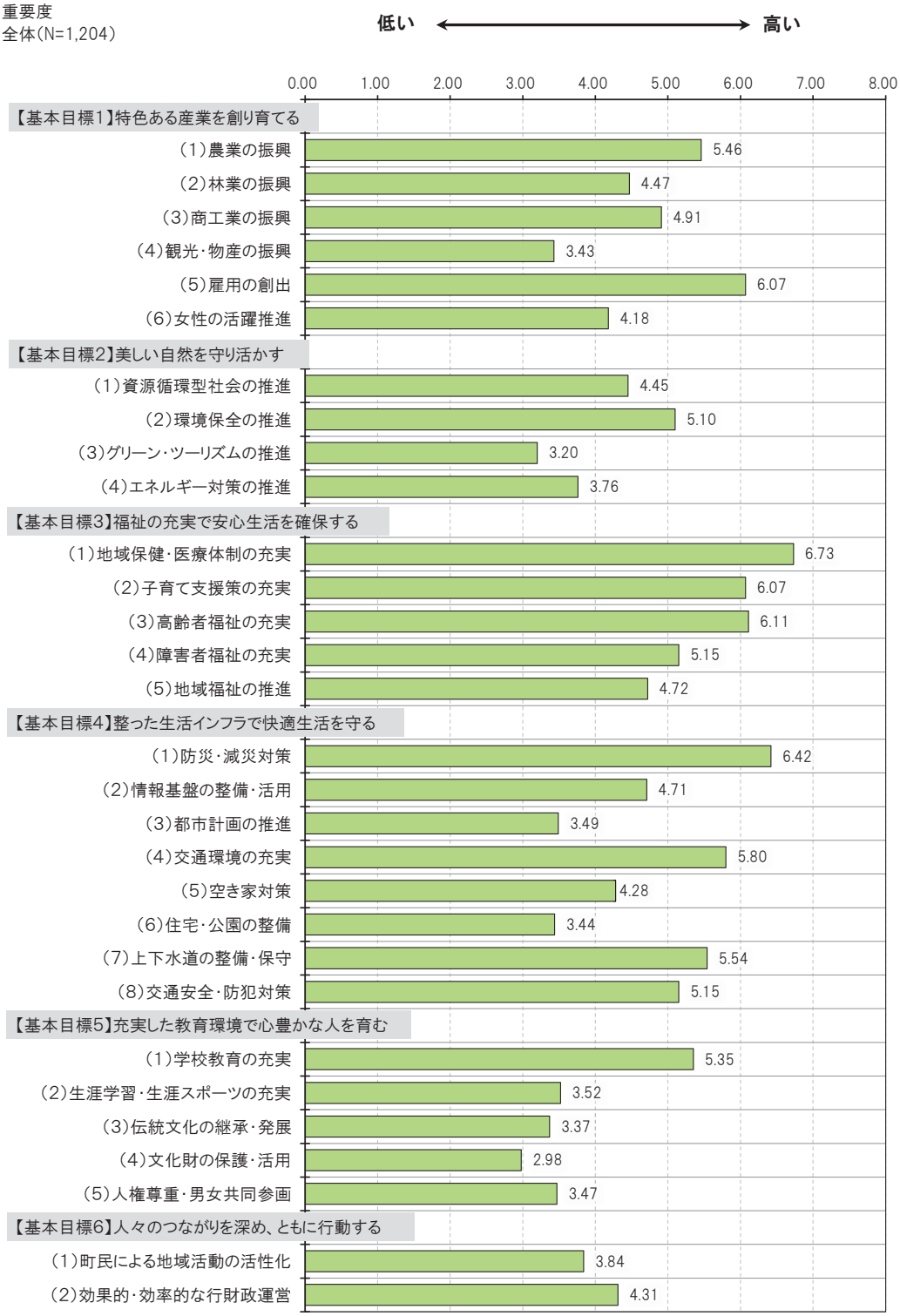
低い
高い
0.00
1.00
2.00
3.00
4.00
5.00
6.00
7.00
8.00
【基本目標1】特色ある産業を創り育てる
(1)農業の振興 5.46
(2)林業の振興 4.47
(3)商工業の振興 4.91
(4)観光・物産の振興 3.43
(5)雇用の創出 6.07
(6)女性の活躍推進 4.18
【基本目標2】美しい自然を守り活かす
(1)資源循環型社会の推進 4.45
(2)環境保全の推進 5.10
(3)グリーン・ツーリズムの推進 3.20
(4)エネルギー対策の推進 3.76
【基本目標3】福祉の充実で安心生活を確保する
(1)地域保健・医療体制の充実 6.73
(2)子育て支援策の充実 6.07
(3)高齢者福祉の充実 6.11
(4)障害者福祉の充実 5.15
(5)地域福祉の推進 4.72
【基本目標4】整った生活インフラで快適生活を守る
(1)防災・減災対策 6.42
(2)情報基盤の整備・活用 4.71
(3)都市計画の推進 3.49
(4)交通環境の充実 5.80
(5)空き家対策 4.28
(6)住宅・公園の整備 3.44
(7)上下水道の整備・保守 5.54
(8)交通安全・防犯対策 5.15
【基本目標5】充実した教育環境で心豊かな人を育む
(1)学校教育の充実 5.35
(2)生涯学習・生涯スポーツの充実 3.52
(3)伝統文化の継承・発展 3.37
(4)文化財の保護・活用 2.98
(5)人権尊重・男女共同参画 3.47
【基本目標6】人々のつながりを深め、ともに行動する
(1)町民による地域活動の活性化 3.84
(2)効果的・効率的な行財政運営 4.31

【各施策の満足度と重要度の相関図による分析】

満足度と重要度の平均評定値をもとに、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、30 の施策を散布図上に示したものが相関図です。

満足度と重要度の各平均値を基準としてＡ～Ｄの４つの領域に区分し、各施策がどの領域に配置されるのかを整理します。

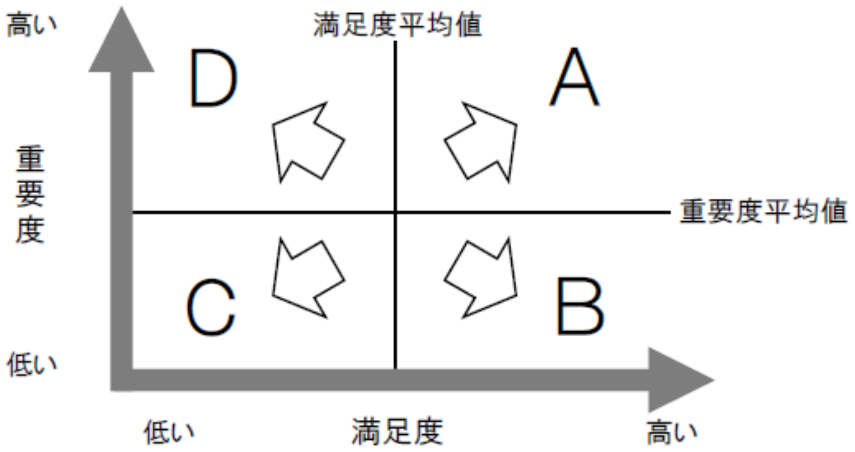

４つの領域については、右上（A）、右下（B）、左下（C）、左上（D）の４方向に進むに従い、以下のような傾向を示しています。

Ａ．重要度、満足度ともに高い（現状維持領域）
今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域。

Ｂ．重要度が低く、満足度が高い（現状維持・見直し領域）
今後のまちづくりにおける重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、あるいは施策の在り方を含めて、見直すべき必要のある領域。

Ｃ．重要度、満足度ともに低い（改善・見直し領域）
今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策の在り方や進め方そのものを、改めて見直す必要のある領域。

Ｄ．重要度が高く、満足度が低い（重点化・見直し領域）
今後のまちづくりにおける重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め、満足度を高める必要のある領域。

町の主な施策の「満足度」と「重要度」

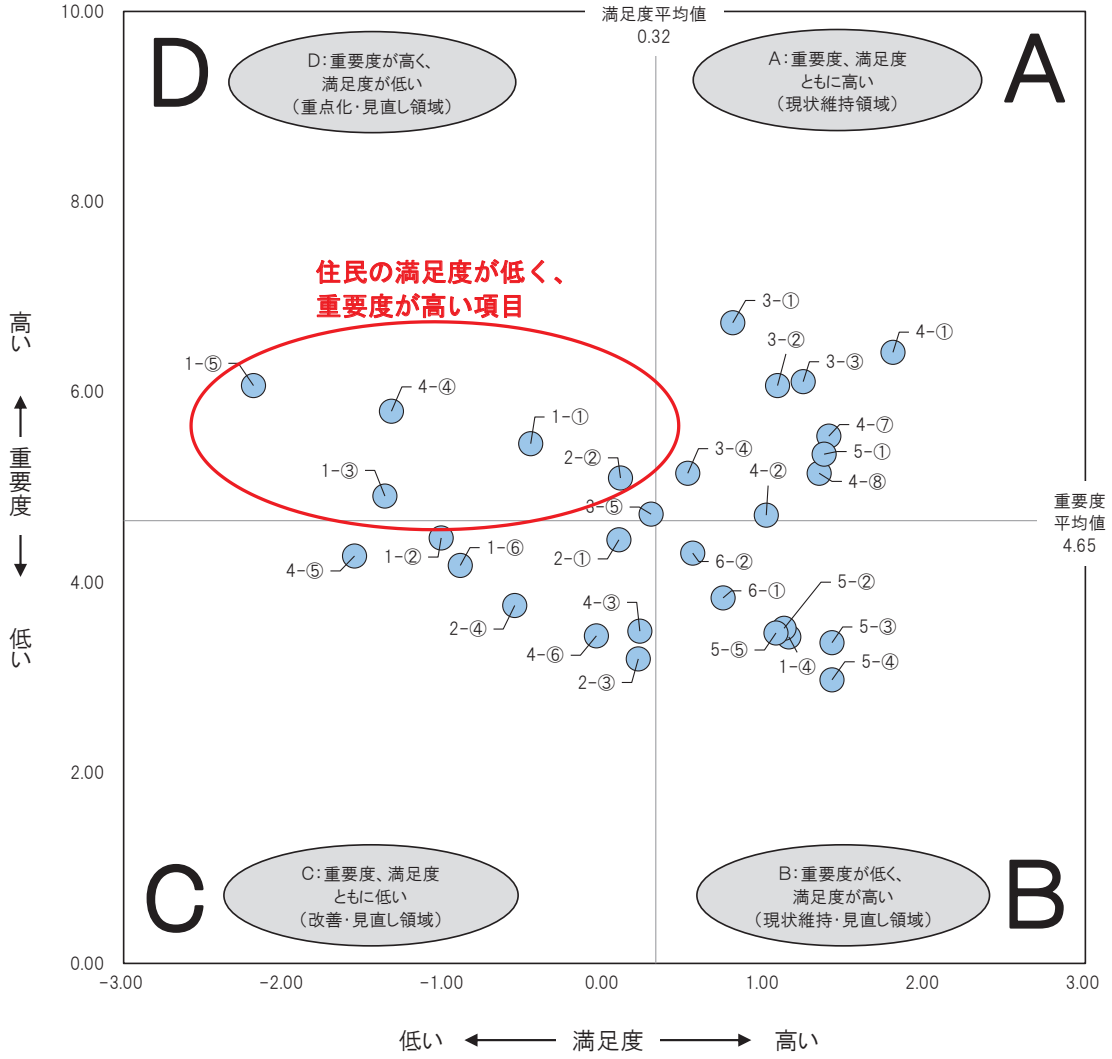

【1】特色ある産業を創り育てる	領域
1-①農業の振興	D
1-②林業の振興	C
1-③商工業の振興	D
1-④観光・物産の振興	B
1-⑤雇用の創出	D
1-⑥女性の活躍推進	C
【2】美しい自然を守り活かす	領域
2-①資源循環型社会の推進	C
2-②環境保全の推進	D
2-③グリーン・ツーリズムの推進	C
2-④エネルギー対策の推進	C
【3】福祉の充実で安心生活を確保する	領域
3-①地域保健・医療体制の充実	A
3-②子育て支援策の充実	A
3-③高齢者福祉の充実	A
3-④障害者福祉の充実	A
3-⑤地域福祉の推進	D

【4】整った生活インフラで快適生活を守る	領域
4-①防災・減災対策	A
4-②情報基盤の整備・活用	A
4-③都市計画の推進	C
4-④交通環境の充実	D
4-⑤空き家対策	C
4-⑥住宅・公園の整備	C
4-⑦上下水道の整備・保守	A
4-⑧交通安全・防犯対策	A
【5】充実した教育環境で心豊かな人を育む	領域
5-①学校教育の充実	A
5-②生涯学習・生涯スポーツの充実	B
5-③伝統文化の継承・発展	B
5-④文化財の保護・活用	B
5-⑤人権尊重・男女共同参画	B
【6】人々のつながりを深め、ともに行動する	領域
6-①町民による地域活動の活性化	B
6-②効果的・効率的な行財政運営	B

④まちの将来像について

問　あなたは、今後、鬼北町はどのような町づくりに取り組むべきだと思いますか。
（○は5つまで）

・本町の将来像については、「保健・医療・福祉の充実した町」の割合が 60.7%と最も高く、次いで「農業や農村環境を大切に守り育てる町」、「安全・安心な住環境の整備を優先する町」の順となっています。
・性別では、男性は女性に比べ「農業や農村環境を大切に守り育てる町」「産業の振興や製造業の発展を後押しする町」などの割合が高く、女性は「保健・医療・福祉の充実した町」の割合が男性を上回っています。

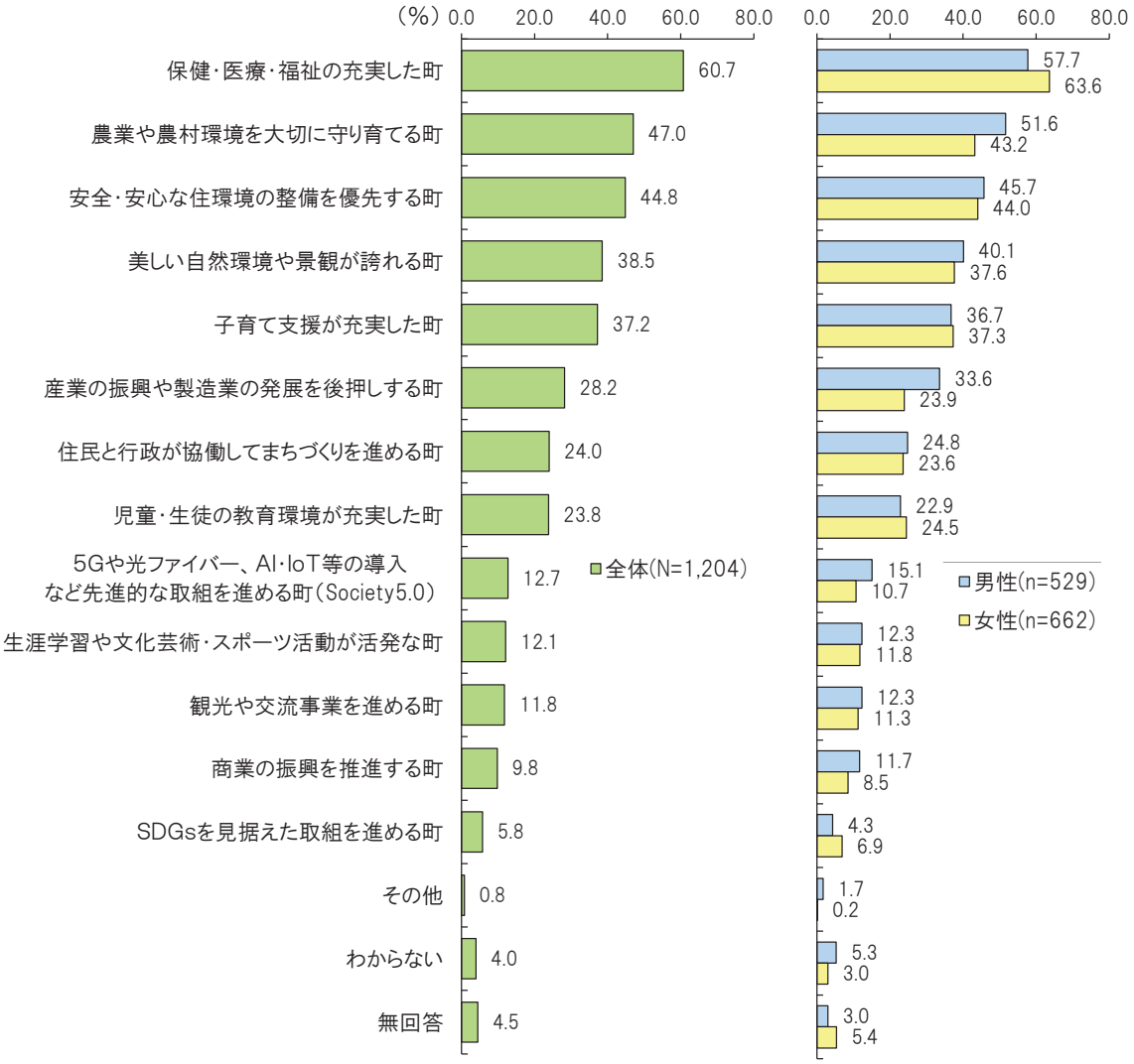

⑤公民協働のまちづくりについて

問　あなたは、地域での活動に参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

・「自治会の活動」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「お祭り・盆踊りなど」、「神社・仏閣等の宗教行事」の順となっています。
・性別では、男性は「自治会の活動」「神社・仏閣等の宗教行事」「防犯活動・防災活動・交通安全活動」などの割合が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「女性会の活動」「参加していない」の割合が高くなっています。

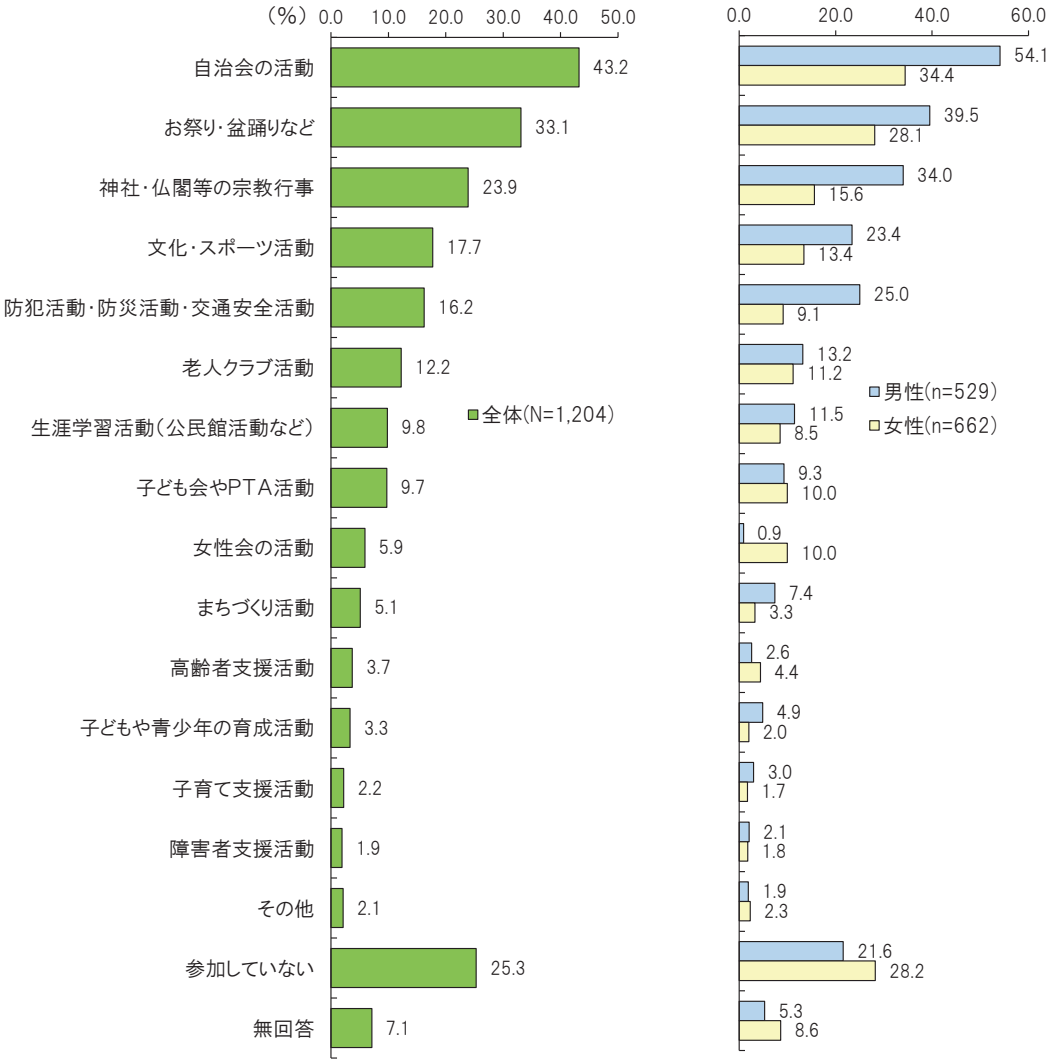

問　鬼北町では、住民と行政が協働してまちづくりに取り組めていると思いますか。
（○は1つ）

・住民と行政が協働してまちづくりに取り組めていると思うかについては、「思う」「まあまあ思う」と回答した方は約３割となっています。
・地区別では、愛治地区で「あまり思わない」の割合が他の地区を大きく上回っています。

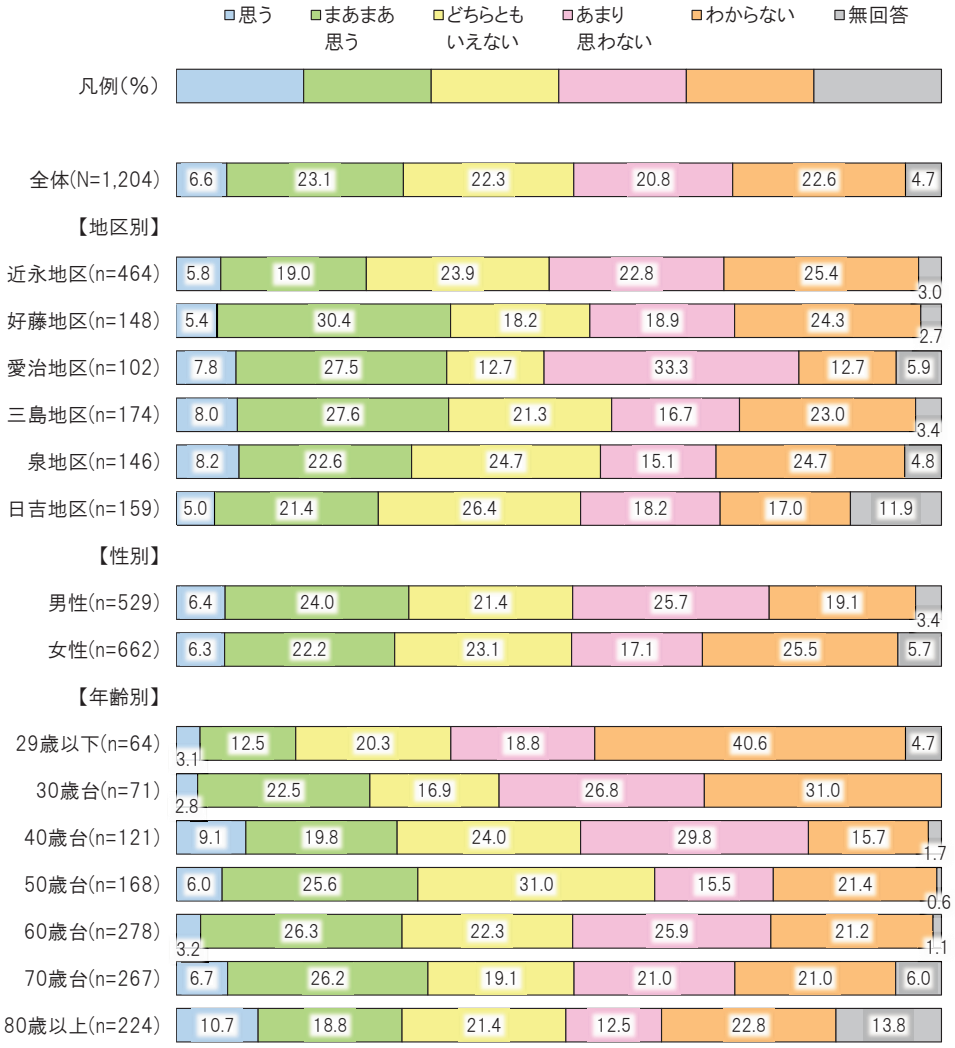

第2部

基本構想

第１章　鬼北町の将来像

本町は、鬼ヶ城山系や成川渓谷など豊かな自然に恵まれた町です。その自然が、ここに暮らす心豊かな人々を育み、伊予神楽をはじめとする地域固有の伝統文化を生みました。また、基幹産業である農林業をはじめとする産業が、経済的な豊かさをもたらしてきました。

先人から受け継いだこれら有形無形の財産は町民の誇りであり、さらに発展させて次世代へと継承していくべきものです。そのために、町民一人一人がふるさとに対する思いを共有し、目指すべき将来像に向かって主体的に行動していくことが求められます。

私たちは、この美しい自然との調和を図りながら、ここに住む人も訪れる人も心が安らぎ、活力に満ちた豊かな暮らしを実現できる町を目指します。そして、まちづくりの主役は町民一人一人であり、行政と町民がともに力を合わせて理想とする将来像に向かって行動していくことが重要です。

自然環境と人、そこから生まれる産業が、相互に作用しながらさらなる発展を遂げる、そんな本町の将来像を次のように設定します。

鬼北町の将来像

自然豊かな　心豊かな　暮らし豊かなまち　きほく

このまちの将来の姿と、将来像を実現するための３つの視点を、次のように表現します。

まちづくりの視点

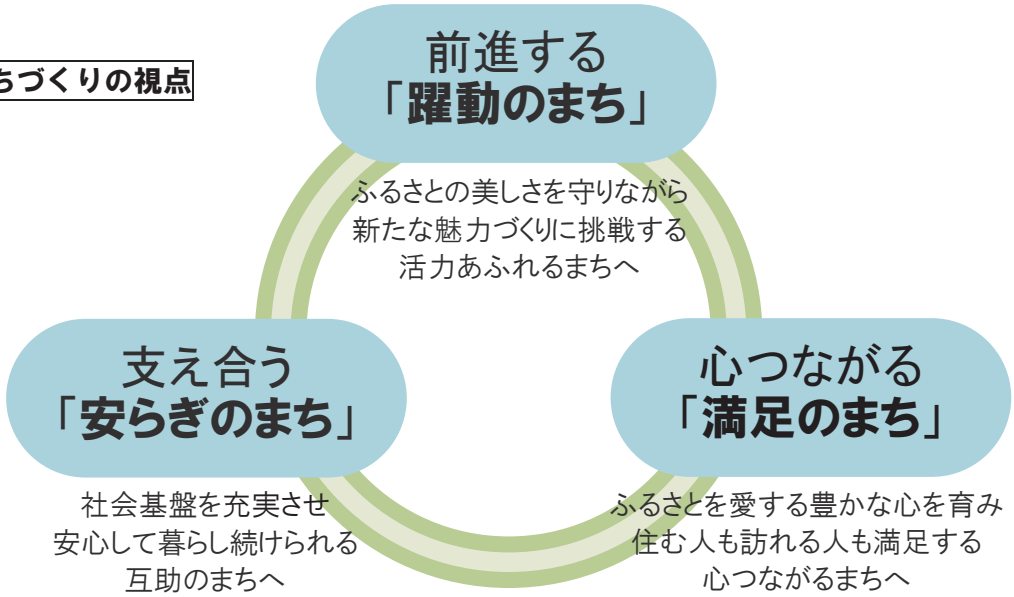

将来人口

平成 27（2015）年の国勢調査によると、本町の人口は 10,705 人であり、人口ビジョン策定時の推計よりも少ない値となり、人口減少が予測よりも早く進んでいることがわかります。また、「鬼北町人口ビジョン・総合戦略」（平成 28（2016）年３月）の目標人口（独自）と比較すると、本計画が終了する令和７（2025）年では 629 人、令和 22（2040）年では 1,292 人、令和 42（2060）年では 2,030 人、少なくなることが予測されています。

※前回目標値：鬼北町人口ビジョン（平成 28 年３月）　独自推計「独自（出生率上昇＋流出抑制）」

※今回推計：国勢調査（平成 27 年）をもとにした「国立社会保障・人口問題研究所」のデータにもとづく推計値

一方で、ニュータウン鬼北の里の分譲や、道路網の整備などにより、宇和島市のベッドタウンとしての役割が増しています。また、近年の働き方改革やデジタル化の推進により、地方への移住の需要が高まっています。安全・安心で活気のあるまちづくり、子育て支援策の充実や雇用の創出と確保などにより、定住人口の減少を抑制し、出生率を高めることで、人口減少のスピードを緩めることが求められます。

将来人口については、現状を踏まえ、前回策定時と同様の考え※にもとづき、本計画の実施期間最終年度である５年後の令和７（2025）年度の目標人口を、以下のように設定します。

※参考：愛媛県人口ビジョンにおける愛媛県の目標：
令和 42（2060）年の人口推計値（81.4 万人）よりも最低 25%（20 万人）以上の上積みを目指す。

鬼北町の令和 42（2060）年の人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所）＝3,610 人
（25%上積み）↓
4,513 人

将来人口　8,878人（令和７年度）

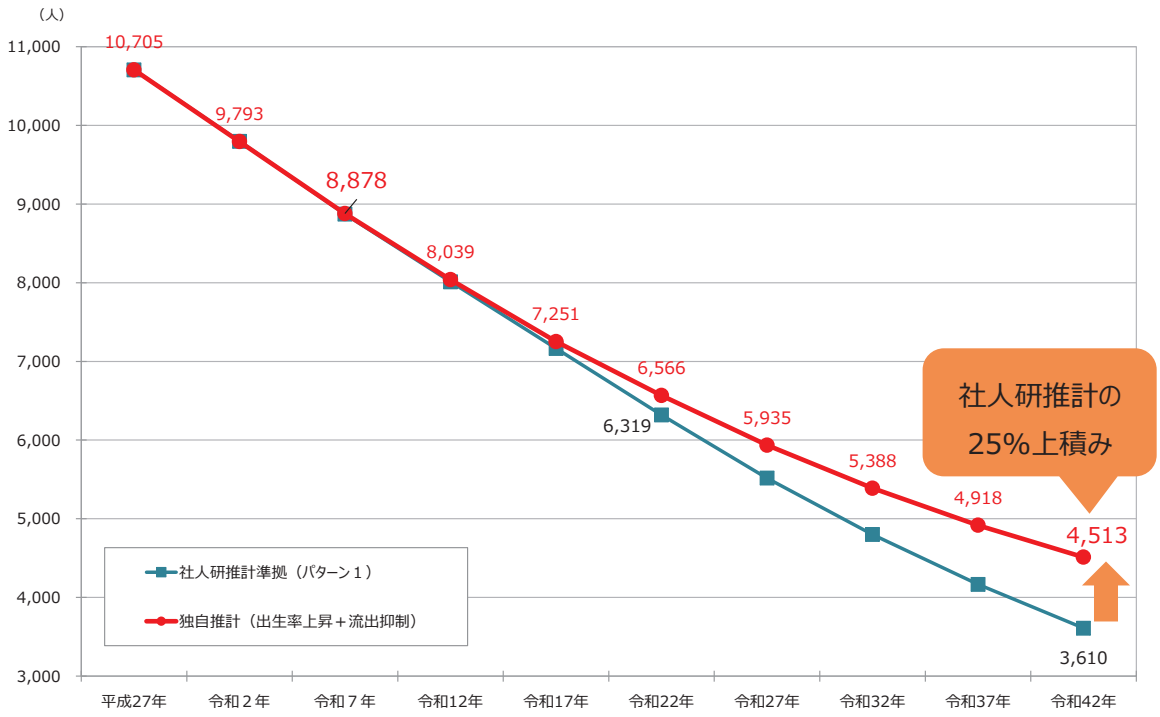

第３章　地域の魅力づくり

豊かな自然環境は、本町の誇りであり、大きな財産です。それを守り育てつつ、快適で利便性に富み、活気に満ちた町民の生活空間を確保するとともに、町外から訪れる人にも楽しく滞在してもらえるよう、地域の魅力づくりを進めていきます。

また、全国で唯一自治体名に「鬼」という字が付く本町ならではの、オンリーワンの取組として「鬼のまちづくり」を推進していきます。

にぎわい・まちなか魅力づくり

- 近永駅周辺の再開発に取り組み、まちの顔となる中心部の魅力を高めます。
- まちの中核として、医療、消防、行政など公的機能の充実を図ります。
- 商業活性化、快適な居住環境の整備によりにぎわいを創出します。
- 雇用の創出のため、企業誘致や既存事業者が事業を拡大しやすい環境づくりに努めます。

やすらぎ・田園魅力づくり

- 優良農地の保全と耕作放棄地の解消に努めます。
- 美しい自然にマッチする農村景観の維持・向上を図ります。
- 農家民宿の開業支援など、グリーン・ツーリズムの促進を図ります。

いきいき・環境魅力づくり

- 森林の水源かん養機能や豊かな生態系の保持に努めます。
- 林業・木材産業の活性化を図り、森林資源の循環利用を促進します。
- 自然エネルギーの導入を検討し、大学などとの共同研究を進めます。

ふれあい・観光交流魅力づくり

- 成川渓谷、節安ふれあいの森、森の三角ぼうし、日吉夢産地、市民農園、農業公社、明星ヶ丘文化施設といった施設を核に、観光・交流拠点としての魅力向上に努めます。
- 国史跡等妙寺旧境内をはじめとする史跡や名勝の整備に努め、各施設を結ぶ観光ルートを設定し、遊歩道や自転車道の整備を進めます。
- スポーツ施設の整備改修を進め、町民のレクリエーションや健康増進、町外の人々との交流などに活かします。

施策体系図

Ⅰ 鬼北町の将来像

自然豊かな　心豊かな　暮らし豊かな　まち　きほく

Ⅱ　まちづくりの視点

前進する「躍動のまち」

ふるさとの美しさを守りながら
新たな魅力づくりに挑戦する
活力あふれるまちへ

支え合う「安らぎのまち」

社会基盤を充実させ安心して
暮らし続けられる互助のまちへ

心つながる「満足のまち」

ふるさとを愛する豊かな心を育み
住む人も訪れる人も満足する
心つながるまちへ

Ⅲ　基本目標

産業

1　特色ある産業を創り育てる
誰もが元気に働けるふるさとづくり

自然

2　美しい自然を守り活かす
誰もが訪れたい、帰りたいと感じる
ふるさとづくり

福祉

3　福祉の充実で安心生活を確保する
誰もが安心して暮らせるふるさとづくり

生活

4　整った生活インフラで快適生活を守る
誰もが安全・快適に過ごせる
ふるさとづくり

教育

5　充実した教育環境で心豊かな人を育む
未来を担う子どもたちをみんなで育む
ふるさとづくり

共働

6　人々のつながりを深め、ともに行動する
誰もが自ら考え取り組むふるさとづくり

地域の魅力づくり－鬼のまちづくり・オンリーワンのまち

- にぎわい・まちなか　魅力づくり
- やすらぎ・田園　魅力づくり
- いきいき・環境　魅力づくり

Ⅳ　重点プロジェクト

第２期
鬼北町総合戦略

人口減少克服・地域活性化に
かかわる施策

基本目標１
豊かな地域資源を活かした基幹産業の再生
－安心して働けるまち

基本目標２
つながりを大切にし、鬼北町へ新たなひとの流れをつくる
－訪れたいまち、住みたいまち

基本目標３
みんなの力で、結婚・出産・子育ての希望をかなえる
－子どもにやさしいまち

基本目標４
ともに支え合い、安心して暮らすことができる持続可能な地域をつくる
－豊かで暮らしやすいまち

Ⅴ　推進施策

1-1 農業の振興
1-2 林業の振興
1-3 商工業の振興
1-4 観光・物産の振興
1-5 雇用の創出
1-6 女性の活躍推進

2-1 資源循環型社会の推進
2-2 環境保全の推進
2-3 グリーン・ツーリズムの推進
2-4 エネルギー対策の推進

3-1 地域保健・医療体制の充実
3-2 子育て支援策の充実
3-3 高齢者福祉の充実
3-4 障がい者福祉の充実
3-5 地域福祉の推進

4-1 防災・減災対策
4-2 情報基盤の整備・活用
4-3 都市計画の推進
4-4 交通環境の充実
4-5 空き家対策
4-6 住宅・公園の整備
4-7 上下水道の整備・保守
4-8 交通安全・防犯対策

5-1 学校教育の充実
5-2 生涯学習・生涯スポーツの充実
5-3 伝統文化の継承・発展
5-4 文化財の保護・活用
5-5 人権尊重・男女共同参画

6-1 町民による地域活動の活性化
6-2 効果的・効率的な行財政運営

づくり－

ふれあい・観光
交流魅力づくり

基本目標
1

特色ある産業を創り育てる

誰もが元気に働けるふるさとづくり

町の活力を維持し、若い人が住み続けるには、働く場があり、安定した収入が得られることが重要です。また、女性や高齢者を含め、あらゆる人がそれぞれの能力を発揮できるよう、多様な業種、職種による雇用の創出が求められます。

農業の担い手不足の解消や、高付加価値化、高齢者にも取り組みやすい農作物の導入などに努めます。

中心部に魅力的な商業環境をつくり、にぎわいを創出するとともに、買い物弱者への対策を講じます。

やる気のある若手経営者が積極的に新規事業展開などに取り組めるよう支援します。

観光資源や特産品の開発、「食」の魅力アップなど、町外の人を引き付ける産業の振興に努めるとともに、大型イベントを盛り上げます。

「鬼」のイメージを活かした商品開発やイベントに取り組み、産業の活性化に取り組みます。

若者や女性を雇用したい町内事業所と、働きたい人とのマッチングを図るとともに、誰もが仕事と家庭の両立を図りながら能力を発揮できる職場環境の整備を支援します。

推進施策

1-1	農業の振興
1-2	林業の振興
1-3	商工業の振興
1-4	観光・物産の振興
1-5	雇用の創出
1-6	女性の活躍推進

基本目標
2

美しい自然を守り活かす

誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくり

美しい自然景観や田園の風景は、本町の大きな魅力の一つです。町民の高い環境意識のもと、これを守り次世代に継承していくとともに、資源循環型社会の先進地を目指します。

本町の宝である広見川流域の美しい水と緑に囲まれた里山の風景や、多様な生態系を守りながら、それらを活かした観光振興や環境への負荷が少ない社会の構築などに取り組み、豊かな地域の実現につなげます。

森林資源を計画的かつ有効に活用しながら、森林の荒廃を防ぎ、美しい森林の景観を保ちます。

大学などと連携し、再生可能エネルギーの活用技術の開発・導入を推進します。

推進施策

2-1	資源循環型社会の推進
2-2	環境保全の推進
2-3	グリーン・ツーリズムの推進
2-4	エネルギー対策の推進

基本目標
3

福祉の充実で安心生活を確保する

誰もが安心して暮らせるふるさとづくり

少子高齢化が急速に進むなか、すべての町民が安心して暮らしていくためには、社会保障、福祉政策による公助と、地域に暮らす人々がお互いに助け合う共助が両輪として機能していくことが重要です。

町立北宇和病院を中核に、各地域の診療所など地域医療の維持と質の向上を図ります。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援策の充実に努めます。

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが健康で自分らしい暮らしを実現できるよう、必要な福祉サービスを適切に提供していきます。

推進施策

3-1	地域保健・医療体制の充実
3-2	子育て支援策の充実
3-3	高齢者福祉の充実
3-4	障がい者福祉の充実
3-5	地域福祉の推進

基本目標
4

整った生活インフラで快適生活を守る

誰もが安全・快適に過ごせるふるさとづくり

本町は、自然の地形に恵まれ、これまで大きな自然災害による被害はそれほど多くありませんでした。しかし、地球規模の気候変動が続くなか、今後は、土砂災害や、南海トラフ巨大地震の被害に遭う可能性もあります。地域防災計画にもとづきさまざまな災害に備えるとともに、町民の意識啓発に努めます。

また、人口が減少していくなかで、時代に対応して安全・快適なまちづくりが重要です。デマンドタクシーや乗車券助成制度などを活用し、公共交通の維持と利便性の向上に努めます。

ICT 環境、上下水道、公園などの生活基盤を整備・維持し、快適で安全な暮らしの実現を目指します。

建築物への町産木材の利用を促し、空き家や老朽化した公共施設の実態を把握して、効果的な更新、再編を実施します。

町民の住環境への満足度を高めることはもとより、町外からも訪れたくなる、さらには住みたくなる環境を整備して、移住を促進します。

推進施策

4-1	防災・減災対策
4-2	情報基盤の整備・活用
4-3	都市計画の推進
4-4	交通環境の充実
4-5	空き家対策
4-6	住宅・公園の整備
4-7	上下水道の整備・保守
4-8	交通安全・防犯対策

基本目標
5

充実した教育環境で心豊かな人を育む

未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとづくり

未来を担う子どもたちが、豊かな感性を育み、確かな学力を身につけられるよう、家庭、学校、地域と連携して教育環境の充実に努めることが重要です。

教育分野においては、子どもたちの学力向上や情操教育の充実、また、広い視野や国際感覚を養うために、ICT の活用を促進します。

町民が芸術・文化活動やスポーツに親しみやすい環境づくりに努めます。

地域の歴史・伝統文化に触れ郷土愛を深めるとともに、地域の魅力を発信し、地域の誇りを未来へ継承していくため、積極的な活用を推進します。

性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がお互いを尊重し合い、誰もがその人の持つ個性と能力を発揮できる社会の実現を促進します。

推進施策

5-1	学校教育の充実
5-2	生涯学習・生涯スポーツの充実
5-3	伝統文化の継承・発展
5-4	文化財の保護・活用
5-5	人権尊重・男女共同参画

基本目標
6

人々のつながりを深め、ともに行動する

誰もが自ら考え取り組むふるさとづくり

ふるさとをよりよい場所にするためには、町民自らが考え、互いに連携し、町の課題解決に取り組むことが重要です。行政は、町政に対する住民の理解と関心を高めるようわかりやすい情報提供に努めるとともに、住民の主体的な活動を支援します。

いろいろなキャリアを持つ人が、自分の力を地域のために活かすことでビジネスにつながるよう、ソーシャルビジネスの育成を図ります。

公民館や自治会、NPO 法人、ボランティア団体などの活動を支援し、住民との協働を進めることで、行財政運営のスリム化を図ります。また、さまざまな分野で町外の団体との地域間交流を深め、地域活動の活性化や広域連携を進めます。

推進施策

6-1	町民による地域活動の活性化
6-2	効果的・効率的な行財政運営

第3部

基本計画

第１章　はじめに

１．後期基本計画策定の趣旨

（１）後期基本計画策定の趣旨

この基本計画は、基本構想に定めた将来像や政策の実現のため、本町における現状と課題を踏まえ、計画期間中に取り組むべき施策推進の方向や施策の体系を明らかにするものです。

基本計画は、基本構想にもとづき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第二次鬼北町長期総合計画（平成 28（2016）年度から令和７（2025）年度）の後期５年間（令和３（2021）年度から７（2025）年度）における、優先的な取組（重点プロジェクト）と分野ごとの政策の基本方針を明らかにするもので、本町の総合的な行政運営の基本となるものです。

人口減少や少子高齢社会の進行など、本町を取り巻く社会環境が大きく変わろうとするなか、目指す将来像「自然豊かな　心豊かな　暮らし豊かなまち　きほく」の実現に向けて、新たな行政課題に対応しながら、これまで以上に町民と一体となってまちづくりを進めていきます。

（２）後期基本計画の期間

この計画の期間は、令和３（2021）年度を初年度とし、令和７（2025）年度を目標年次とする５年間とします。

（３）第２期総合戦略との関係性

第２期総合戦略では、令和３（2021）年度から５年間の計画期間中に取り組むべき、人口減少問題対策や地域の活性化策などについて、４つの基本目標を位置付けています。総合戦略と本計画の計画期間は重複することから、総合戦略に掲げた施策は、本計画に包摂し、それぞれ関係する分野の施策に位置付け、取り組みます。

【本計画と第２期総合戦略の関係】（イメージ図）

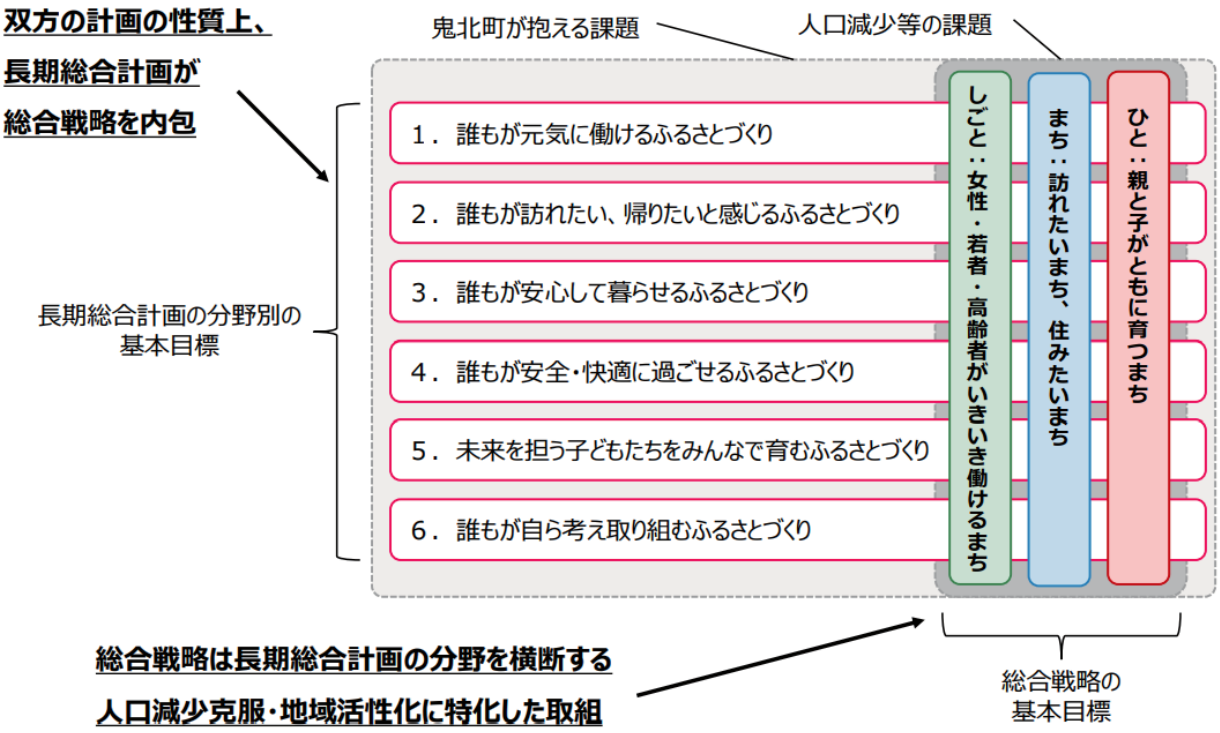

【総合戦略と長期総合計画の関係】

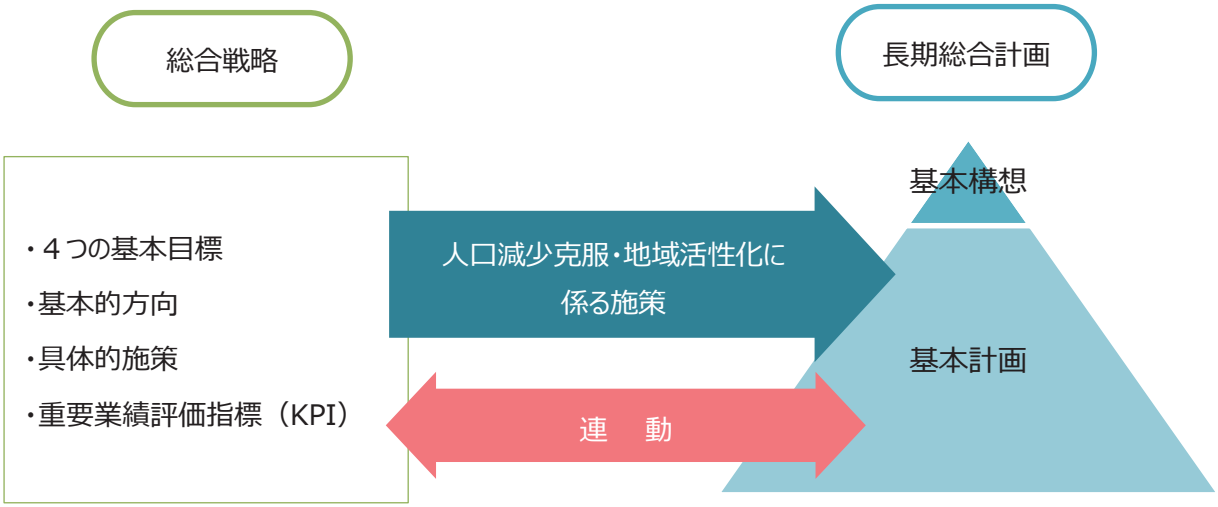

（４）後期基本計画の進行管理

PDCA による進行管理

前期基本計画に引き続き、各施策の成果を見極めるための成果指標を設定し、PDCA サイクル※の手法を取り入れた進行管理を行います。

また、協働によるまちづくりの視点から、町民アンケート調査を実施するなどして町民の意向を把握し、評価に反映させるとともに、評価の結果を公表します。

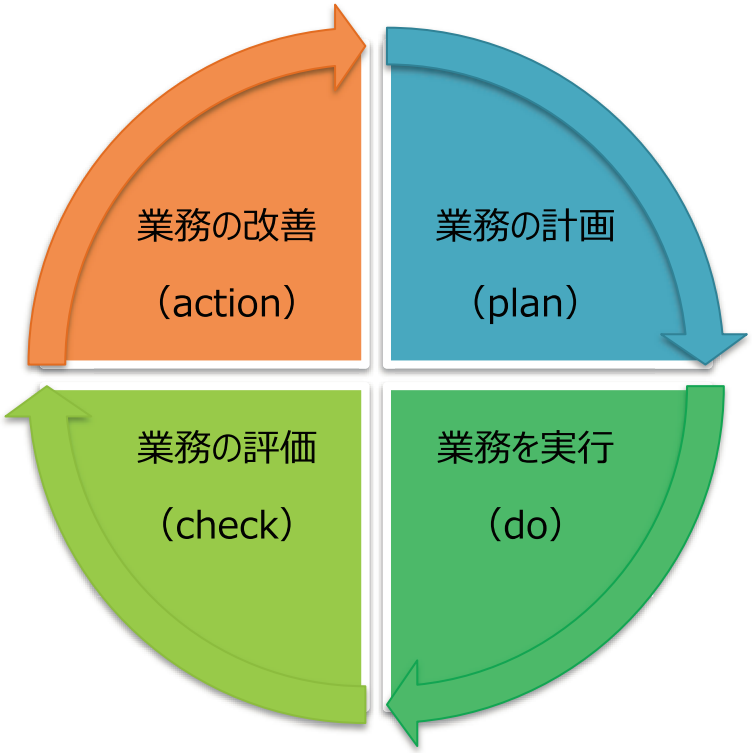

※PDCA サイクル

生産・品質などの管理を円滑に進めるための手法の一つ。業務の計画（plan）を立て、計画にもとづいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、必要に応じて改善（action）を図り、次の計画策定に役立てていくという一連の流れのこと。

第２章　重点プロジェクト

わが国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に取り組むため、国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、これを実現するため、今後５か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）が策定されました。国の総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指すとされています。

国の第２期総合戦略における基本的な考え方や政策５原則、４つの基本目標、２つの横断的な目標に重点を置き、独自の４つの基本目標を設定した本町の第 2 期総合戦略は、本計画の第１部第２章で述べた、本町の最大の課題である人口減少、少子高齢社会に対応するため、施策横断的な視点から、具体的な取組方針を示しており、本計画との関係性を意識した施策展開が必要です。

このように第２期総合戦略は本計画のなかでも重点的に対応しなければならない、人口減少、少子高齢社会への対応策を取りまとめた計画であること、人口減少、少子高齢社会への対応は、一つの施策分野で解決できる課題ではなく、施策横断的、全庁的な取組が必要であることから、本計画では、第２期総合戦略の基本目標を「重点プロジェクト」として位置付けます。

重点プロジェクト（４つの基本目標）

基本目標 1　豊かな地域資源を活かした基幹産業の再生 －安心して働けるまち

【基本的方向】

本町では、10 代後半から 20 代の若者の多くが、進学・就職によって町を離れている現状があります。町内に安定した雇用の場が少ないことが、その最大の要因です。本町に「住みたい人」や「住み続けたい人」を確保するためには、まず住民の生活基盤である「しごと」づくりが重要となります。本町の基幹産業である農林業やきじなどの特産品を中心に、将来に向けた専門人材の確保・育成や、担い手の確保に対する支援を行うとともに、雇用を生み出すために、観光関連産業や各産業の連携を促進することで生まれる新たな産業の育成、外部からの企業誘致を積極的に行い、「稼ぐ地域の実現」「安心して働ける環境の整備」を目指します。その上で、若者を中心とした町民の雇用の確保と移住者の定住を促進し、明るく元気で活力ある町の実現を図ります。

数値目標では、人口減少と少子高齢化が進むなかで、まずは現状を維持することを目標としています。

【数値目標】

指標	単位	基準値	目標値
町内事業所従業者数	人	3,102※	3,102
町内総生産額	百万円	25,562	25,562
町産一次産品を用いた商品の生産額	百万円	321.5	322

※RESAS（平成 28（2016）年）

【国の基本目標】

1　稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

【具体的な施策】※主な事業（取組）内容と成果指標は後期基本計画内を参照

１－１　農林業の再生

(1) 高付加価値型農林業の推進／計画 1-1、1-2
(2) 農林業の担い手の育成・確保／計画 1-1、1-2

１－２　新産業（雇用）の創出･整備

(1) 企業・事業所誘致の推進／計画 1-3
(2) 起業の促進／計画 1-3

１－３　既存商工業の基盤強化と魅力再生

(1) 既存企業の育成支援と産業連携／計画 1-3
(2) JR 近永駅周辺の再開発／計画 4-3

１－４　誰もが安心して働ける環境の実現

(1) 女性、若い世代、高齢者が活躍する地域社会の推進／計画 1-5、1-6、3-3
(2) 就業環境の整備／計画 1-5

基本目標 2　つながりを大切にし、鬼北町へ新たなひとの流れをつくる －訪れたいまち、住みたいまち

【基本的方向】

平成 30（2018）年 3 月、宇和島圏域（宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町）における定住に必要な都市機能及び生活機能を確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉及び地域振興の向上を目的とした定住自立圏の形成のため、「宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。本町では「宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン」にもとづき、地域の活性化と発展を図るため、適切に役割を分担しながら、圏域全体として目指すべき将来像及びその実現のために必要な具体的取組を行ってきました。これらの取組をさらに推進しながら、交流人口や関係人口を増加させることで、本町とのつながりを構築します。

また、新型コロナウイルス感染症により、新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正が求められるなかで、地方、東京に立地する企業、働き手にとってメリットのあるリモートワークやサテライト・オフィスなど、地方移住への関心が高まっています。

まずは宇和島圏域連携による地域の活性化や本町ならではの観光資源を磨き、ふるさと納税などによる交流人口や関係人口の拡大を図り、さらに自然環境を活かした住環境などの多くの魅力を強力に情報発信することで、町外からの移住につなげます。

数値目標では、人口減少と少子高齢化が進むなかで、まずは現状を維持することを目標としています。

【数値目標】

指標	単位	基準値	目標値
生産年齢人口（15～64 歳）の転入数	人/年	166※	160
生産年齢人口（15～64 歳）の転出数	人/年	221※	230
年間観光入込客数	人	692,727	692,727

※RESAS（平成 31（2019）年）

【国の基本目標】

2　地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

【具体的な施策】※主な事業（取組）内容と成果指標は後期基本計画内を参照

２－１　移住･定住の促進

(1) 空き家の活用／計画 4-5
(2) 情報発信の強化／計画 4-5
(3) 住環境の整備／計画 2-4、計画 4-6、計画 5-2

２－２　交流人口、関係人口の拡大

(1) 「鬼のまちプロジェクト」の推進／計画 1-4
(2) グリーン・ツーリズム等による交流の促進／計画 2-3
(3) ふるさと納税の活用／計画 1-3

基本目標 3　みんなの力で、結婚・出産・子育ての希望をかなえる －子どもにやさしいまち

【基本的方向】

本町の合計特殊出生率は 1.55 人（平成 25（2013）～29（2017）年平均）となっており、全国や愛媛県の値を上回っていますが、人口置換水準を下回り、自然減少が続いています。本町の人口ビジョンに掲げる令和 42（2060）年に人口 4,513 人を維持するためには、出生率を上昇させる必要があります。

結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援をさらに充実させるとともに、家庭や地域と連携した教育、ICT などの先端技術を取り入れた教育を推進することにより、子育て環境や教育環境の向上を図ります。

また、全国的に大規模自然災害や予期せぬ感染症などが発生するなかで、町民・事業者・行政が協働して、安心して暮らすことができる環境の構築を推進します。

【数値目標】

指標	単位	基準値	目標値
年間出生数	人	42	48
合計特殊出生率	－	1.55※	1.74

※平成 25（2013）年～平成 29（2017）年人口動態保健所・市区町村別統計

【国の基本目標】

3　結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【具体的な施策】※主な事業（取組）内容と KPI 成果指標は後期基本計画内を参照

３－１　結婚･妊娠･出産への支援

(1) 出会いの場の機会創出／計画 3-2
(2) 妊娠・出産への支援／計画 3-1

３－２　子育て支援の充実

(1) 子育て家庭への経済的支援／計画 3-2
(2) 安心して子育てができる環境の整備／計画 3-2

３－３　教育の充実

(1) ICT 活用による学校教育の充実／計画 5-1
(2) 家庭・地域と連携した教育の充実／計画 3-2、5-1

基本目標 4

ともに支え合い、安心して暮らすことができる持続可能な地域をつくる
－豊かで暮らしやすいまち

【基本的方向】

本町が迎えた超高齢社会と少子化、目まぐるしく変わる社会情勢などにより町民ニーズや政策課題が変化しています。多様なニーズや課題に対応するためには、地域コミュニティのつながりを強固にし、町民同士が協力し合って地域の問題解決に取り組んでいく必要があります。

町民同士がつながる仕組みを強化し、本町で暮らす町民が今後も安全・安心な暮らしを継続できるよう、防災への取組や、高齢者が孤立しないように努めるとともに、日常生活に欠かせない買い物、交通、医療などのサービスの維持のために、ICT の活用を進めます。

また、町域を超えた南予地域全体での広域的な連携により、本町単独では解決が困難な課題に取り組みます。さらに、清流四万十のブランドを活用し、四万十川流域の市町が連携して観光ルートの開発に取り組むなど、広域で地域ブランドを高める活動に取り組みます。

【数値目標】

指標	単位	基準値	目標値
鬼北町まちづくりアンケートにおける、鬼北町が「住みやすいまち」だと感じる町民の割合	%	66.8	70.0
鬼北町まちづくりアンケートにおける、「防災・減災対策」に対する満足度の割合	%	74.9	80.0
鬼北町まちづくりアンケートにおける、「交通環境の充実」に対する満足度の割合	%	52.7	60.0

【国の基本目標】

4　ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【具体的な施策】※主な事業（取組）内容と成果指標は後期基本計画内を参照

４－１　安心して暮らすことができる環境の構築

(1) 地域コミュニティの構築／計画 3-5
(2) 自主防災の強化／計画 4-1
(3) 利用しやすい公共交通サービスの充実／計画 4-4
(4) ICT 活用による「つながる」仕組みづくり／計画 4-2

４－２　広域連携による地域の活性化

(1) 広域連携による円滑な事業承継支援／計画 1-5、2-1、4-7
(2) 四万十川流域で連携した地域ブランド磨き／計画 2-3

基本目標 1　特色ある産業を創り育てる

誰もが元気に働けるふるさとづくり

５年後に目指す姿

- 地域資源を活かした明るくにぎわいあるまち
- 誰もが安心して元気に働けるまち

関連する SDGs

推進施策　１－１　農業の振興　総合戦略 1-1

現状と課題

本町で就業する人のうち、14.0%が農業に従事しており、医療・福祉や卸売・小売業に次ぐ雇用の受け皿となっています。

しかしながら、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少などにより担い手不足は深刻化しており、生産活動は停滞しています。海外からの輸入農産物の増加、農産物価格の低迷、資材の高騰のほか、深刻な鳥獣被害もみられ、農業経営を取り巻く環境は厳しさが増しています。

生産基盤整備のため、水田区画整備、農道、灌漑用排水路などの整備のほか、里地棚田の保全や近代化施設の導入を図り、営農条件の改善に取り組んでいますが、本町の農業は小規模経営体が大半を占め、また、耕作放棄地も増加傾向にあるため、農業公社や担い手などと連携して適切な農地管理や農地集約を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があります。

また、地域の特色を活かした農畜産物のブランド化や消費者ニーズを意識した計画的な栽培に取り組むとともに、６次産業化を進め付加価値の高い農業を目指さなければなりません。

新規就農者への支援の拡充、農業研修生の受け入れ体制の強化及び農業法人などへの新規就業を促進するなど、担い手不足の解消に向けた施策も求められます。

施策方針

（1）担い手の育成・確保

- 認定農業者など次世代の地域農業を担う農業者の育成に努めます。
- 就農希望者に対して、土地探しや技術研修、販路確保など、一貫した就農支援を行い、農業の担い手の確保、育成に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	認定農業者数	人	57	64	65
	新規就農者数	人/年	2	3	1
	農業生産法人数	法人	4	11	11
	新規就農者支援数	人/年	1	1	1

※青字：総合戦略の成果指標（以下同）

主担当課　農林課　　関係課　－

（2）農地の利用調整と維持保全

- 農業公社などと連携して農作業受委託の調整や担い手へ農地賃借の斡旋を図り、優良農地の有効活用や耕作放棄地の解消に努めます。
- 経営の規模拡大を目指す農家への農地の集積を図り、経営の安定化、効率化を促進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	耕作放棄地の面積	ha	19.3	22.6	23.0
	農作業の受委託面積（担い手）	ha	66.0	66.0	70.0
	農作業の受委託面積（農業公社）	ha/年	216.4	216.3	全委託希望面積の受託
	担い手への農地利用集積面積	ha	308.0	413.8	420.0

主担当課　農林課　　関係課　－

（3）生産基盤の整備

- 本町に現在ある 21 箇所の要改修ため池は、適正な管理の徹底を行い、計画的な改修に取り組みます。
- 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した施設の維持管理に対する事業を推進します。
- 鳥獣侵入防止柵の設置に対する補助など、農産物鳥獣害防止対策を推進します。
- 鳥獣処分施設及びジビエ利用施設を整備し、鳥獣被害対策と地域の活性化を推進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	老朽ため池改修済数	箇所/年	順次実施中	2	1
新	中山間地域等直接活動組織数	組織	－	24	22
新	多面的機能支払活動組織数	組織	－	21	23
	鳥獣侵入防止柵の整備距離	km/年	順次整備中	7	12
新	鳥獣処分施設及びジビエ利用施設の整備数	箇所	－	0	1

※新：後期基本計画で追加した成果指標（以下同）

主担当課　農林課　　関係課　－

（4）生産･経営体制の強化

- きじ飼育場の拡張やゆず処理加工施設の活用など、特産品の生産・加工能力を高めるための施設整備と有効活用を図ります。
- これまで奨励してきた重点作物の価格補償制度を充実させるなど、戦略作物の一層の生産振興を図ります。
- 地域の特性などを活かした付加価値の高い農林産物などのブランド化を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	きじ飼育場整備面積	㎡	11,765	12,087	13,000
	鬼北きじ工房会社設立	－	農業公社内組織	未達成	法人化
新	ゆず搾汁量	t /年	－	1,582	1,500
	ゆずの栽培面積	ha	59.2	64.0	56.0
	くりの栽培面積	ha	103	82.0	80.0
	「愛あるブランド」認定件数	件	1	1	2

主担当課　農林課　　関係課　－

（５）流通･販路の拡大

- 産直販売を積極的に推進します。
- インターネット販売など、新市場開拓に向けた流通システムを確立します。
- 公共施設給食で、地元農産物の使用率を高めるなど、地産地消に取り組みます。
- 都市部でのイベントや物産展などで鬼北ブランドを積極的にアピールします。
- 鬼北ブランド商品の統一感を高めるパッケージやロゴの導入を支援するとともに、品質向上やブランド育成に対する生産者の意識向上を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	きじ販売羽数	羽数/年	9,980	11,399	20,000
	産直施設の売上高（森の三角ぼうし）	千円/年	327,176	383,231	386,000
	産直施設の売上高（日吉夢産地）	千円/年	249,339	316,482	300,000
	都市部でのイベント、物産展出展件数	件/年	6	4	6
	インターネット販売の売上高	千円/年	425	792	1,000
	１次産品を用いた商品出荷高	千円/年	244,907	321,588	322,000

主担当課　農林課　　関係課　企画振興課

（6）農業の６次産業化

- ゆずやきじをはじめとする特産品を使った加工食品などを開発・製造し、特産品の高付加価値化に取り組みます。
- 農家民宿や農家レストランなどの開業や農業体験メニューの開発などを支援し、グリーン・ツーリズムを魅力ある観光資源に育成します。
- 愛媛県立北宇和高校の生徒や、女性グループなどと連携し、新鮮な感覚を活かした商品やサービスの開発を行います。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	特産品を使った加工食品などの開発品目数	品目	6	11	11
	農家レストランの開設支援数	施設	1	1	1
	農家民宿の開設支援数	施設	3	3	3
	農業体験メニュー件数	件	3	11	11

主担当課　農林課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策 1－2　林業の振興　総合戦略 1-1

現状と課題

本町は、面積の約８割を森林が占めており、古くからその恩恵にあずかってきました。森林は、国土保全、水源かん養、大気の浄化、保健休養の場の提供といった公益的機能を持っています。林業の振興によって植栽、保育、伐採などが適切に施業されることで、公益的機能を維持する役割も担っています。

しかしながら、林業は木造住宅の減少や外材との価格競争、有害鳥獣による被害などによって採算性が著しく低下し、全国的に非常に厳しい経営環境が続いています。

町内の民有林のうち、除間伐などの保育・整備を必要とする林分は 12,582ha にのぼり、早急な森林整備が求められています。しかし、木材価格の低迷や基盤整備の遅れから間伐が進まず、また、間伐してもコスト割れから林内に放置され、間伐材の利用が進んでいません。

林道や林道排水施設を整備し、高性能林業機械の導入を進めることで、効率的に森林整備を図る必要があります。

森林整備担い手確保育成対策事業などによる林業従事者の確保のための事業を行っていますが、担い手は減少傾向にあります。今後は、新規林業従事者の労働環境の整備や森林環境譲与税を活用した森林整備や林業就業者確保事業の拡充などにより担い手の育成確保を図っていくことが求められます。

施策方針

（１）担い手の育成･確保

- 機械化などによる労働形態の転換や労働総量の縮減を図り、若い林業労働者の育成・確保に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	林業従事者数	人	76	72	95
	造林・間伐事業の補助金額	千円/年	6,003	2,497	11,000
	広報での若手林業従事者の紹介回数	回/年	未実施	1	1

主担当課　農林課　　関係課　－

（2）森林施業の推進

- 計画的に主伐・再造林及び除間伐を実施し、森林の適正な育成・活用を図ります。
- 木材を利用したバイオマス発電など、木質バイオマス発電所の企業誘致を目指します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	要間伐森林の間伐面積	ha/年	183	83	250
	木材を利用した新産業の創出件数	件/年	未実施	0	1
	主伐と再造林の面積	ha/年	18	28	20

主担当課　農林課　　関係課　－

（3）生産基盤の整備

- 林道、作業道の整備や高性能林業機械の導入で、作業効率向上、労働条件の改善を図ります。
- 森林の鳥獣害防止対策を実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	林内作業道の開設距離	km	12.4	25.3	15.0
	有害鳥獣（シカ）の捕獲頭数	頭/年	526	902	550

主担当課　農林課　　関係課　－

（4）林業振興体制の強化

- 町産材を用いた木造住宅に対する補助事業を拡充し、町産材の利用を促進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	町産材を活かした木造住宅の新築件数	件/年	6	6	6

主担当課　農林課　　関係課　－

（5）特用林産物の生産促進

- 林業での収入を高めるため、椎茸などの特用林産物を林業に合理的に組み入れ、複合経営を推進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	椎茸の生産量	t /年	11.0	5.1	11.0
	椎茸生産振興の補助金	千円	未実施	552	600

主担当課　農林課　　関係課　－

（6）森林の公益的機能の活用

- 森林資源を活かした環境教育を実施します。
- 森林の自然景観や保健休養の場としての魅力を高め、観光資源化して都市住民との交流などに活かします。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	森林資源を活かした環境教育実施回数	回/年	未実施	1	2
	トレッキングイベント開催数	回/年	2	2	2

主担当課　農林課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　1－3　商工業の振興　総合戦略 1-2･1-3･2-2

現状と課題

近年、国道・県道沿いに大型店舗出店が相次いだことから、本町の商業環境は大きく変化しました。大型店舗の増加は雇用の拡大や利便性向上、町外からの買い物客の流入などにつながっているものの、商店街は空き店舗の増加に歯止めがかからず、存在自体が危ぶまれる状況にあります。近永駅周辺再開発事業のなかでどのように中心部の商業の再生に取り組むかが大きな課題となっています。

また、周辺地区では、車を持たない高齢者などが日常の買い物に不便を感じる状況にあり、こういった「買い物弱者」の解消のための基盤整備も必要になっています。

工業においては、長期化する景気の低迷から縫製業での規模縮小や閉鎖などが続き、それに代わる雇用の創出が大きな課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症のまん延により、新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正が求められるなかで、地方、東京に立地する企業、働き手にとってメリットのあるリモートワークやサテライト・オフィスなど、地方移住への関心が高まっています。意欲ある人が新しい事業に取り組みやすい環境をつくるため、各種補助や開業支援策の拡充、企業誘致の推進や空き家などを利用したサテライト・オフィスの整備などが求められます。

さらに、ふるさと納税を活用することで、地域経済の活性化、交流人口と関係人口（地域外に拠点を持ちながらも、地域や地域の人と継続的にかかわる第 3 の人口のことを指す言葉）の拡大につなげます。

施策方針

（1）商業の活性化

- 空き店舗の状況や貸し店舗の意向などを調査し、新規開業希望者とのマッチングを図ります。
- 少ない資金で開業できるよう、令和 2（2020）年度から企業チャレンジ支援事業補助金を創設し、チャレンジショップ*などの各種補助を実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	空き店舗への新規開業者の充当件数	件/年	未実施	1	6
	チャレンジショップ開業支援件数	件/年	未実施	未実施	1

＊空き店舗対策や商店街の活性化を目的に、行政や商工会議所などが中心となって行う事業。空き店舗などを一定期間、格安の条件で開業希望者に提供し、経営ノウハウを学んだり、事業化の可能性を探ったりする場として活用を促す。

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（2）起業支援

- 意欲ある若手経営者の新事業立ち上げや、移住者、アクティブシニアなどの起業を支援します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	起業への相談支援数	件/年	情報提供	25	25

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（3）経営基盤の強化支援

- 商工会などと連携し、既存の事業所の経営の近代化に取り組みます。
- 若手経営者育成のための勉強会などの開講を目指します。
- 高齢事業者の事業承継困難事業所などを解消するため、マッチングを図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	商工会員数	人	320	301	320
新	若手経営塾の開講	－	－	未開講	R４年度開講
	事業承継困難な事業所のマッチング支援率	%	未実施	7.3	事業承継困難な事業所のうち10%以上

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（4）買い物弱者の解消

- 商店街と連携した移動販売など、買い物弱者解消のためのインフラ整備を検討します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	移動販売事業所への補助制度の整備	－	－	未整備	整備

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（5）企業誘致の推進

- 宇和島市・松野町と締結した人材供給協定や関係機関と連携した各種補助制度により、アルコール工場跡地などへの企業誘致を進めます。
- 空き家を活用したサテライト・オフィスなどを整備し、事業所誘致を促進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	企業誘致数	件	0	0	2
新	ワーケーション拠点施設への事業所誘致件数	件/年	―	0	4

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（6）ふるさと納税の活用

- ふるさと納税の返礼品として「媛スマ」や「きじ鍋」などの特産品を PR することで販路拡大に努め、商工会と連携して地域経済の活性化と交流人口・関係人口の拡大につなげます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	ふるさと納税寄付金額	百万円	－	31	65

主担当課　企画振興課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　1－4　観光・物産の振興　総合戦略 2-2

現状と課題

本町では、地域の自然や農林業を活かした観光・レクリエーション拠点として、森の三角ぼうし、日吉夢産地、成川渓谷休養センター、節安ふれあいの森などの施設整備を図ってきました。四国横断自動車道・三間インターチェンジの開通で、県内外から本町を訪れる人の利便性が増しています。また、町内には３つの JR 駅があり、鉄道ブームという追い風を活かす可能性も秘めています。

しかしながら、豊かな自然環境や伝統文化、歴史という地域資源が、観光や交流の活性化に十分活かされていないのが現状です。観光客のほとんどは日帰り客で、宿泊につながっていません。

本町では、「鬼の町づくり」を進め「鬼」の字が付く唯一の市町村として知名度向上を図り、「鬼」関連の特産品開発やイベント開催などにより、観光客の増加や地域物産の販路拡大を推進していますが、今後、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、取組のさらなる充実が必要です。

日本の原風景にもつながる本町の里山の景色や豊かな伝統文化は、外国人観光客にも魅力的に映ります。長期に滞在したい、住んでみたいと思えるような本物志向の観光開発が求められます。

施策方針

（１）鬼にちなんだ観光・物産の振興

- 「鬼」にちなんだ商品開発を進め産業振興につなげます。
- 「鬼」にちなんだイベントを開催し、交流人口の増加や町の知名度向上を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	「鬼」関連物産品開発数	品	1	79	90
	既存の特産品を使った「鬼ブランド」商品の開発数	品	4	38	45
	鬼にちなんだイベント開催数	件	2	4	5
	鬼にちなんだイベント参加人数	人	2,500	4,550	6,000
	年間観光入込客数	人	443,356	692,727	750,000

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（2）交流拠点施設の整備

- 節安ふれあいの森や成川渓谷など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、観光・交流施設の整備・活用を促進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	節安ふれあいの森そうめん流し利用者数	人	1,232	1,458	2,100
	節安ふれあいの森来客数	人	1,928	2,064	3,200
	節安ふれあいの森宿泊者数	人	437	292	600
	成川渓谷休養センター宿泊者数	人	798	950	2,000
	成川渓谷ロッジ宿泊者数	人	1,653	1,476	2,000
	高月温泉利用者数	人	39,675	31,877	50,000
	安森鍾乳洞休憩所及び旧農家体験施設そうめん流し利用者数	人	12,629	8,237	15,000
	旧農家体験施設の利用者数	人	157	42	150

主担当課　企画振興課　　関係課　日吉支所

関連する個別計画　●　－

推進施策 1－5　雇用の創出　総合戦略 1-4・4-2

現状と課題

本町に生まれ育った子どもたちは、大学などへの進学を機に町を離れ、そのまま町外で就職する場合が少なくありません。その最も大きな要因は、町内に就労の場が不足していることにあります。

本町の中学生の多くは、「働くようになっても鬼北町に住みたい」と考えていますが、その希望をかなえるためには、若者が安心して働けるような雇用の受け皿が不可欠です。

企業誘致や新たな産業創出、人材の確保育成については、最重要課題として愛媛県、宇和島圏域市町、ハローワーク宇和島などの就労支援機関と連携した取組など、あらゆる方策を講じる必要があります。既存の事業所においても、若者が働ける職域を創出したり、求人企業と求職者のマッチングを図ったりすることも重要です。

また、起業を目指す人が事業を展開しやすい環境づくりや支援策の充実も求められます。

若者だけでなく、高齢者が生涯現役としていきいきと働ける場や、子育て中の女性が無理なく働ける場など、さまざまな立場の人が多様な働き方を選択できることが理想です。

施策方針

（1）働く場の創出

- 企業誘致や新しい産業の創出で、雇用の受け皿を増やします。
- 空き家などの情報を発信し、資金力のない起業家が参入しやすい環境をつくります。
- 商工会や経験豊富なシニアなどの協力を得て、新規開業に関するアドバイスや経営指導などのサポートを行います。
- 若者や女性、高齢者など、さまざまな立場の人が働きやすい雇用の創出を支援します。
- 農業や林業の近代化を進め、新規就農者などを呼び込みます。
- 農業の６次産業化や観光振興などによって、女性や若者が活躍できる事業所を増やします。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	企業誘致数【1-3 再掲】	件	0	0	2
新	ワーケーション拠点施設への事業所誘致件数【1-3 再掲】	件/年	－	0	4
	起業への相談支援数【1-3 再掲】	件/年	未実施	25	25
	チャレンジショップ開業支援数【1-3 再掲】	件/年	未実施	未実施	1
	空き家などを利用したサテライト・オフィス整備	－	未実施	R2 年度整備計画着手	H29 年度までに可能性を検討
	宇和島市・松野町と連携した広域人材供給支援件数	件	未実施	2	3
新	ハローワーク、商工会などと連携した求人企業と高齢者のマッチング支援事業所数	事業所/年	－	0	2
	新規就農者数【1-1 再掲】	人	2	3	1
	農家民宿の開設支援【1-1 再掲】	施設	3	3	3

主担当課　企画振興課　　関係課　農林課

（2）求人企業と求職者のマッチング

- 地元企業とUターン、Ｉターン、Ｊターン希望者のマッチングの場を設けます。
- 愛媛県や商工会と連携した事業承継の取組や、「鬼の町で暮らす・働く支援事業」の拡充による支援を行います。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	ハローワーク、商工会などと連携した求人企業と求職者・移住者のマッチング支援数	件/年	－	0	5
	事業承継困難な事業所のマッチング支援率【1-3 再掲】	%	未実施	7.3	事業承継困難な 事業所のうち10%以上解消

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（3）就農支援

- 就農を希望する人と農地のマッチングを行います。
- 農業支援センター及び農業公社が連携して、就農希望者に対して、農地の斡旋や技術研修、販路確保など一貫した就農支援を行い、農業の担い手の確保育成に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	農業研修生数	人/年	－	1	1

主担当課　農林課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　1－6　女性の活躍推進　総合戦略 1-4

現状と課題

本町では、20 歳代から 30 歳代の結婚・子育て期に当たる女性の社会進出が顕著です。若い女性の町外流出は、少子化と人口減少に直結し、本町の存続にかかわる問題です。

若い女性が仕事で自己実現し、家庭や子育てにも取り組める体制の整備が喫緊の課題です。進学などで一度町外に出た女性が、本町に戻って働きながら子育てしたい、と思えるよう、女性が活躍できる場の整備が必要です。

施策方針

（1）女性の就業環境の向上

- 女性活躍推進法にもとづき、女性の活躍状況の把握・分析をし、必要な対策を検討します。
- 子育て支援策の充実した事業所や女性を積極的に登用する事業所をモデル事業所として紹介し、ノウハウの共有を図ります。
- 女性の就業環境や働き方について愛媛県の取組を紹介し、ノウハウの共有と町内の企業で女性活躍推進モデル事業所の増加を目指します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	女性活躍躍進モデル事業所件数	件/年	0	0	1

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（2）農業分野での女性の活躍推進

- 女性の認定農業者の育成・支援に取り組みます。
- 女性でも新規就農に取り組める環境整備に努め、全国の就農希望者を募ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	認定農業者における女性の割合（女性数／認定農業者数）	%	14.0	8.0	15.0
	女性の新規就農者の育成数	人/年	0	0	1

主担当課　農林課　　関係課　－

（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女ともに仕事と家庭の両立を図ることで、子育てや家事における女性への過度な負担を軽減し、男女の活躍を促します。
- 企業に対して愛媛県の認証制度「えひめ子育て応援企業認証制度」を積極的に推進し、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組の促進を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	えひめ子育て応援企業認証企業数	社	4	4	10

主担当課　企画振興課　　関係課　－

関連する個別計画
- 第 3 次鬼北町男女共同参画基本計画

基本目標
2

美しい自然を守り活かす

誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくり

5年後に目指す姿

- 美しい自然と寄り添い、快適な生活環境が確保されているまち
- 資源循環型社会を創り、次世代につなぐまち

関連する
SDGs

推進施策 2－1　資源循環型社会の推進　総合戦略 4-2

現状と課題

資源循環型社会の実現は、地球温暖化防止対策とともに環境共生型社会の実現に向けた重要な施策であり、省資源・省エネルギーを実践する資源循環型の生活様式に変えていくことが、次の世代を生きる子どもたちを守ることにつながります。

本町のごみ排出総量は減少傾向にありますが、１人当たりの排出量に換算すると目立った変動はみられず、人口減少に起因するものであることがみてとれます。平成 29（2017）年度に宇和島地区広域事務組合のごみ焼却処理施設（広域環境センター）が整備され、ごみの排出方法が宇和島地区広域事務組合管内統一のルールに変更されたことが資源化への大きな足掛かりとなり、本町のリサイクル率は上昇傾向にあります。しかしながら、資源化対象となるごみが可燃ごみとして排出されているなどの現状もあることから、住民への排出ルールの徹底はもとより、ごみの排出自体を減らすため３Ｒを推進し、リサイクル意識のさらなる向上に向けた啓発が必要となります。

施策方針

（1） ３Ｒの推進

- 家庭・行政・事業のごみ減量化、グリーン購入促進に向けた意識啓発とともに、生ごみ処理機購入補助やごみ分別冊子の各戸への配布などを実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	生ごみ処理機購入補助額	千円	40	0	200
	ごみの分別冊子の配布数	冊	158	6,000	6,000

主担当課　環境保全課　　関係課　－

（2） 資源循環型社会づくりの推進

- リサイクル率を高め、地域内でごみゼロを目指す「資源循環型社会」の形成を進めます。
- 有機資源を循環させながら農作物を生産する「資源循環型農業」への取組を支援します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	リサイクル率	%	11.7	17.7	22.0
	ごみ排出量	t	3,268	3,009	2,700
	資源ごみ品目数	品目	11	11	11

主担当課　環境保全課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　2－2　環境保全の推進

現状と課題

美しい自然景観や田園の風景は、本町の大きな魅力の一つです。町民の高い環境意識のもと、これを守り次世代に継承していかなければなりません。しかし、空き家の増加や農地の荒廃などが進みつつあります。コンクリート護岸は、里山の景色を壊すものとなっています。

これまで、町民自身が、広見川等統一清掃や花いっぱい運動、環境美化デーの取組など、地域・家庭・学校が連携し、地域を美しく保つ活動に取り組んできましたが、景観保全に対する一層の意識啓発が求められます。本町は、平成 23（2011）年に景観行政団体に移行しました。景観計画を定め屋外広告の規制などにも取り組む必要があります。

町の宝である広見川等流域の美しい水と緑に囲まれた里山の風景や、多様な生態系を守ることは、町の魅力を高めることにもつながります。それらを活かした観光振興や環境への負荷が少ない社会の構築に取り組み、豊かな地域の実現につなげることが求められます。

施策方針

（1）景観保全の推進

- 平成 28（2016）年度に策定した景観計画にもとづき、地域住民との協働により良好な景観形成を図ります。
- 自然工法による河川護岸整備を行い、良好な沿道環境が保てる緑地の在り方や、自然環境に配慮した工法など、公共事業における環境保全施策に取り組みます。
- 不法投棄の防止のため、監視パトロールや意識啓発などに取り組みます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	自然工法による河川護岸整備事業数	件	継続	4	必要に応じて
	不法投棄常習場所への監視カメラの設置数	台	1	6	必要に応じて

主担当課　建設課　　関係課　環境保全課

（2）河川環境の保全

- 水稲栽培農家への意識啓発や、環境浄化微生物の普及などにより、広見川などの水質汚濁防止に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	水質(BOD)の基準値達成箇所数	箇所	14/19	17/19	10/14、4/5
	濁水防止モデル地区数	箇所	－	1	1
	えひめ AI-1 の培養量	t /年	37	22.5	25
新	えひめ AI の周知	－	－	普及啓発	年間 2 回周知

主担当課　環境保全課　　関係課　農林課

（3）地域環境保全活動の推進

- 広見川等統一清掃や花いっぱい運動など、町民による環境保全への取組の継続を支援します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	花いっぱい運動の実施回数	回/年	3	2	2
	広見川等統一清掃回数	回	1	1	1

主担当課　環境保全課　　関係課　教育課

（4）環境保全意識の啓発

- 広見川等をきれいにする連絡協議会、四万十川愛媛・高知連携協議会などと連携し、町民の環境保全意識啓発に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	広見川等をきれいにする連絡協議会開催数	回	1	1	1
	広見川等をきれいにする協議会開催数	回	1	1	1
	四万十川愛媛・高知連携協議会開催数	回	1	0	1

主担当課　環境保全課　　関係課　教育課

関連する個別計画　●　－

推進施策 ２－３　グリーン・ツーリズムの推進　総合戦略 2-2･4-2

現状と課題

本町では、平成 24（2012）年に「鬼北の里グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、グリーン・ツーリズムの推進に取り組んでいます。都市に住む人々に本町の自然や食の魅力、農林業の重要性などを体感してもらうことで人的交流を図り、地域の活性化を促すこと、さらには「交流」から「移住・定住」へと発展することを目指しています。

現在、町内には農家民宿が３軒あり、体験メニューの数も徐々に増えつつあります。令和元（2019）年度より、南予地域では「ふるさと南予感動体験」と題した体験型修学旅行の誘致・受け入れに向けた取組が進められていることもあり、今後は、さらなる受け入れ体制の充実と、魅力の向上が課題です。

施策方針

（１）グリーン･ツーリズムの促進

- 農家民宿や農家レストランの開業を支援します。
- 旅行代理店と連携し、魅力的な自然体験プログラムの商品化を進めます。
- 貸し農園や、観光農園の新規開設、拡充を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	農家民宿の開設支援数【1-1 再掲】	施設	3	3	3
	農家レストランの開設支援数【1-1 再掲】	件	1	1	1
	貸し農園、観光農園の新規開設数	件	0	0	1
	自然体験プログラムの商品化数	件	0	0	1

主担当課　農林課　　関係課　－

（2）四万十川流域自治体との広域連携による観光ネットワーク化の推進

- 愛媛県や四万十川流域の自治体と連携して、サイクリングコースの整備やレンタサイクルの導入などを進めます。
- 広域的な観光イベント（2リバービューライド）や、長期滞在型の広域観光ルート開発などに取り組みます。

主な成果指標		単位	基準値（H26年度）	前期実績値（R1年度）	目標値
新	レンタサイクルの導入台数	台	－	0	30
	広域観光コースの設定・販売件数	件	1	2	5
	流域自治体との合同観光キャラバンの実施件数	件	1	1	1
	流域一帯でのイベント開催件数	件	1	1	1

主担当課　企画振興課　　関係課　農林課

（3）受け入れ体制の充実とおもてなしの向上

- 「ふるさと南予感動体験」では、普通の民家に滞在する「体験民泊」を軸に、南予ならではの自然や産業、歴史や文化などを活かした各種の体験を提供できるよう、受け入れ基盤の整備を図ります。
- 愛媛県農村漁村生活体験民泊における地域協議会への加入を目指します。

主な成果指標		単位	基準値（H26年度）	前期実績値（R1年度）	目標値
新	愛媛県農村漁村生活体験民泊における地域協議会への加入件数	件	－	0	1

主担当課　農林課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策 2－4　エネルギー対策の推進　総合戦略 2-1

現状と課題

本町では、環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止を推進するために、太陽光発電システムなどの設置費用補助を実施しています。

一方、豊富な森林資源を有しながら、バイオマスエネルギーなどの活用はまだ進んでいません。今後は、町内でのエネルギー自給率向上を目指し、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。

導入推進に当たっては、大学などと連携し活用技術の開発研究を行うことが考えられます。また、町民から出資を募りファンドを立ち上げるなど、町民の参加意識を高めながら事業を推進することが重要となります。

施策方針

（1）再生可能エネルギーの研究・活用

- 住宅用太陽光発電システムなど設置者に対する補助を拡充します。
- 間伐材などを利用したバイオマスエネルギーなどの活用を検討します。
- 効率的なエネルギー利用のため熱回収施設などの検討・整備を進めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	太陽光発電システム設置のための補助件数	件	5	4	5
	蓄電池・燃料電池システム設置のための補助件数	件	未実施	11	15
新	ゼロ・エネルギー・ハウス導入のための補助件数	件	－	0	2

主担当課　環境保全課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

基本目標
3

福祉の充実で安心生活を確保する

誰もが安心して暮らせるふるさとづくり

5年後に目指す姿

- 結婚・出産・子育てがしやすく人や地域があたたかいまち
- 人と人が支え合う誰もが安心して暮らせるまち

関連する
SDGs

推進施策 3－1　地域保健・医療体制の充実　総合戦略 3-1

現状と課題

一次保健医療圏※である町内には、病院2箇所、国保診療所4箇所、個人診療所5箇所及び歯科診療所4箇所があり、二次救急医療体制は、町立北宇和病院が救急医療体制を支援する施設となっています。人口に対する医療機関は南予地域でも多く、また、国保診療所に医師が常駐して地域医療の充実を図っています。また、本町は健康診断受診率が愛媛県下第1位であり、町民の健康に対する意識も高くなっています。しかし、過疎化、少子高齢化で患者が減少し、医師の専門医志向や大病院志向が進むなか、医師の採用が難しくなるなど、地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しています。

高齢化が進むなか、通院に利用しやすい交通サービス施策の展開や、介護サービスなどと連携した高齢者の生活支援体制の強化を図る必要があります。

町立北宇和病院は、昭和37（1962）年以来、愛媛県立病院として鬼北地域や近隣地域の医療機関の中心的役割を果たしてきましたが、平成18（2006）年度から町立病院として指定管理者制度により運営しています。町立北宇和病院は、安定的かつ自立的な経営のもと、地域に医療を提供し続けていく役割が求められています。

※一次保健医療圏：総合的な診療や初期救急医療といった住民の日常的、一般的な疾病や外傷などの診断、治療、疾病の予防など、日常生活に密着した頻度の高い医療需要に対応した保健医療サービスを提供する区域。

施策方針

（1）地域医療体制の整備

- 町立北宇和病院を中核に、町立診療所や民営医療機関と連携を図りながら地域医療の適正化に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	公立医療機関の医師必要人数の充足	名	6	6	継続的に採用
	公立医療機関数	機関	5	5	5
	町内全医療機関数（歯科含む）	機関	17	15	15
	町内全医療機関の入院病床数	床	251	232	適正化

主担当課　保健介護課　　関係課　町民生活課

（2）医療施設･設備の充実

- 現在の医療施設数、医師数を維持し、良質な医療サービスを提供します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	国保診療所数（歯科除く）	箇所	4	4	4
	国保診療所の医師数	人	2	2	3

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（3）保健・医療・福祉の連携

- 毎月の地域ケア会議や、開業医と勤務医の連絡会を軸に、医療・保健・福祉関係者が情報を共有し、密接な連携を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	社協、その他団体との情報交換会回数	回	12	11	12
	開業医と勤務医の連絡会の開催	－	未実施	未実施	開催

主担当課　保健介護課　　関係課　－

（4）町民一人一人の健康支援

- 子どもからお年寄りまですべての町民に対する疾病予防、健康増進への取組を強化していきます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	乳幼児健康診断の受診率	%	85.9	89.9	90.0
	親子教室（ゆめぽっけ）の開催回数	回/年	5	5	5
	思春期教室の実施回数	回/年	10	8	10
	がん検診の受診率	%	24.4	15.6	30.0
	各種予防接種の受診率	%	90.0	90.0	90.0
	法定予防接種以外の予防接種の費用助成	－	未実施	未実施	必要に応じて
	保健推進委員会・食生活改善推進協議会研修会の開催回数	回/年	3	5	5
	既存の地区組織活動グループの増加	グループ数	10	25	30
	国民健康保険税（現年度分）の収納率	%	96.7	91.7	97.0

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	特定健康診査の受診率	%	47.4	55.0	60.0
	特定保健指導の受診率	%	64.8	83.5	85.0
	健康づくり講演会の実施回数	回	4	2	2
新	鬼北町新型インフルエンザ等対策行動計画における備蓄整備品などの整備率	%	－	未整備	50

主担当課　保健介護課

関係課　－

関連する個別計画

- 第二次鬼北町健康増進計画
- 第二次鬼北町食育推進計画
- いのち支える自殺対策計画

推進施策　3－2　子育て支援策の充実　総合戦略 3-1・3-2・3-3

現状と課題

結婚・子育て期の若者の町外流出が続き、本町で生まれる子どもの数は年々減少しています。核家族化や女性の社会参加、地域コミュニティの希薄化などが進むなかで、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが強く求められています。

本町では、7 箇所の町立保育所を運営しており、全体としては入所児童数を受け入れるに足る定員数を確保しています。各保育所では、多様化する保育ニーズに対応できるよう、幼児教育プログラムの実施や子育てに関する各種相談など、サービスの充実と質の向上に取り組んでいます。

また、本町では平成 28（2016）年度より、高校生までの医療費の無料化を行っています。多くの人が子育てにはお金がかかり、そのために理想とする数の子どもが持てないという現状があります。医療費助成や各種手当の拡充といった経済的な支援のほか、子育てしながら両親が働きやすい環境をつくることが課題となっています。

施策方針

（1）結婚・妊娠・出産に対する支援

- 結婚の希望をかなえられるように、婚活イベントの支援などを進めていきます。
- 妊娠・出産にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	年間婚姻件数	件	－	32	32
新	一般不妊治療の助成金額	万円	－	150	220

主担当課　保健介護課　　関係課　－

（2）保育施設･サービスの充実

- 子ども・子育て支援事業計画にもとづき、必要な保育サービスを提供します。
- 施設・設備を計画的に整備し、良好な保育環境を提供します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	保育ニーズに対応したサービス量の確保（年度当初の保育所などの待機児童数）	人	－	0	0
	保育所の修繕件数	件	40	44	必要に応じて
	子ども園の開設	－	検討中	検討中	計画策定

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（3）経済的支援の実施

- 各種手当の支給や、保育料の軽減など、子育て家庭への経済支援の充実を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	児童手当受給者数	人	592	495	必要者に応じて
	保育料軽減件数	件	72	67	必要者に応じて

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（4）子育て環境の向上

- 放課後児童クラブの質の向上や放課後子ども教室との連携を図ります。
- 子どもが安全に遊べる公園などの整備を進めます。
- 子育て支援センターの活動の充実を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	子育て支援センター参加人数	人	75	59	50
	公園の管理不十分による事故件数	件	0	0	0
	事故防止・防災対策の啓発回数	回/年	文書で１	1	文書で１＋保護者会での周知１
	放課後児童クラブの受け入れ人数	人	26	46	必要に応じて
	放課後子ども教室などの受け入れ学校数	校	未実施	3	3

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（5）子どもの健康づくり支援

- 子どもの医療費補助の拡充を図り、高校生までの医療費を無料化します。
- 発達支援体制の充実を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	子どもの予防接種の受診率	%	70.3	90.0	100.0

主担当課　保健介護課　　関係課　町民生活課

（6）子育て相談支援の実施

- 子育てに不安を持つ親の相談支援や、父親に対する子育て意識の向上、交流の場の提供など、子育てに対する親の負担の軽減を図る事業を実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	子育て支援センターでの子育て相談件数	件/年	26	30	30
	イクメン教室の開催回数	回/年	0	0	2
	孫育て支援（広報誌ほくほく通信掲載回数）	回/年	0	0	4
	育児相談率	%	72.8	57.6	85.0
	離乳食指導率	%	60.0	57.4	70.0

主担当課　保健介護課　　関係課　町民生活課

（7）子どもの人権の尊重

- 子ども権利条約の周知、児童虐待防止対策、防犯対策など、まち全体で子どもの人権を守る活動を推進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	児童虐待防止の啓発回数	回/年	広報誌などで周知 1	広報誌などで周知 1	広報 1＋強化月間中の行政無線での周知
	要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催回数	回	1	2	2
	要保護児童対策地域協議会ケース会議の開催回数	回	1	8	随時

主担当課　町民生活課　　関係課　－

関連する個別計画

- 鬼北町保育所施設整備計画書
- 第 2 期鬼北町子ども・子育て支援事業計画
- 第二次鬼北町健康増進計画
- 第二次鬼北町食育推進計画
- いのち支える自殺対策計画

推進施策 3－3　高齢者福祉の充実　総合戦略 1-4

現状と課題

本町では、高齢化率が 40%を超え、全国より速いペースで高齢化が進んでいます。独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯、要援護高齢者が増加し、そうした方への支援策がさらに求められるようになります。

高齢者の積極的な社会参加を促すことは、これまでに培った経験や知識、技術を地域社会に還元するだけでなく、寝たきりや認知症の予防にもつながると期待されます。高齢者が住み慣れた地域で元気に過ごせるよう、日常的に介護予防を普及させていくことが必要です。そのために、生涯学習、生涯スポーツ、ボランティアの活用など、高齢者の生きがいにつながる活動を支援することが求められます。

核家族化が進んだことで、高齢者を家族だけで介護することが難しくなっています。在宅福祉サービスの充実とともに、在宅介護が不可能になった場合の受け入れ先の確保など、地域全体で要介護者とその家族などをサポートする体制づくりが課題となっています。

施策方針

（1）日常生活の支援

- 高齢者の日常生活において、移動手段の確保など、安心して地域で暮らし続けるためのサービスを提供します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	シルバー人材センター登録者数	人	－	－	50 登録者総数
新	生活支援に関する団体数	団体	－	0	5
	生活支援に関するボランティア団体数	団体	1	1	3
新	外出支援サービス利用者数	延人数/年	－	39	48
	配食ボランティアなどの活動協力員数	人	105	124	120
	地域支援事業数	事業	7	7	継続・充実

主担当課　保健介護課　　関係課　－

（2）生きがいづくりの支援

- 老人クラブ活動などを介して、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	老人クラブ加入率	%	38.9	35.9	45.0
	高齢者を中心としたボランティアの組織化の支援	－	実施中	実施中	実施中

主担当課　保健介護課　　関係課　－

（3）介護予防の推進

- 地域住民や有償ボランティア・民間事業者などと連携し、介護予防事業を実施します。
- 高齢者が交流する場を設け、閉じこもりを予防します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	地域ケア体制の充実・強化（地域ケア会議、チームケア会議などの開催回数）	回/月	1	1	1
	介護予防運動教室実施地区数	地区	6	7	7
	介護予防運動教室参加者数	人	148	180	200
	自主グループ数	箇所	9	26	30

主担当課　保健介護課　　関係課　－

（4）介護サービスの充実、推進

- 現在整備されている施設などとの連携を強化することで、利用者ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を整備し、「健康であたたかい心の通う福祉のまちづくり」を実現できるよう努めていきます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	特別養護老人ホーム入所待機者数	人	111※	164	70
	介護老人保健施設入所待機者数	人	31※	12	20
	介護療養型医療施設入所待機者数	人	0※	0	0
新	介護保険制度啓発パンフレット配布部数	部	－	500	1,000

※平成 26 年 1 月 31 日現在：鬼北町が保険者となる被保険者で、1 人が複数箇所に申込みをしていても、1 人でカウント。

主担当課　保健介護課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　3－4　障がい者福祉の充実

現状と課題

平成 25（2013）年に施行された障害者総合支援法により、障がい者の社会参加と自立支援が一層重要になっています。社会的に弱い立場の人たちが孤立することなく、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して生活できる社会づくりのためには、周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

本町では、地域自立支援協議会を開催し、町の障がい者福祉施策についての協議を行っています。福祉サービスの提供や、精神障害者小規模作業所の運営などを通じて、障がい者の社会参加や就労機会の提供をさらに進めていく必要があります。

施策方針

（1）地域自立支援協議会の開催

- 地域自立支援協議会において、障がい者福祉施策を協議します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	地域自立支援協議会の開催回数	回/年	－	1	1

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（2）地域生活支援

- 地域社会で安心して生活できるよう、適正なサービスの提供、住宅確保、就労支援などを行います。
- 学校などでの障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	介護給付・訓練給付件数	件	2,621	2,749	継続給付
	地域生活支援事業の利用人数	人	518	330	継続支給

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（3）社会参加の促進

- 障がいに応じた就労場所を開拓するなど、障がい者が社会参加しやすい環境を整えます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	精神障害者小規模作業所の通所者数	人	5	3	5
	町内事業所での障がい者雇用促進を広報誌で PR	－	未実施	実施	実施
	精神保健ボランティア活動支援・人材育成	－	実施中	実施中	継続支援
	わかば作業所支援	－	実施中	実施中	継続支援

主担当課　保健介護課　　関係課　町民生活課

関連する個別計画
- 鬼北町障害者計画
- 第 5 期障害福祉計画
- 第 1 期障害児福祉計画
- 第二次鬼北町健康増進計画
- 第二次鬼北町食育推進計画
- いのち支える自殺対策計画

推進施策　3－5　地域福祉の推進　総合戦略 4-1

現状と課題

これまで、町や社会福祉協議会を中心に公的な福祉サービスの充実を図ってきました。しかしながら、家庭や地域の機能低下、近隣関係の希薄化、生活様式の多様化などにより、行政による福祉サービスだけでは、現在あるいは将来にわたって福祉ニーズに十分対応していくことが難しくなっています。

社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体、NPO 法人、自治会などの地域福祉活動を支援しながら、子どもから高齢者、障がい者などすべての人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、地域における支え合いの仕組みをつくる必要があります。

施策方針

（1）地域活動団体及び人材の育成支援

- 研修会やセミナーなどの開催により、地域活動の担い手となる人材や組織を育成します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	ボランティア団体数	団体	12	12	12
	各団体への研修	－	実施中	実施中	参加者の増加
	小・中学校での福祉教育講座数	講座	講座実施 中学 1　小学 1	講座実施 中学 1　小学 1	継続

主担当課　町民生活課　　関係課　－

（2）地域活動への支援

- 公益的な活動を行う団体への助成を行います。
- NPO 法人への業務委託などを積極的に行うなど、地域活動の事業化を支援します。
- 使われていない公共施設などを活用して、地域活動の拠点を整備します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	各団体への補助	団体	9	10	維持
	老朽化した保健福祉施設などの整備	－	予算範囲内で整備	予算範囲内で整備	予算範囲内で整備
新	日吉保健センター・高齢者生活センターの使用件数	件/年	－	36	48

主担当課　保健介護課　　関係課　－

関連する個別計画
- 高齢者保健福祉計画
- 介護保険事業計画
- 鬼北町中長期総合計画

基本目標 4	整った生活インフラで快適生活を守る 誰もが安全・快適に過ごせるふるさとづくり

5年後に目指す姿

- 人口減少・少子高齢化に対応する生活インフラの構築を推進するまち
- 将来にわたり、誰もが安全・安心・快適に過ごせるまち

関連するSDGs

推進施策 4－1 防災・減災対策 総合戦略 4-1

現状と課題

本町は、自然の地形に恵まれ、これまで大きな自然災害の被害はそれほど多くありませんでした。そのため、住民の防災意識はあまり高くありません。また、過疎化・高齢化が進むなか、防災活動も停滞気味です。

しかし、地球規模の気候変動が続くなか、今後は、土砂災害や、南海トラフ巨大地震の可能性もあります。国では、東日本大震災を教訓に、これまでの防災対策の抜本的な見直しを進めています。本町でも、平成27（2015）年2月に「鬼北町地域防災計画」の修正を行い、新たに南海トラフ地震防災対策計画を追加するなど、防災対策の強化を図っています。また、ハザードマップの各戸配布を行い、町民・地域の防災力の強化・向上を図っています。

災害発生時に被害を最小限に抑えるために重要なことは、ハード面での基盤整備に加え、町民が日頃から高い防災意識を持ち続けることです。一方で、人口減少が続くなか、消防団員数を定員数確保することは困難になっています。消防団に加えて自主防災組織と防災リーダーの育成・強化に努め、地域防災力の向上を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となっています。避難時に支援が必要な避難行動要支援者の把握など、避難体制の整備も必要です。

施策方針

（1）防災意識の向上

- 町民参加型の防災訓練を実施します。
- 新防災マップの更新・配布や広報などにより、防災・減災意識の啓発を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	がけ崩れ危険箇所の整備数	箇所/年	－	25	20
	土砂災害危険箇所の把握数	－	把握調査実施中	指定済 365 調査済 218	H31 年度調査完了
	全町民参加の避難訓練の実施	－	未実施	H30 年度実施	R3、R6 実施
	広報・リーフレット・回覧による啓発回数	回/年	6	5	6
	新防災（ハザード）マップ（地域ごと）の配布	－	未整備	H27 年度配布済（全戸配布）	R2 更新

主担当課　総務財政課　　関係課　建設課

（2）消防団、自主防災組織の強化

- 消防団員の確保と活動の強化を図ります。
- 自主防災組織の活動を支援します。
- 消防団の装備品や老朽化した消防施設の更新を計画的に実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	消防団員数	人	468	430	517
新	消防設備の整備		－	実施済	継続実施
新	自主防災組織の訓練の実施		－	34	56

主担当課　総務財政課　　関係課　－

（3）情報伝達体制の強化

- 地域防災組織と避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援体制を強化します。
- 防災行政無線、IP 告知端末、携帯電話（緊急速報メールを含む）などを用いて、緊急時に正確・迅速な情報伝達ができる体制を整えます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	IP 無線機の整備	–	–	H30 整備済	R5 更新
	避難行動要支援者の情報の共有	–	未整備	実施済	継続実施
	個別支援プランの策定率	%	17.4	11.5	80.0

主担当課　総務財政課　　関係課　保健介護課

（4）避難体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所の整備を推進します。
- 平成 26（2014）年度に策定した「鬼北町地域防災計画」を、今後の防災対策の充実強化を図るために見直します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	感染症に配慮した避難体制の整備	–	–	未整備	整備
新	鬼北町地域防災計画の更新	–	–	H26 整備	R3 更新

主担当課　総務財政課　　関係課　–

関連する個別計画
- 鬼北町地域防災計画

推進施策　4 － 2　情報基盤の整備・活用　総合戦略 4-1

現状と課題

本町では、地域情報化計画を策定し、これにもとづいて情報基盤のインフラ整備を実施しました。今後は、この情報基盤を有効に活用するため、高度情報サービスの提供に向けた取組が必要となっています。

町立小中学校では、全児童・生徒へのタブレット端末の配置を令和３（2021）年３月に完了しました。これを教育の質の向上や、遠隔地域との交流などに活用し、児童・生徒数減少や地理的なハンディキャップの解消、独自性のある教育の推進に役立てることが重要です。

町内には、光ケーブル網が完備されたことから、ICT を活用した在宅勤務や、都市圏に本社を置く企業のサテライト・オフィス設置などが可能な環境が整っています。これを活用して、企業誘致や移住促進につなげていくことが課題です。

また、高齢者等の見守りや、買い物、医療、交通などの不便を解消するために ICT を活用することも検討課題です。

施策方針

（１）光ケーブル網を活用した就労環境の整備

- 町内に整備された光ケーブル網を活用し、ワーケーション拠点施設への事業所の誘致や、在宅勤務可能な移住者の受け入れなどにつなげます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	ワーケーション拠点施設への事業所誘致件数【1-3・1-5 再掲】	件/年	－	0	4

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（２）ICT 活用による生活関連サービスの充実

- 医療などのサービスを、インターネットを通じて在宅で受けられるようなシステムを構築し、高齢化・過疎化による生活の不便を解消します。
- 光ケーブル網を活用した宅配サービスなど、買い物弱者解消のためのインフラ整備を検討します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	ネットショッピングサイト(EC モール)構築件数	件	－	0	1

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（３）ローカル５Ｇを活用した課題解決

- 地域の生活環境の維持・発展を支えるインフラ、または生産性向上や事業の効率化を実現するためのインフラとして活用が期待されているローカル５Ｇの導入を検討し、地域課題の解決や活性化を図ります

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	ローカル５Ｇ基地局の設置数	箇所	－	0	2

主担当課　企画振興課　　関係課　－

関連する個別計画
- 鬼北町ローカル５Ｇ導入計画

推進施策 4 － 3　都市計画の推進　総合戦略 1-3

現状と課題

本町では、昭和 31（1956）年に、近永・好藤・泉地区の一部区域を都市計画区域に設定しています。近永アルコール工場跡地の一部をニュータウン鬼北の里として分譲し、定住人口増加に一定の効果をもたらしました。今後は、未利用の土地の整備・活用を早急に進める必要があります。

また、JR 近永駅周辺は、商業、医療、行政などの施設が集まる地区ですが、近年は、鉄道利用者の減少や商店街の衰退に加え駅舎の老朽化も進み、町の玄関としての機能が低下しています。そのため、令和元（2019）年度より「近永駅周辺賑わい創出プロジェクト」を立ち上げ、産官学が連携しながら地域課題に取り組む体制づくりを推進しています。近永駅前再開発を実施し、地域住民の利便性向上や観光資源としての活用・交流人口の拡大を図ることが重要な課題となっています。

施策方針

（1）近永駅周辺開発の実施

- JR 近永駅改築をはじめとする近永駅周辺の再開発を実施します。
- 再開発に当たっては、町の中心部としてのにぎわい創出につながるように努めます。
- 空き店舗の利活用により、まちなかの活性化を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	駅前の商店数	店	50	50	55
	近永駅乗降客数	人/日	194	167	300
	空き店舗活用数	軒	－	0	5

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（２）近永アルコール工場跡地未利用地の活用

- 児童数の減少などから、町内の保育所の統合・再編を計画しています。保育所統合後の新たな保育所を工場跡地に建設し、その新たな保育所を中心として、子育て支援施設、公園、住民交流施設、商業施設などを盛り込んだ複合施設の建設など、さまざまな方向性を検討します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	未利用地の活用策検討	－	企業誘致活動中	実施中	継続・検討

主担当課　企画振興課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策 4－4　交通環境の充実　総合戦略 4-1

現状と課題

公共交通は、JR 予土線と民間路線バス３路線のほか、町営による代替バス２路線が運行しています。

近年、自家用車の普及により公共交通機関の利用者が大幅に減少している一方、高齢者などにとっては通院や買い物などのための重要な生活の足であるにもかかわらず、十分な活用が図られていない面もあります。デマンドタクシーや乗車券助成制度などを導入するなど、ニーズに合った公共交通の再編に取り組み、公共交通の維持と利便性の向上を図ることが求められています。

JR 利用に関しては、通勤通学での利用や、観光での利用を促進するため、予土線利用促進対策協議会の構成市町と JR 四国と連携した取組が不可欠です。

また、四国横断自動車道・三間インターチェンジの開通などにより、自家用車利用はさらに増加していると思われます。費用対効果を検討しつつ、計画的に道路や橋りょうの整備・補修を行っていく必要があります。

施策方針

（１）バス路線の再編と利便性の向上

- 利用者のニーズに合った運行形態の検討を含む「地域公共交通網計画」の見直しを図り、利便性の向上を図ります。
- 通勤・通学でのバス利用を促進します。
- デマンドタクシーや乗車券助成制度などの活用を推進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	交通網形成計画の見直し	－	－	H29 年度導入	R4 見直し
	デマンドタクシー及びデマンドバスの利用者数	人/年	検討中	150	200
	乗車券助成制度の利用者数	人/年	検討中	200	300
	路線バス運行路線数	系統	4	4	4

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（2）鉄道の利用促進

- JR 四国と連携し、観光客誘致のための観光列車の運行を検討し、企業・NPO・地元団体と連携した鉄道の観光面強化に努めます。
- 通勤・通学での鉄道利用を促進します。
- 自転車との併用の利便性向上のため、駐輪場整備や列車への自転車持込みのほかコミュニティサイクルなど新しい取組を検討します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	観光列車の運行数	本	未実施	未実施	1
	自転車などとの併用の利便性向上	－	未実施	未実施	継続実施
新	サイクルトレインの利用者数	人/年	－	未実施	5
新	駅舎及び待合室のトイレ改修箇所	箇所	－	検討中	1

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（3）公共交通機関のバリアフリー化

- JR 四国や民間路線バスと連携し、低床バスの導入や駅舎の段差解消など公共交通のバリアフリー化を進めます。
- 施設のバリアフリー化を進め、高齢者などが利用しやすい環境を整備します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	低床バスの導入	－	未実施	H30 年度導入	必要に応じて導入
	JR 予土線駅舎及び待合所のバリアフリー化	－	未実施	未実施	R3 年度整備着工予定

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（4）道路・橋りょうの整備・保守

- 安全性に配慮した維持・管理を実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	国道（4 路線）の整備率	%	95.9	95.6	早期完成の促進
	県道（9 路線）の整備率	%	81.3	83.9	早期完成の促進
	町道（655 路線）の整備率	%	57.5	57.9	60.0
	橋りょうの点検率	%	98.6	100.0	100.0
	老朽橋りょうの補修率	%	7.5	59.1	70.0

主担当課　建設課　　関係課　－

関連する個別計画
- 鬼北町地域公共交通網形成計画
- 橋梁長寿命化修繕計画

推進施策 4－5　空き家対策　総合戦略 2-1

現状と課題

町内には、老朽化が著しく修繕も不可能で入居が見込まれない空き家が増加しています。総務省の平成 30（2018）年住宅・土地統計調査の結果では、平成 25（2013）年の記録を更新し、空家数・空家率は過去最高となっています。また、本町で平成 27（2015）年度に実施した空き家実態調査では空き家は 514 件でしたが、令和 2（2020）年度の調査では 857 件の空き家が見つかり、本町全体の空家率は 14.7%に上昇したことが明らかになりました。このような住宅を放置することは、火災や倒壊による危険や、景観を損ねることにもつながります。そのため、愛媛県特定老朽危険空家など除却促進事業にもとづき、老朽危険空家撤去に関する補助制度を整備しました。

一方、入居可能な空き家については、家の状態や立地、持ち主の意向などをデータベース化し、空き家バンクとして移住希望者などとのマッチングを図るなど、有効活用が求められます。小規模事業所に改装し、安価な家賃で貸し出すといった活用策も考えられます。

美しい山村の景観維持に資する古民家については、古材のリサイクルを含め、維持・活用を進めていく必要があります。

施策方針

（1）危険空き家撤去の推進

- 老朽危険空家撤去に関する補助制度を活用し、安全性や良好な景観を保持します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	老朽危険空家除却補助件数	件/年	－	9	14

主担当課　建設課　　関係課　－

（2）空き家の現状調査と空き家バンクの設置

- 利用可能な空き家を調査し、データベース化します。空き家バンクを設置し、移住希望者などとのマッチングを図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	空き家調査の実施率	%	実施中	100.0	100.0
	空き家バンクへの登録件数	件/年	未実施	10	10
新	空き家バンクへの申請件数	件/年	－	実施中	8
新	空き家バンク登録物件への入居件数	件/年	－	4	9

主担当課　企画振興課　　関係課　建設課

（3）空き家等の活用

- 空き家を小規模な事業として活用するための改築を支援します。安価な家賃で貸し出すことで資金に乏しい若年層の起業支援や、アーティストなどの移住を促進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	空き家を活用した新規開業件数	件	未実施	0	2

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（4）空き家等の改修支援

- 古民家などの再生に対する補助を実施します。
- 再生物件をお試し移住などに活用します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	空き家等の改修補助件数	件/年	－	4	9

主担当課　企画振興課　　関係課　－

関連する個別計画　● 鬼北町空家等対策計画

推進施策　4－6　住宅・公園の整備　総合戦略 2-1

現状と課題

本町は、宇和島市に隣接し、商業施設が整う一方、自然環境が豊かで災害も少なく、住環境として魅力あるまちです。四国横断自動車道の延伸で、通勤・通学圏が広がっており、ニュータウン鬼北の里の分譲地などが定住促進に一定の効果をもたらしています。

一方で、本町の公営住宅のなかには耐震性や居住水準が低いものもあり、建て替えなどが必要になっています。

また、住宅地の至近に子どもが安全に遊べる公園が少ないといった声があることから、街区公園やポケットパークなどの整備も検討課題です。

施策方針

（1）公営住宅の改修・建て替え

- 耐震性や居住水準が低下した公営住宅や小集落改良住宅の建て替えを進めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	最低居住水準未満世帯の割合	%	5.7	2.1	1.06
	バリアフリー化の割合	%	23.8	26.4	29.8
	耐震化の割合	%	45.0	52.0	56.3
新	公営住宅の建て替え整備戸数	戸	－	未整備	順次整備

主担当課　建設課　　関係課　－

（2）公園･広場の整備･利用促進

- 子どもや親同士の交流の場となるような身近な公園の整備・改良に努めます。
- 奈良川緑地公園でのイベント開催など、町内の公園の利用促進を図り、町民のレクリエーションや交流人口増加に活用します。
- 地域間交流に役立つ施設を整備します。
- スポーツ合宿や研修などの誘致につなげます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	ポケットパークの整備	箇所	0	0	1
新	奈良川緑地公園でのイベント開催件数	件/年	－	1	2

主担当課　建設課　　関係課　－

（3）安全で快適な住環境の確保

- 一般住宅の耐震改修、アスベスト除去改修に対する助成を行い、改修を促します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	耐震改修制度説明会実施地区数	地区	3	3	6（R7 年度末までに、各地区 1 回）
	町内回覧での耐震改修制度周知回数	回/年	1	1	2
	広報での耐震改修制度周知回数	回/年	1	1	2
	町内回覧でのアスベスト除去改修制度周知回数	回/年	1	1	2
	広報でのアスベスト除去改修制度周知回数	回/年	1	1	2

主担当課　建設課　　関係課　－

関連する個別計画
- 鬼北町住生活基本計画（住宅マスタープラン）
- 鬼北町公営住宅等長寿命化計画
- 鬼北町地域住宅計画

推進施策 4－7　上下水道の整備・保守　総合戦略 4-2

現状と課題

本町の水道普及率は 96.8%となっていますが、老朽化の進んだ施設の更新が必要となっています。自然災害に備え、水道施設の耐震化も急がれます。

需要に合った安定供給体制を確立するため、上水道を中心として、簡易水道事業の統合及び共同給水施設などの整備拡充を図る必要があります。また、料金体系の見直しやコスト縮減のための合理化経営計画を推進することが求められます。

住環境の向上と河川環境の保全のために、農業集落排水施設の接続率の向上と、合併処理浄化槽の整備が必要となっています。

施策方針

（1）水道施設の整備･更新

- 老朽化した水道施設の更新を進めます。
- 水道施設の耐震化を進めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	水道施設の更新（電気計装施設など）	－	実施	計画的に実施	計画的に実施
	水道施設の耐震化率	%	18.22	18.46	25.00
	老朽管の敷設替工事距離	m/年	実施	200	200

主担当課　水道課　　関係課　－

（2）水道事業の効率化

- 簡易水道事業を統合するなど水道事業の効率化を推進します。
- コストを縮減し、経営健全化を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	広域化推進協議会の開催	－	－	0	年 2 回の検討会議開催

主担当課　水道課　　関係課　－

（3）生活排水処理施設の整備･更新

- 地域の実情に合った生活排水処理施設の整備更新を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	農業集落排水施設の加入・接続率	%	73.9	76.1	78
	浄化槽整備事業による水洗化率（農業集落排水事業を含む。）	%	54.5	60.8	67

主担当課　環境保全課　　関係課　－

関連する個別計画
- 農業集落排水処理施設の改築・修繕浄化槽市町村整備推進事業

推進施策

4－8　交通安全・防犯対策

現状と課題

町内の交通事故は、国道や交差点で多く発生しており、高齢者の事故（高齢ドライバーの事故を含む）が多いという特徴があります。高齢者への交通安全啓発と合わせ、運転免許証の自主返納を促進する体制を整える必要があります。

最近は、悪徳商法や特殊詐欺といった、特に高齢者を狙った犯罪が増えており、啓発活動などによる未然の防止が求められます。

子どもの安全については、町のホームページで不審者情報を提供するなどの注意喚起を行っていますが、登下校時や放課後などに地域全体で子どもを見守る体制の強化が求められます。また、インターネット利用による非行や犯罪から子どもを守るため、小中学校で安全な利用に関する教育などを充実させる必要があります。

外からはみえにくい家庭内での暴力や虐待などについても、近隣住民と行政、学校などが情報を共有して早期に対応できるような体制づくりが求められます。

施策方針

（1）生活安全意識の向上

- 交通安全や防犯に関するイベントの開催やチラシ配布などにより、生活安全意識の啓発を行います。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	交通安全チラシ等配布回数	回/年	4	4	4
	防犯チラシ等配布回数	回/年	7	3	6
	小中学校での防犯教室開催回数	回/年	1（各校平均）	1	1（各学級平均）
	小中学校での交通安全教室開催回数	回/年	1（各校平均）	1	1（各学級平均）

主担当課　総務財政課　　関係課　教育課

（2）地域安全活動の活性化

- ボランティアによる地域の見守りなど、住民による生活安全活動を支援します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	交通安全活動実施回数	回/年	4	4	4
	防犯対策活動実施回数	回/年	2	2	2
	各ボランティア活動の周知（HP への掲載）	－	実施中	取組中	2
新	高齢者運転免許証自主返納事業の周知回数	回/年	－	2	2

主担当課　総務財政課　　関係課　－

（3）交通安全設備の整備

- 町内の危険箇所の情報を集め、防犯灯、ガードレールといった安全設備を整備します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
新	街路灯設置者への補助件数	件/年	－	5	52
	ガードレール等の整備件数	件/年	4	3	5
	カーブミラー等の整備件数	件/年	23	7	10

主担当課　総務財政課　　関係課　－

（4）消費者教育、防犯意識の啓発

- 悪徳商法や特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれないよう、消費者教育や意識啓発によって正しい知識の普及に努めます。
- 消費者相談窓口を設け、相談に当たります。
- 安全にインターネットを利用するための教育、啓発活動を充実させます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	小中学校でのインターネット利用に関する安全教育実施回数	回/年	2（各校平均）	2（各校平均）	2（各校平均）
	見守り隊などボランティア活動参加者数	人	121	130	120
	公民館などでの消費者教育・防犯研修会実施回数	回/年	1	0	1

主担当課　教育課　　関係課　企画振興課

関連する個別計画　●　－

基本目標 5	充実した教育環境で心豊かな人を育む 未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとづくり

5年後に目指す姿

- 充実した教育環境で、生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまち
- 未来を担う子どもたちをみんなで育む、子どもにやさしいまち

関連するＳＤＧｓ

推進施策 ５－１　学校教育の充実　総合戦略 3-3

現状と課題

本町では、小学校６校、中学校２校において、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりを進めています。少子高齢化、国際化、情報化の進行など急速に変化する社会情勢の中で、基礎基本を重視して、個性を生かす教育の充実を図るとともに、社会の変化に自ら適応できる心豊かな児童生徒の育成を図る必要があります。また、地域の様々な団体や個人と連携し、世代を越えたふれあいの中で、郷土への関心や愛着を助成する活動を実践しています。

さらに町内唯一の愛媛県立北宇和高等学校においては、Society5.0 を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革に取り組んでいます。高等学校が自治体、高等教育機関、産業界などと協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決などの探求的な学びを実現していくことで、地域振興の核となるよう努めています。

一方、児童生徒数、教職員双方の減少に伴い、学校行事の運営や、学校安全体制の確保にも問題が生じています。また、高等学校においては生徒数の減少に伴う再編整備も全国的に進められており、その存続に地方自治体や関係諸機関が連携して取り組んでいます。

今後は、国際化、情報化など、時代の要請に応じた多様な教育活動が行えるよう、施設の整備・充実を図るとともに、老朽施設等の改築や改修、余裕教室の活用に取り組まなければなりません。また、学校の自主性・自立性の確立、高校学校魅力化を促進するとともに、地域の伝統文化や歴史を大切にし、生きる力に満ちた子どもの育成を図ることが求められています。併せて放課後対策として、子ども教室等を実施することにより、安全・安心な居場所を提供し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育む取組も今後の課題です。

施策方針

（1）学力の向上

- 自ら学び考える力を付けさせるとともに、学習習慣、生活習慣の確立を図り、学力の向上につなげます。
- 学習指導の改善を図り、一人一人に合った指導に努めます。
- 高校・大学奨学金を支給するとともに、卒業後本町へ帰郷した場合の返還免除などを検討します。
- 中学生の英語の学力向上のため、外国語指導助手の常時配置や英語検定受検料の補助などを行い、支援の強化に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	全国学力・学習状況調査の正答率（全国平均正答率との差）	%	小学校+1.3 中学校-2.6	小学校+2.6 中学校-0.6	小学校 +3.0 中学校 +1.0
	高校・大学奨学金の充実	–	–	返還免除規定の検討	返還免除規定の検討
	外国語指導助手人数	人	1	3	3
新	中学生英語検定の合格率	%	–	–	70

主担当課　教育課　　関係課　–

（2）特色ある学校づくりの推進

- 各学校の創意工夫により、地域資源や地域の人材を活かした教育活動の充実を図ります。
- 愛媛県立北宇和高校の生徒の地域課題解決に対する意識を醸成し、地域に貢献できる人材の育成を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	地域の伝統・文化・歴史・産業を学ぶカリキュラムのための人材確保	人	240	602	300
	愛媛県立北宇和高校での地域の課題を学ぶカリキュラムの実施	回/年	未実施	未実施	10

主担当課　教育課　　関係課　企画振興課

（3）ICT を活用した教育の充実

- タブレット端末の配置など ICT を活用することで、質の高い教育を提供します。
- 安全なネット利用に関する教育を実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	児童生徒用タブレット端末を使用した授業回数	－	未実施	各学期１人１回以上	各学期１人１回以上
	ICT を活用した授業の充実のためのスキル向上研修会の実施回数	回/年	未実施	2	１以上
新	GIGA スクール構想にもとづいた児童生徒１人１台端末の整備率	%	－	30	100

主担当課　教育課　　関係課　－

（4）健全育成と安全確保

- 子どもの心身の健康を守るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門の人材を配置します。
- 学校と地域が連携し、犯罪や非行から子どもを守ります。
- 食育や運動習慣の形成で、子どもの体力・健康を養います。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	スクールカウンセラー配置人数	人	2	2	2
	スクールソーシャルワーカー配置人数	人	1	1	1
新	給食食材における町内食材地産地消率	%	－	9.3	10

主担当課　教育課　　関係課　－

（5）教育施設･設備の整備

- 老朽化が進んだ教育施設・設備の改修を行います。
- 愛媛県立北宇和高校の生徒確保のための全国募集に対応するため学生寮の整備を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
新	大規模改修事業の実施校数	校	－	6	1
新	中学校改築事業の実施件数	校	－	0	1
新	愛媛県立北宇和高校学生寮の整備	戸	－	0	3

主担当課　教育課　　関係課　企画振興課

関連する個別計画　●－

推進施策　5－2　生涯学習・生涯スポーツの充実　総合戦略 2-1

現状と課題

長寿化や余暇時間の増加により、生涯学習に対するニーズはますます高まっています。本町では、公民館を拠点とし、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習の基盤整備に取り組んでいます。地域に根差した個性豊かな文化を振興するため、町民の多様な芸術文化活動を積極的に奨励するとともに、芸術文化の鑑賞機会を増やしていくことが求められています。また、地域の伝統や文化に対する町民の関心を高め、貴重な文化財の保存・活用を推進していかなければなりません。

生涯スポーツの推進は町民の健康寿命を延ばす効果も期待できます。誰でも気軽に取り組めるスポーツプログラムの開発などで町民の健康増進を図ることや、広見川上り駅伝やサイクリング・イベントなどのスポーツイベントの開催で町内外のスポーツへの関心を高めることが重要です。

施策方針

（1）多様なプログラムの提供

- 生涯学習・生涯スポーツの活動プログラムの充実を図ります。
- 質の高い芸術・文化に触れる機会を創出します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	活動プログラム種目数	種目	2	4	3
	生涯スポーツ新種目数	種目	0	0	1

主担当課　教育課　　関係課　－

（2）自主的な活動の活性化

- 各種講座の受講から、自主的な活動に発展するよう支援します。
- 地域リーダーの発掘・育成を図るとともに、事業化を検討・支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を促進します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	自主的学習活動団体数	団体	142	142	150
	自主的スポーツ活動団体数	団体	18	20	20
	文化協会会員数	人	1,006	927	1,000
新	スポーツ協会会員数	人	－	1,124	1,000
	総合型地域スポーツクラブ会員数	人	105	90	100

主担当課　教育課　　関係課　－

（3）学習・スポーツ施設の充実

- 活動の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	公民館の図書室数	室	7	7	7
	社会体育施設数	施設	5	5	6
	鬼北町広見Ｂ＆Ｇ海洋センターの温水化	施設	未整備	未整備	R7 年度末までに温水化
	クラブハウス（合宿施設）の整備	施設	未整備	未整備	R7 年度末までに整備
新	合宿・研修利用件数	件	－	6	10

主担当課　教育課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　5－3　伝統文化の継承・発展

現状と課題

本町には、無形文化財として伊予神楽、五つ鹿踊り、花とび踊り、鬼北文楽など、有形文化財として善光寺薬師堂、明星草庵など、多数の文化財が存在しています。それぞれ関係者の熱意と行政の支援により保存伝承されてきました。しかし、少子高齢化により、伝統文化の継承が危ぶまれつつあります。住民の関心を高めながら、歴史・伝統の継承と新しい文化の創造に取り組んでいかなければなりません。

施策方針

（1）伝統文化の継承

- 伝統文化を映像に記録し後世に伝えるデジタルアーカイブ（映像記録）事業を実施します。
- 公民館活動や学校、また、他の市町とも連携して、伝統文化の後継者を育成します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	伝統文化の映像記録件数	件	未実施	未実施	1
	芸能まつり参加者数	人	100	300	100
	伝統文化・芸能団体数	団体	40	32	40
	後継者の育成（鬼北文楽、泉貨紙）	－	取組中	取組中	育成の継続

主担当課　教育課　　関係課　－

（2）郷土イベントの振興

- 「でちこんか」や「武左衛門ふるさと祭り」をはじめ、地域の歴史・自然・食文化などを活かした特色あるイベントを実施します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	でちこんか来場者数	人	2,000（前夜祭のみ）	26,400	30,000
	武左衛門ふるさと祭り来場者数	人	400	台風により中止	500
新	郷土イベント実施回数（地区公民館事業）	回/年	－	4	6

主担当課　教育課　　関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策　5－4　文化財の保護・活用

現状と課題

町内には、文化の丘「明星ヶ丘」にある武左衛門一揆記念館・大野作太郎地質館、歴史民俗資料館など町の歴史や文化を今に伝える施設や、等妙寺旧境内、岩谷遺跡などの貴重な史跡が多数存在しています。これらの地域の先人が遺した足跡を後世へと正しく継承するとともに、地域の魅力として創造・発展させ、地域学習の場のみならず、観光などにも活かすなど地域資源として積極的な活用を図ることが課題となっています。

施策方針

（1）埋蔵文化財の調査・保存整備・活用

- 等妙寺旧境内などの発掘調査を行い、町の歴史を後世に伝えます。
- 等妙寺旧境内の一般公開に向けた整備を行い、その活用を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	町内遺跡発掘調査の実施範囲	㎡/年	2,000	2,500	2,000
	等妙寺旧境内整備事業の実施	－	計画的に実施	整備中	R5 年度末 第 1 期 整備完了

主担当課　教育課　　関係課　－

（2）歴史・文化施設の充実

- 町内の歴史・文化施設の収蔵品の包括的な管理と、展示の充実を図ります。
- 明星ヶ丘の施設の活用を促進するとともに、観光資源としての魅力向上に努めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	町の収蔵品を活用した特別企画展示の実施回数	回/年	1	1	1
	武左衛門一揆記念館等入館者数	人	2,697	675	1,000

主担当課　教育課　　関係課　－

（3）文化･文化財の活用

- 町内の文化・文化財を活用した講座などを開催し、町内外にその魅力を発信します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	町の歴史・文化にかかわるシンポジウムの実施回数	回/年	未実施	1	1
	文化講座・イベントなどの実施回数	回/年	9	9	9

主担当課　教育課

関係課　－

関連する個別計画　●　－

推進施策

5－5　人権尊重・男女共同参画

現状と課題

本町では、平成 18（2006）年に男女共同参画基本計画を策定し、男女がともに活躍できる社会づくりを進めています。本町の女性は、全国に比べて就業率が高く、子育てに伴う離職があまりみられません。一方、職場での女性管理職の採用や公的な場での女性の登用は十分進んでいない面もあります。

住民一人一人が、その個性と能力をさまざまな分野で発揮するためには、あらゆる差別が取り除かれなければなりません。国際化が進み、また、多様な価値観を持つ人がともに生きる社会では、まち全体での人権意識の浸透と男女共同参画への理解を深めていくことがますます重要になっています。性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がお互いを尊重し合い、誰もがその人の持つ個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

施策方針

（1）人権教育の推進

- 学校教育において人権教育を実施します。
- 生涯学習の場や人権を考える集いなどの会合を継続的に開催することにより、人権意識の高揚を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	人権を考える集い参加者数	人	160	250	300
	学校教育での人権教育の実施	－	全校で実施	全校で実施	全校で実施
	ドメスティックバイオレンスや虐待件数	件	0	0	0
	いじめの根絶のためのこども会議開催回数	回/年	1	1	1

主担当課　教育課　　関係課　－

（２）職場における男女共同参画の推進

- 男女共同参画にかかる講演会や研修会を開催し、男女共同参画意識を高めます。特に、男性従業員の家事・育児参加意識を高めることで、家庭内の男女共同参画が進むよう支援します。
- 男女共同参画に積極的に取り組む職場の事例を紹介し、情報を共有します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	鬼北町職員の女性管理職の割合	%	19.4	28.3	30.0
	職場における男女対等である認識度	%	29.7	33.2	50.0
	家庭における男女対等である認識度	%	12.2	12.3	30.0
	広報誌での男女共同参画に取り組む事業所紹介数	件/年	未実施	未実施	1

主担当課　企画振興課　　関係課　－

（３）地域社会における男女共同参画の推進

- 審議会などにおける女性委員の参加を推進するなど、男女の声がともに地域社会に反映される体制づくりを支援します。
- 地域の意思決定の場など、あらゆる場面で、男女がともに協力して活動できる体制をつくります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	審議会などにおける女性委員の割合	%	25.0	17.8	30.0
新	防災士における女性の割合	%	－	10.6	15
	認定農業者に占める女性の割合	%	14.0	12.5	20.0
	男女共同参画推進事業の実施件数	件/年	8	8	10
	自治会及びＰＴＡの会長の女性登用率	%	7.0	10.8	35.0
	女性起業活動者数	人	8	16	10

主担当課　企画振興課

関係課　農林課・教育課・総務財政課

関連する個別計画

- 第３次鬼北町男女共同参画基本計画

基本目標 6	人々のつながりを深め、ともに行動する 誰もが自ら考え取り組むふるさとづくり

5年後に目指す姿

- 人々のつながりを深め、ともに行動できるまち
- みんなで取り組み、みんなで創る、協働による住みよいまち

関連するSDGs

推進施策 6－1　町民による地域活動の活性化

現状と課題

多様化、複雑化する地域の課題を解決するには、行政の限られたマンパワーや財源だけでは十分な成果を上げることが難しくなっています。こうしたなか、地域をよく知る住民自らが中心となって、地域の特性に応じて課題解決に取り組む住民自治が大きな力を発揮すると期待されます。

本町では、公民館（分館を含む）や行政区を単位とする地域活動がすでに実践されており、地域内での支え合いや環境美化、伝統行事の継承などが行われています。

こうした住民自治をさらに幅広い分野に広げていくために、行政、住民、自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業などのさまざまな主体が連携し、地域の支え合いの仕組みを強化することが課題です。

施策方針

（1）住民参加の促進

- 町政に関する町民との情報共有を促進するため、広報誌やホームページの充実、光ケーブル網を活用した新たな情報基盤の整備などを実施し、町民の町政への参加意識向上を図ります。
- 地域行事への住民参加を促し、参加意識を高めます。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	町ホームページアクセス件数	アクセス件数/年度	181,323	210,800	320,000
	まちづくり懇談会出席者数	人	61	23	100

主担当課　企画振興課　　関係課　総務財政課・農林課

（2）民間活力の導入

- 指定管理者制度を活用し、民間委託の分野を広げます。
- NPO 法人やボランティア団体への業務委託を進めます。
- 周辺部住民の買い物支援や移動支援など、コミュニティビジネスの育成を図ります。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	指定管理者導入施設数	施設	22	22	22
	NPO 法人への業務委託事業数	事業/年	0	0	1

主担当課　総務財政課　　関係課　企画振興課

関連する個別計画　●　－

推進施策　6－2　効果的・効率的な行財政運営

現状と課題

人口減少や高齢化が進み、町の財政事情も厳しさが増すなか、公共施設を適正に維持・運営していくことが求められています。現在、町が保有している施設においては、老朽化の状況や、維持管理にかかる費用、使用頻度などを考慮し、用途の見直しや統廃合を進めていかなければなりません。そのために、固定資産台帳及び統一基準にもとづいた財務書類を活用して、公共施設等総合管理計画策定にもとづき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などの対策を計画的に推進します。

施策方針

（1）公共施設等の総合的かつ計画的な管理

- 町内の公共施設等の実態を調査し、現状や将来の見通しを客観的に把握・分析します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R１年度）	目標値
	総合計画にもとづく点検・診断率	%	未実施	90	100
新	公共施設等総合管理計画の更新年度	年度	－	未実施	R4 年度完了

主担当課　総務財政課　　関係課　－

（2）適正な社会保障制度の運営

- 安心と健康を地域が支える福祉のまちを目指します。

主な成果指標		単位	基準値（H26 年度）	前期実績値（R 1 年度）	目標値
	短期被保険者証世帯数	世帯	32	33	20
	被保険者資格証明書世帯数	世帯	0	0	0
	短期被保険者証数（後期高齢者）	人	0	0	0

主担当課　町民生活課　　関係課　－

関連する個別計画
- 長寿命化計画・個別施設計画

第4部

人口減少問題への対策

第１章　鬼北町の人口動態と課題

１．鬼北町の人口動向

（１）年齢３区分別人口の推移

①鬼北町の年齢３区分別人口の推移

年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の３つに区分し、その推移をみてみると、年少人口、生産年齢人口は減少し続けており、昭和 60（1985）年には、老年人口が年少人口を上回っています。生産年齢人口の減少により、年少人口はさらに大幅に減少しています。老年人口は高齢化により増加が続いており、近く生産年齢人口を上回るとみられます。

年齢３区分別人口の推移（鬼北町）

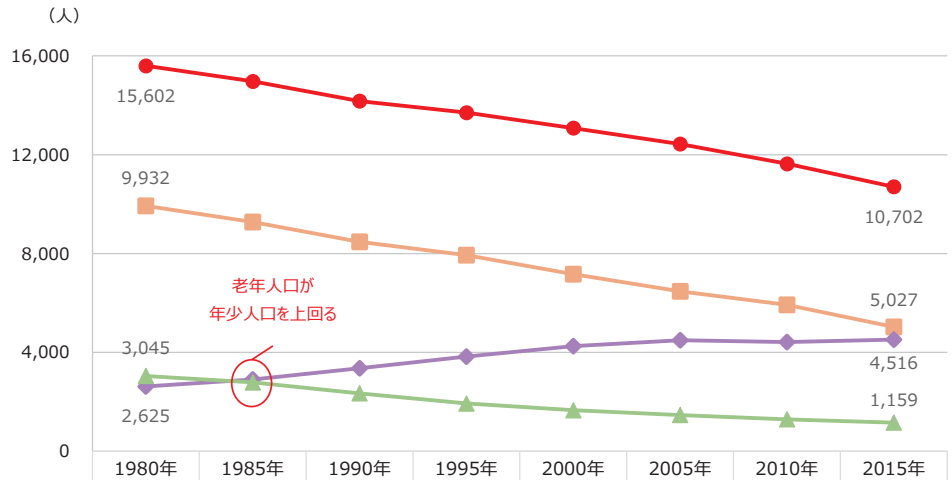

	1980年（S55）	1985年（S60）	1990年（H2）	1995年（H7）	2000年（H12）	2005年（H17）	2010年（H22）	2015年（H27）
総数	15,602	14,970	14,174	13,706	13,080	12,432	11,633	10,702
生産年齢人口（人数）	9,932	9,280	8,475	7,940	7,168	6,475	5,924	5,027
生産年齢人口（構成比）	64%	62%	60%	58%	55%	52%	51%	47%
老年人口（人数）	2,625	2,906	3,355	3,833	4,252	4,493	4,419	4,516
老年人口（構成比）	17%	19%	24%	28%	33%	36%	38%	42%
年少人口（人数）	3,045	2,784	2,344	1,933	1,660	1,464	1,290	1,159
年少人口（構成比）	20%	19%	17%	14%	13%	12%	11%	11%

資料：国勢調査

※小数点第一位を四捨五入しているため、構成比の合計が 100 にならない場合があります。

②愛媛県の年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口の推移（愛媛県）

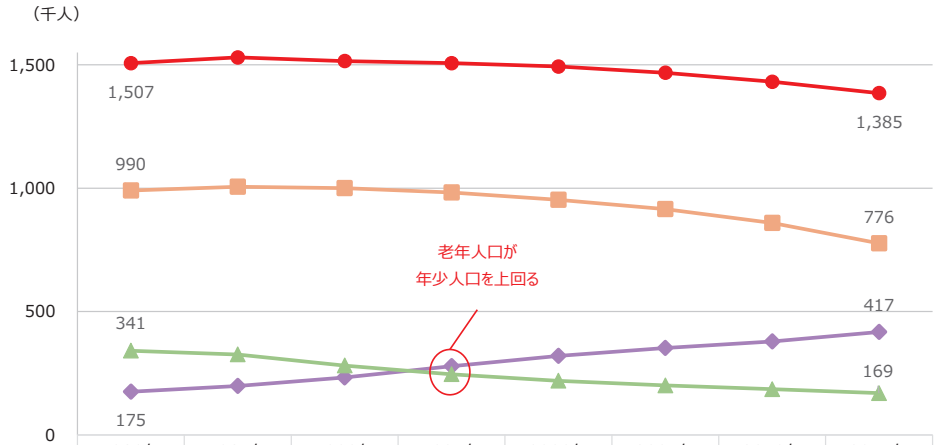

	1980年（S55）	1985年（S60）	1990年（H2）	1995年（H7）	2000年（H12）	2005年（H17）	2010年（H22）	2015年（H27）
総数	1,507	1,530	1,515	1,507	1,493	1,468	1,431	1,385
生産年齢人口（人数）	990	1,006	1,000	982	953	915	859	776
生産年齢人口（構成比）	66%	66%	66%	65%	64%	62%	60%	56%
老年人口（人数）	175	198	233	279	320	352	379	417
老年人口（構成比）	12%	13%	15%	18%	21%	24%	26%	30%
年少人口（人数）	341	326	281	246	219	200	185	169
年少人口（構成比）	23%	21%	19%	16%	15%	14%	13%	12%

資料：国勢調査

※小数点第一位を四捨五入しているため、構成比の合計が 100 にならない場合があります。

（２）人口の自然増減の状況

①人口の自然増減の推移

本町における人口の自然増減については、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が長く続いています。平成 14（2002）年度以降、ほぼ毎年、100 人を超える自然減が続いています。

人口の自然増減

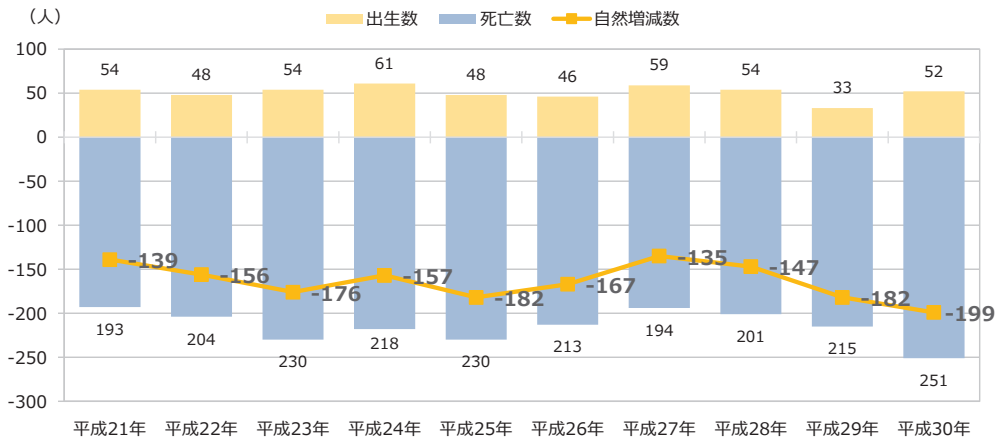

資料：RESAS

②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は昭和 58（1983）年から平成 14（2002）年まで 1.7 超で推移してきましたが、平成 15（2003）年以降は 1.6 台以下に低下しています。

愛媛県の 1.53 と比較すると高いですが、愛媛県内で最も高い新居浜市と宇和島市（1.75）と比較すると低い水準です。また、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準（人口置換水準：2.07（平成 27（2015）年、国立社会保障・人口問題研究所）を大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移

	昭和58～62年	昭和63～平成４年	平成５～９年	平成10～14年	平成15～19年	平成20～24年	平成25～29年
鬼北町	1.77	1.75	1.78	1.71	1.62	1.64	1.55
宇和島市	1.94	1.72	1.77	1.74	1.57	1.63	1.75
松野町	2.08	1.72	1.74	1.81	1.61	1.58	1.51
新居浜市	1.82	1.69	1.66	1.64	1.60	1.80	1.75
松山市	1.63	1.52	1.41	1.29	1.27	1.36	1.44
愛媛県	1.77	1.62	1.53	1.43	1.40	1.50	1.53

注１）鬼北町の平成 10～14 年以前は、旧広見町、旧日吉村の出生率を生産年齢人口比で加重平均した数値
注２）宇和島市の平成 10～14 年以前は旧宇和島市の数値

資料：人口動態保健所・市町村別統計（人口動態統計特殊報告）

合計特殊出生率の推移

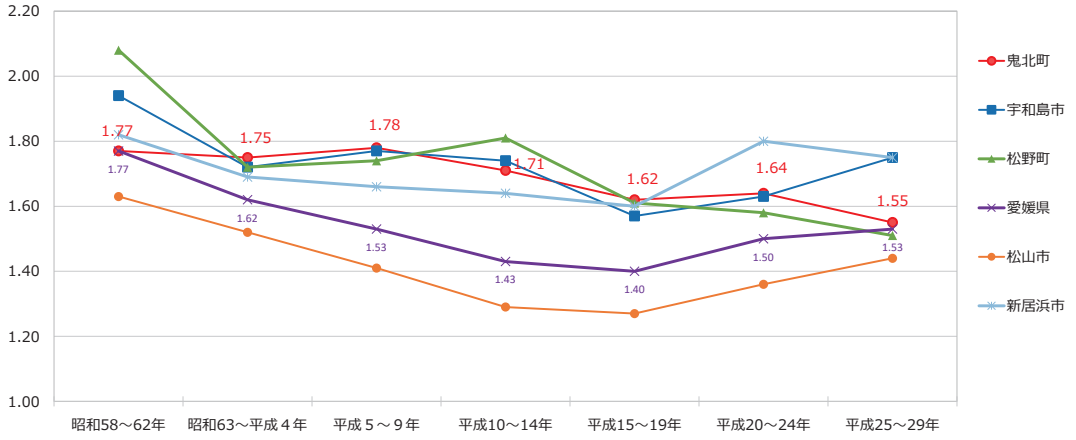

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

③男女未婚率（鬼北町・愛媛県・全国）

本町の平成 27（2015）年の未婚率は、女性では愛媛県や全国より低い数値になっていますが、男性では高い数値になっています。5 年前と比較すると、男性では 30 歳代と 40 歳代後半、女性では 20 歳代後半と 30 歳代後半、40 歳代後半での未婚率の上昇が目立っています。

男女別未婚率（鬼北町・愛媛県・全国）

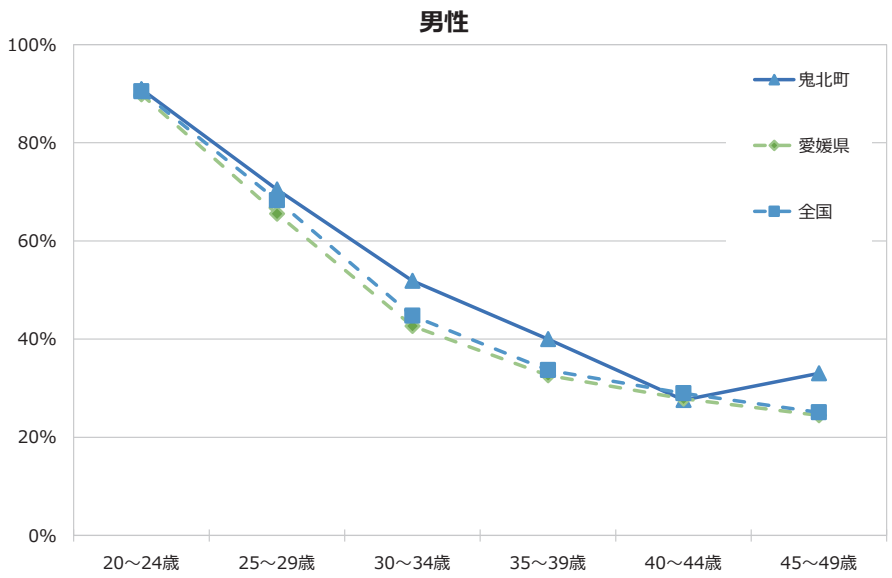

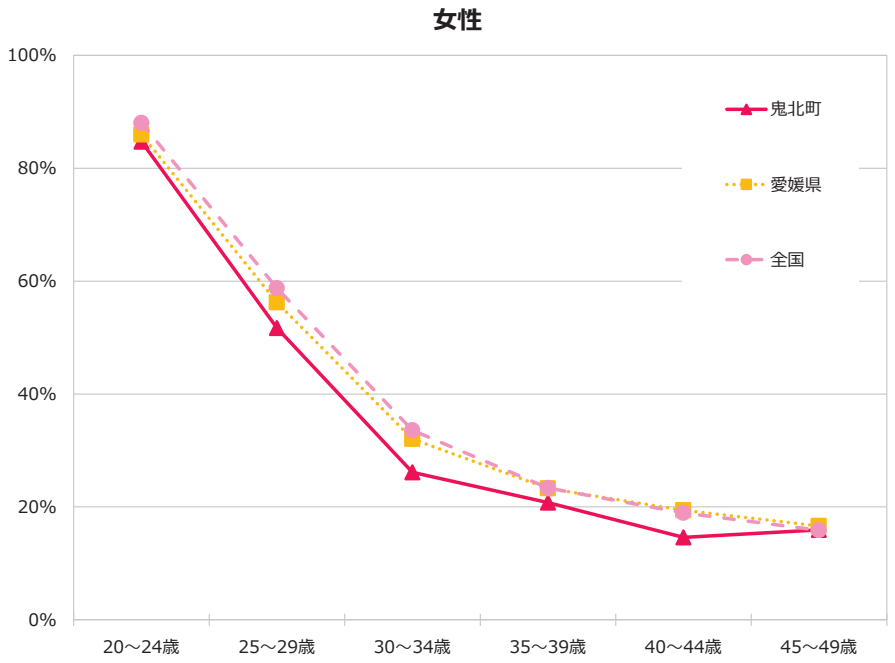

資料：国勢調査

男女別未婚率（時系列）

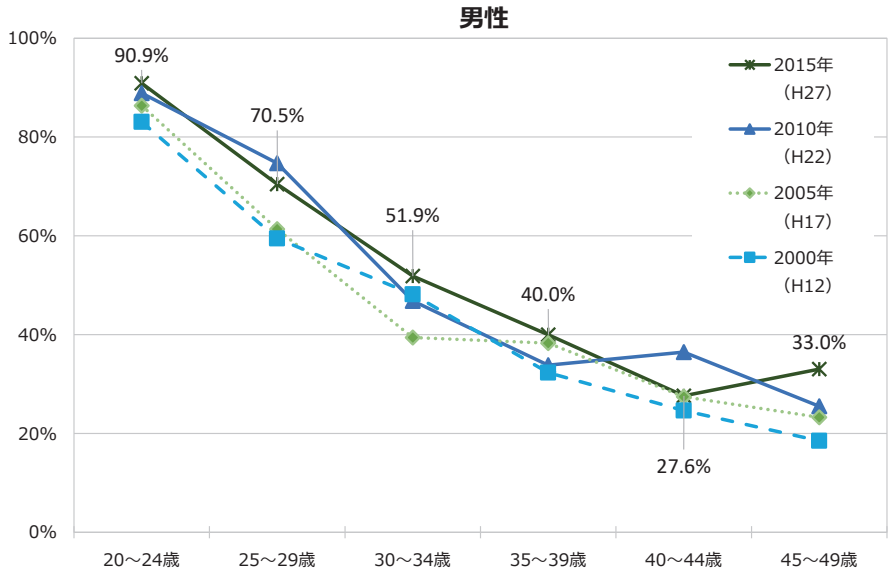

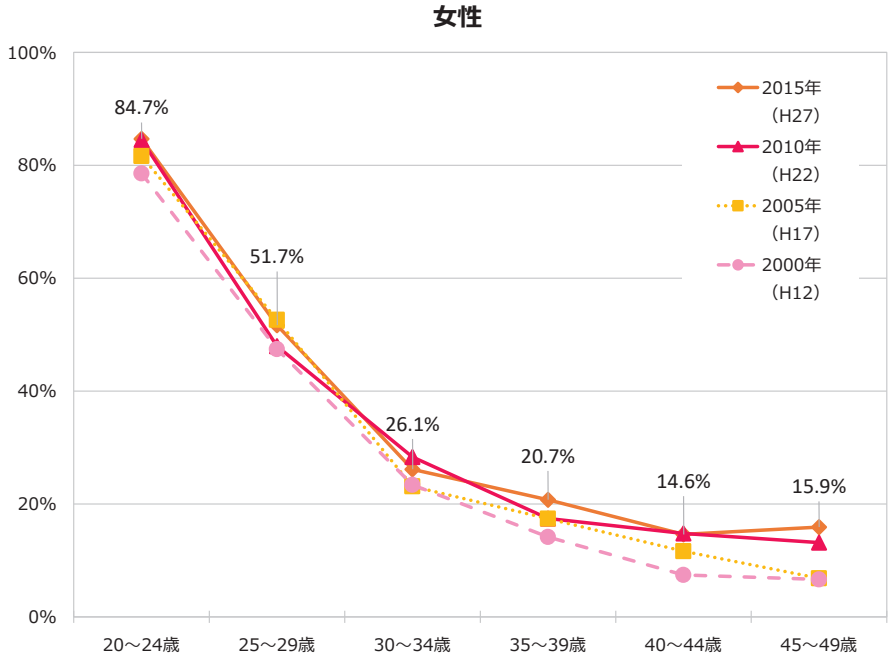

資料：国勢調査

（３）人口の社会増減の状況

①人口の社会増減の推移

本町における人口の社会増減については、直近の３年間では、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いています。

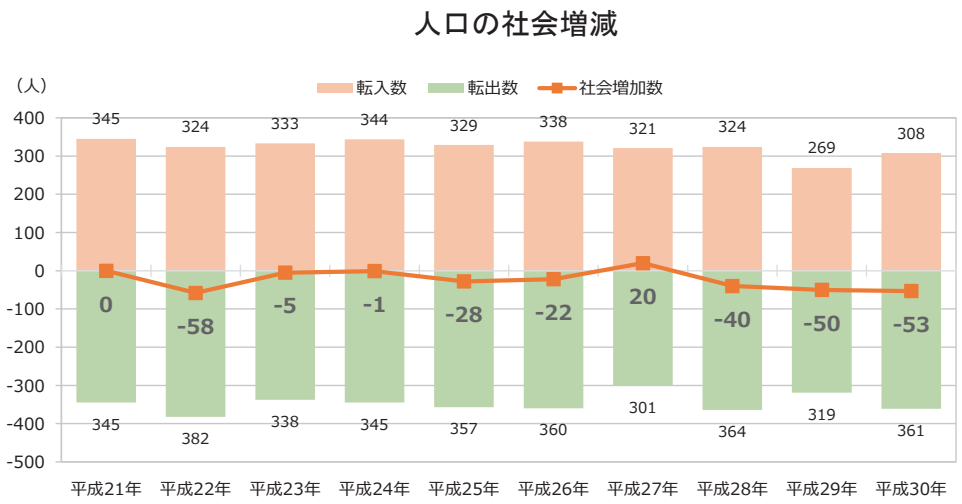

資料：RESAS

②性別・年齢階級別人口移動の最近の状況

年齢階級別純移動数（３区分別）

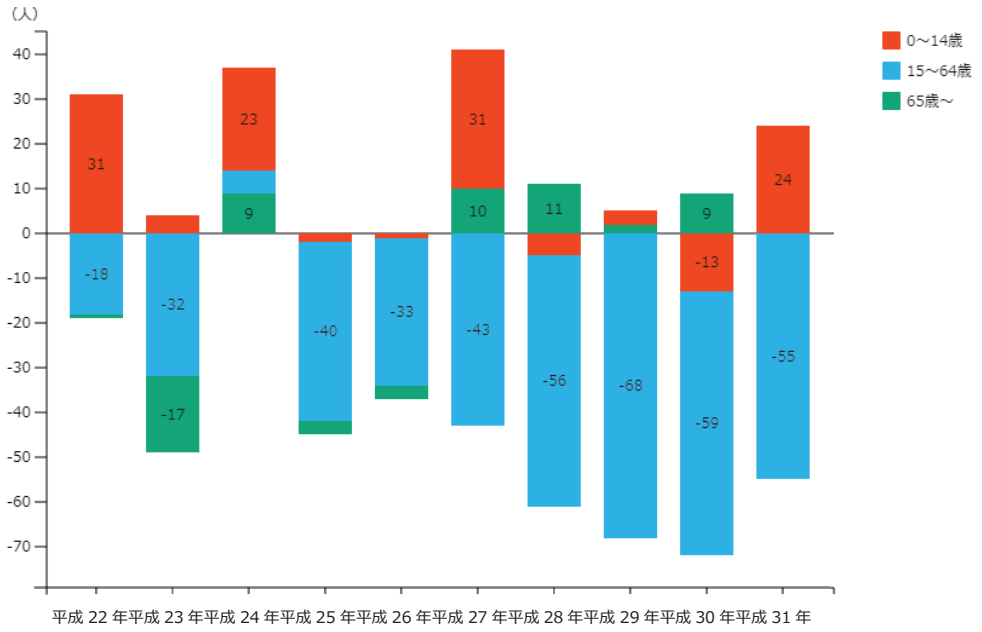

資料：RESAS

平成 22（2010）年→27（2015）年の年齢階級別人口移動（純移動数）

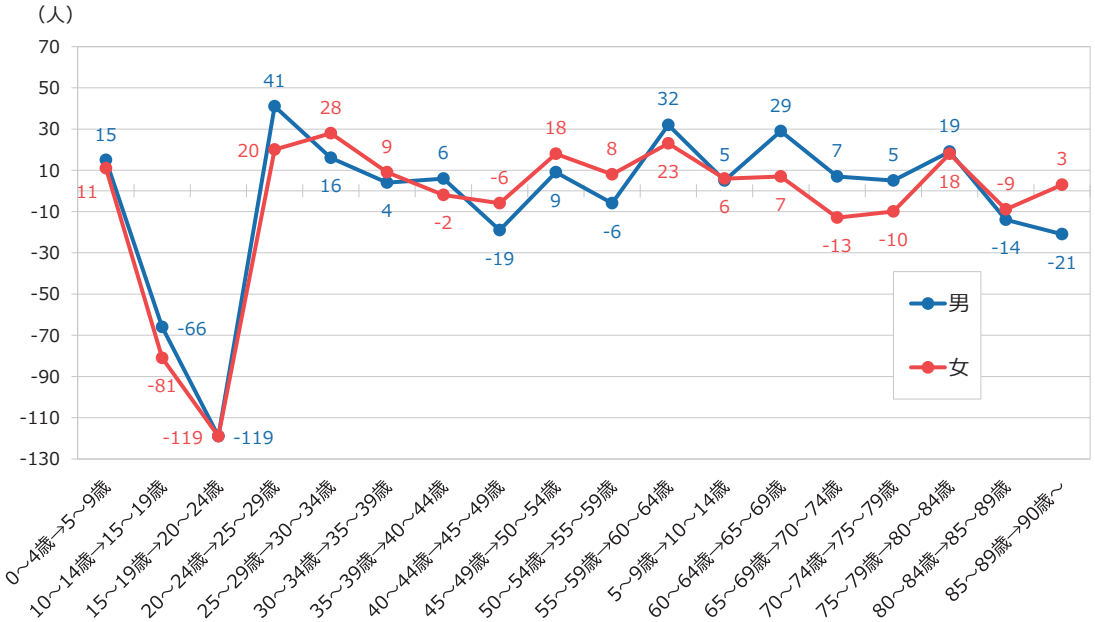

資料：RESAS

③地域間の人口移動の状況

転入数・転出数の上位地域

転入数内訳（平成 31 年）

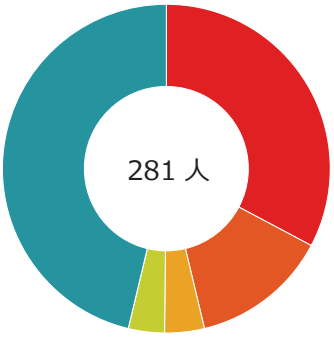

- 1位 愛媛県宇和島市 (92人)
- 2位 愛媛県松山市 (38人)
- 3位 愛媛県西予市 (11人)
- 4位 愛媛県東温市 (10人)
- 5位 愛媛県西条市 (0人)
- その他 (130人)

転出数内訳（平成 31 年）

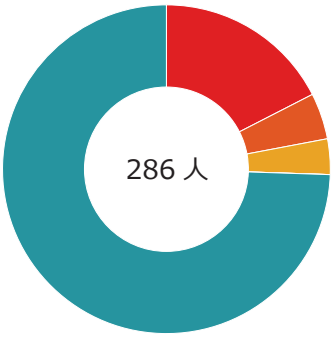

- 1位 愛媛県松山市 (50人)
- 2位 愛媛県西条市 (13人)
- 3位 愛媛県西予市 (10人)
- 4位 愛媛県東温市 (0人)
- 5位 愛媛県宇和島市 (0人)
- その他 (213人)

資料：RESAS（住民基本台帳人口移動報告）

２．鬼北町の抱える課題

本町の人口動向を踏まえ、現状を整理すると、人口減少をはじめ、少子高齢化の進展や働く世代の流出、婚姻数の減少などが顕在化しています。

＜鬼北町の現状＞

【全体的な傾向】

・平成 27（2015）年度は前回の国勢調査と比較して 931 人の減少となっており、減少数が大きくなっています。
・５年前に策定された「鬼北町人口ビジョン・総合戦略」（平成 28（2016）年３月）の目標人口（独自）と比較すると、本計画が終了する令和７（2025）年では 629 人、令和 22（2040）年では 1,292 人、令和 42（2060）年では 2,030 人、少なくなることが予測されています。
・少子高齢化がより進展しており、令和２（2020）年～令和７（2025）年頃には老年人口が生産年齢人口を上回ると予想されています。

【自然動態における傾向】

・死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。
・近年、出生数はほぼ横ばいであるのに対し、死亡数は増加しています。

＜出生数＞

・平成 25（2013）～29（2017）年度の本町の合計特殊出生率は 1.55 で、愛媛県（1.53）・全国（1.43）を上回って推移しています。

＜未婚率＞

・愛媛県や全国と比較して、女性では低い数値になっていますが、男性では高い数値になっています。５年前と比較すると、男性では 30 歳代と 40 歳代後半、女性では 20 歳代後半と 30 歳代後半、40 歳代後半での未婚率の上昇が目立っています。

【社会動態における傾向】

・転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いています。
・平成 30（2018）年には転入数が増加したものの、それを上回る転出数の増加が続いています（転出超過）。
・一方で、平成 22（2010）年→平成 27（2015）年の年齢階級別人口移動（純移動数）では、0～４歳→５～９歳と 20～24 歳→25～29 歳、25～29 歳→30～34 歳、30 歳～34 歳→35 歳～39 歳が転入超過となっており、小さな子どもがいる若年層の転入が考えられます。

＜転出数＞

・近年増加傾向にあります。
・年齢階級別純移動数（３区分）でみると、近年は働く世代である生産年齢人口（15～

64 歳）の流出が顕著となっています。

＜転入数＞

・平成 30（2018）年は増加しています。
・年齢階級別純移動数（３区分）でみると、年少人口（0～14 歳）の転入の割合が高くなっています。

本町の現状をもとに、本町が抱える課題を整理すると、農業・商工業の振興、雇用の創出、環境保全の推進、地域福祉の推進、交通環境の充実など、その分野は多岐にわたります。

＜現状からみえる課題＞

・人口減少、少子高齢化を背景とし、新型コロナウイルス感染症の影響で加速した、コミュニティの希薄化を改善しなければなりません。
・将来を担う世代や働く世代の流出を防ぐとともに、高齢者世代の一人暮らしなどによる孤立感を解消しなければなりません。
・少子高齢化の進展に伴い、地域を支えるメンバーの高齢化が顕著となっており、若手人材の育成が求められています。
・本町での暮らしやすさを支えてきた交通・インフラを今後も維持する必要があります。
・大規模自然災害などが頻発するなか、町民・事業者・行政が連携し、防災意識の向上と防災対策の強化を行う必要があります。
・若年層や働く世代に、安心して子どもを産み育てられる環境を整える必要があります。
・若年層や働く世代は子育てなどにかかる費用の負担が大きいと感じており、安定的な収入を確保できる環境整備が必要です。
・本町の教育環境・カリキュラムの情報をもっと町外へ発信する必要があります。
・本町で働くことに興味を持ってもらわなければなりません。
・農業や地域産業（きじなど）といった基幹産業の発展に向けて、担い手を確保する必要があります。
・新しい視点や分野で産業振興・雇用創出に取り組む必要があります。
・企業の誘致や事業所などの店舗を増やし、にぎわいを創出しなければなりません。
・観光振興を図っていますが、訪問客数が伸び悩んでいるため、観光消費の向上を図る取組を講じなければなりません。
・本町で住みながら働き続けるという選択をしてもらう必要があります。
・本町の田舎暮らしの魅力などの情報を届けたい層に届けていく必要があります。

人口減少の進展は、地域の需要低下や労働力人口の減少による経済活動の縮小を引き起こし、雇用が不安定になることで結婚や子育て・出産にも影響が及びます。

こうした負のスパイラルを防ぐためには、地域経済の活性化や定住の促進、まちの魅力向上など取組を通じて継続的な好循環を生み出すための取組が重要となります。

３．目指すべき将来の方向性と人口の将来展望

（１）将来の人口の目標

平成 28（2016）年に策定した「鬼北町人口ビジョン」では、人口の将来目標として「令和 42（2060）年に 5,636 人」を掲げました。将来人口については、現状を踏まえ、前回策定時と同様の考えにもとづき、本計画の実施期間最終年度である 5 年後の令和 7（2025）年度の目標人口を、以下のように設定します。

【鬼北町の人口目標】

令和 42（2060）年までに本町の人口は、4,513 人を目指す。

（令和 7（2025）年：8,878 人）

（２）鬼北町の人口目標に対する取組

本町の人口目標を達成するため、農業・商工業の振興、雇用の創出、環境保全の推進、地域福祉の推進、交通環境の充実など、多岐にわたる課題に対して、本計画では重点プロジェクト（総合戦略）で取り組みます。

人口目標に対する取組と長期総合計画との関連

第２期総合戦略での枠組み		第二次鬼北町長期総合計画での枠組み			
分野	対応方針	目指すまちの姿 基本目標	施策		
地方における安定した雇用を創出する 基本目標１ 豊かな地域資源を活かした基幹産業の再生 －安心して働けるまち	1-1　農林業の再生	特色ある産業を創り育てる	1	1	農業の振興
			1	2	林業の振興
	1-2　新産業（雇用）の創出・整備		1	3	商工業の振興
	1-3　既存商工業の基盤強化と魅力再生		1	3	商工業の振興
		整った生活インフラで快適生活を守る	4	3	都市計画の推進
	1-4　誰もが安心して働ける環境の実現	特色ある産業を創り育てる	1	5	雇用の創出
			1	6	女性の活躍推進
		福祉の充実で安心生活を確保する	3	3	高齢者福祉の充実
基本目標２ つながりを大切にし、鬼北町へ新たなひとの流れをつくる －訪れたいまち、住みたいまち	2-1　移住・定住の促進	特色ある産業を創り育てる	1	4	観光・物産の振興（仮）
		美しい自然を守り活かす	2	4	エネルギー対策の推進
		整った生活インフラで快適生活を守る	4	5	空き家対策
			4	6	住宅・公園の整備
		充実した教育環境で心豊かな人を育む	5	2	生涯学習・生涯スポーツの充実
	2-2　交流人口、関係人口の拡大	特色ある産業を創り育てる	1	3	商工業の振興
			1	4	観光・物産の振興
		美しい自然を守り活かす	2	3	グリーン・ツーリズムの推進

基本目標３ みんなの力で、結婚・出産・子育ての希望をかなえる －子どもにやさしいまち	3-1　結婚・妊娠・出産への支援	福祉の充実で安心生活を確保する	3	1	地域保健・医療体制の充実
			3	2	子育て支援策の充実
	3-2　子育て支援の充実		3	2	子育て支援策の充実
	3-3　教育の充実		3	2	子育て支援策の充実
		充実した教育環境で心豊かな人を育む	5	1	学校教育の充実
基本目標４ ともに支え合い、安心して暮らすことができる持続可能な地域をつくる －豊かで暮らしやすいまち	4-1　安心して暮らすことができる環境の構築	福祉の充実で安心生活を確保する	3	5	地域福祉の推進
		整った生活インフラで快適生活を守る	4	1	防災・減災対策
			4	2	情報基盤の整備・活用
			4	4	交通環境の充実
	4-2　広域連携による地域の活性化	特色ある産業を創り育てる	1	5	雇用の創出
		美しい自然を守り活かす	2	1	資源循環型社会の推進
			2	3	グリーン・ツーリズムの推進
		整った生活インフラで快適生活を守る	4	7	上下水道の整備・保守

第5部

参考資料

SDGs について

①SDGs の概要と意義

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和 12（2030）年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。

平成 27（2015）年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標 MDGs（ミレニアム開発目標）の後続として採択された SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴールと細分化された 169 のターゲット、進捗状況を図るための約 230 の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

わが国においては、平成 28（2016）年 5 月に政府内に SDGs 推進本部を設置、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

また、平成 29（2017）年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」においても、地方での SDGs の推進が地方創生に資するとして、SDGs を行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

②SDGs と自治体行政の役割

一方で、SDGs のゴールやターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、町の実情に合わせて落とし込む（ダウンサイジングした解釈）作業が必要です。

なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG（United Cities and Local Governments）が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとっての SDGs-導入のためのガイドライン-」では次の表のとおり整理されています。

これらを参考に SDGs を意識した取組を進めます。

③SDGs と総合計画

総合計画においては、行政と住民が一体となり、将来像の実現に向け、6 つの基本目標とそれに基づく 30 の推進施策に取り組みます。

総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs とスケールは異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成に貢献できるものと考えます（総合計画と SDGs の関係性は pp.158-159 の表のとおり）。

SDGs という国際目標を意識した取組やその達成への貢献は、町の誇りの醸成にも寄与するものであるといえます。

▼ＳＤＧｓの17の目標とその内容

1 貧困をなくそう	**貧困をなくそう** あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう	**人や国の不平等をなくそう** 国内および国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	**飢餓をゼロに** 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを	**住み続けられるまちづくりを** 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を	**すべての人に健康と福祉を** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任つかう責任	**つくる責任　つかう責任** 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4 質の高い教育をみんなに	**質の高い教育をみんなに** すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	**気候変動に具体的な対策を** 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう	**ジェンダー平等を実現しよう** ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう	**海の豊かさを守ろう** 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	**安全な水とトイレを世界中に** すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	**陸の豊かさも守ろう** 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	**エネルギーをみんなにそしてクリーンに** すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	**平和と公正をすべての人に** 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	**働きがいも経済成長も** すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	**パートナーシップで目標を達成しよう** 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	**産業と技術革新の基盤をつくろう** 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

▼ＳＤＧｓの17の目標と自治体行政の関係（ＵＣＬＧ）

1 貧困をなくそう	**あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに	**飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
4 質の高い教育をみんなに	**すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも，学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう	**ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また，自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に	**すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く，水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	**手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する** 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり，住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等，安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も	**すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また，勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	**レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に，地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう	**国内および国家間の不平等を是正する** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを	**都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする** 包摂的で、安全な、強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任	**持続可能な消費と生産のパターンを確保する** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など，住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を	**気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう	**海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する** 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう	**森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に	**公正、平和かつ包摂的な社会を推進する** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	**持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する** 自治体は公的／民間セクター、住民、ＮＧＯ／ＮＰＯなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：ＵＣＬＧ（United Cities and Local Governments）（「私たちのまちにとってのＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018 年 3 月版（第 2 版）」（自治体ＳＤＧｓガイドライン検討委員会編集））

▼総合計画とＳＤＧｓ17のゴールの関係性

○次の表は、総合計画とSDGs（17のゴール）の関係性を示したものです。

分野	基本目標	1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー
産業	1 特色ある 産業を 創り育てる		●					
自然	2 美しい 自然を 守り活かす						●	●
福祉	3 福祉の充実 で安心生活 を確保する	●		●		●		
生活	4 整った生活 インフラで 快適生活を 守る						●	
教育	5 充実した 教育環境で 心豊かな人 を育む				●	●		
共働	6 人々のつな がりを深 め、ともに 行動する			●				

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
8 経済成長・雇用	9 産業基盤・イノベーション	10 不平等	11 持続可能な都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和・公正	17 実施手段
●	●		●				●		●
				●	●	●	●		
		●						●	●
		●	●				●	●	●
		●	●					●	●
			●						●

令和３年３月16日

鬼北町長　兵頭　誠亀　様

鬼北町総合開発計画審議会
会長　川　平　定　計

第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（案）について（答申）

本審議会に諮問のあった第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、まちの将来像である「自然豊かな、心豊かな、暮らし豊かなまち　きほく」の実現に向け戦略的に進められるよう、下記のとおり要望します。

記

１．本計画をまちづくりの指針として、町民への周知や計画内容についての理解を得るとともに、各施策及び事業の推進にあたっては、町民の意向に即した施策及び事業の推進に努められることを要望します。

２．まちの将来像の実現に向け、計画における各施策及び事業の実施にあたっては、各地域における課題や実情を十分に踏まえた上で、的確な施策展開に努められるとともに、健全な行財政運営に努められることを要望します。

３．各施策及び事業の実施にあたっては、目下の懸念である新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、地域経済の復興並びに町民の生活支援を最優先とした施策の実施に努められることを要望します。

４．本計画を着実に推進していくために、計画された事業の進捗管理を適切かつ継続的に実施し、その公表に努められるとともに、新たな地域課題については、不断の見直しを行いながら、柔軟かつ速やかに対応できる体制構築に努められることを要望します。

計画策定経過

年月日	会議名等
令和２年２月７日～20日	町民アンケート調査
令和２年６月19日	町長インタビュー
令和２年６月19日	長期総合計画策定委員会　専門部会（補佐・係長）
令和２年６月19日 ～８月17日	施策評価シート調査
令和２年９月２～４日	各課ヒアリング
令和２年９月８日	第１回　鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和２年９月26日	住民ワークショップ
令和２年12月15日	第１回　行政企画委員会（課長）
令和２年12月25日	第２回　鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和３年２月４日	第３回　鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和３年２月８～22日	パブリック・コメント
令和３年３月１日	第２回　行政企画委員会（課長）
令和３年３月16日	第４回　鬼北町総合開発計画審議会 〔鬼北町総合戦略策定委員会〕
令和３年３月16日	鬼北町総合開発計画審議会「答申」
令和３年３月19日	鬼北町議会全員協議会

鬼北町総合開発計画審議会〔鬼北町総合戦略策定委員会〕委員名簿

番号	選任部門［総合戦略］	選任部門［総合計画］	氏　　名	備　　考
1	産業（農）	農業委員	川平　定計	鬼北町農業委員会　会長 ※鬼北町総合開発計画審議会　会長
2	産業（農）	農業委員	山下　展輝	鬼北町農業委員会委員
3	産業（商）	有識者	善家　哲也	鬼北町商工会指導員
4	産業（林）	有識者	青木　武司	株式会社日吉農林公社　代表取締役
5	医療	有識者	岡部　健一	社会福祉法人旭川荘南愛媛病院　院長
6	福祉	公的団体	松浦　雅美	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会 事務局長
7	住民	公的団体	藤田　光子	鬼北町女性団体連絡協議会　会長
8	住民	有識者	芝　弘晃	鬼北町公民館連絡協議会　会長
9	住民	公的団体	松田　八重子	鬼北町連合婦人会　会長
10	学校	教育委員	松浦　靖	鬼北町教育委員会教育長職務代理者
11	金融機関	有識者	高山　和彦	愛媛銀行近永支店　支店長
12	金融機関	有識者	西原　直樹	伊予銀行近永支店　支店長
13	労働		窪田　幸教	宇和島公共職業安定所　所長
14	言（メディア）		一色　敏徳	愛媛新聞南予支社　支社長
15	行政関係者		井上　建司	鬼北町副町長 ※鬼北町総合戦略策定委員会　委員長
16	行政関係者		松浦　秀樹	鬼北町教育長

委員会設置要綱

○鬼北町附属機関設置条例

平成 17 年 1 月 1 日　条例第 28 号

（設置）

第１条　法律若しくはこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第１３８条の４第３項の規定により、本町に設置する附属機関は、別表のとおりとする。

（委任）

第２条　前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該執行機関が２以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

附　則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 11 月 25 日条例第 216 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 2 号)抄

（施行期日）

1　この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 3 月 9 日条例第 2 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第１条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員数	選出方法
町長	鬼北町ほう賞審議委員会	名誉町民章授与候補者についての調査審議及び町長の諮問に関する事務	５人	町の区域内の公的機関の代表者その他学識経験者のうちから町長が任命する。
	鬼北町行政改革推進審議会	行政の組織運営全般にわたる改革、改善事項の調査審議及び町長の諮問に対する答申に関する事務	１０人	町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。
	鬼北町特別職報酬等審議会	議員報酬及び町長並びに副町長の給料の額についての審議及び町長の諮問に関する事務	５人	町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから町長が任命する。
	鬼北町総合開発計画審議会	総合開発計画の調整その他実施に関し必要な審査及び審議をする事務	１２人	町の区域内の公的機関及び公共的団体並びに優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。
	鬼北町都市計画審議会	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)によりその権限に属せられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する事務	１０人 (特別の事項を調査審議するときは、臨時委員を、専門の事項を調査するときは、専門委員を、それぞれ若干人置くことができる。)	学識経験のある者及び議会の議員のうちから町長が任命する。(その他関係行政機関、県の職員又は町の住民のうちから任命することができる。)
	鬼北町住宅マスタープラン策定委員会	住宅マスタープランの調整その他策定に関し必要な審議をする事務	８人	町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから

○鬼北町総合開発計画審議会規則

平成17年1月1日　規則第32号
改正　平成17年6月20日　規則第154号
平成27年6月25日　規則第21号

（趣旨）

第１条　この規則は、鬼北町附属機関設置条例（平成17年鬼北町条例第28号）第2条の規定に基づき、鬼北町総合開発計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第２条　委員の構成は、次のとおりとする。

(1)　公共的団体の役員及び職員　５人

(2)　学識経験を有する者　７人

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、当該計画に係る審議が終了したときまでとする。ただし、その職によって委嘱された委員が当該身分に異動を生じたときは、委員を辞したものとみなし後任者が委員となる。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を統理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（専門部会）

第５条　審議会に次の専門部会を置くことができる。

(1)　総務部会

(2)　産業建設部会

(3)　厚生文教部会

２　専門部会の業務及び運営に関する事項は、別に定める。

３　部会に部会長を置く。部会長は、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附　則（平成17年6月20日規則第154号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年6月25日規則第21号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

鬼北町総合戦略策定委員会設置要綱

平成 27 年 9 月 28 日
告示第 74 号
改正　平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号

（設置）

第１条　町は、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした「鬼北町総合戦略」を策定するため、「鬼北町総合戦略策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、町長の監督下に属し、次に掲げる任務を遂行する。

(1)　鬼北町総合戦略の策定に関すること。

(2)　鬼北町総合戦略の実施状況の総合的な検証に関すること。

(3)　その他町長が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員１４人をもって組織する。

２　委員長は、副町長とし、副委員長は教育長とする。

３　委員は、別に定めることとし、町長が任命する。

４　委員会の事務局は、企画振興課に置き、事務局長は企画振興課長とする。

（委員長の職務）

第４条　委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

２　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集）

第５条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第二次鬼北町長期総合計画 後期基本計画
令和３年３月発行

編 集 ・ 発 行／愛媛県鬼北町（企画振興課）
〒798-1395　愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1
TEL0895-45-1111（代）
http://www.town.kihoku.ehime.jp

デザイン・印刷／株式会社ぎょうせい

第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画
（第2期総合戦略）

自然豊かな 心豊かな 暮らし豊かな まち きほく